

令和5年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	共通区	所管局	○：対応 △：一部対応
鶴見	1	外国人と日本人が支え合う地域づくりの実現	多文化共生の更なる推進に向けて、国際交流ラウンジに地域へのアウトリーチを担う専任スタッフを配置し、地域課題解決や在住外国人の活躍促進を推進	4区 中区・南区・緑区・都筑区	国際局	○
鶴見	10	災害時要援護者支援事業 個別避難計画作成の制度設計	1 個別避難計画の作成体制強化 2 個別避難計画の実効性を高める仕組みづくり	1区 港北区（2のみ）	健康福祉局	○
神奈川	1	デジタル移動無線回線数の見直し	デジタル移動無線の回線数を72回線まで増やしてもらうように総務省関東総合通信局と協議の実施	5区 西区・南区・緑区・栄区・瀬谷区	総務局	△
神奈川	4	管理不全空家の改善働きかけにおける外部委託の活用による総合的な空家等対策への対応力強化	1 管理不全空家の初期対応（現場調査等）、経過観察調査対応の希望区のとりまとめと建築局により外部委託の実施 2 円滑な委託実施にむけた庁内手続きの調整、整理 3 区案件に関する対応方針の検討、整理 4 一括委託、委託内容の見直しも含めた継続的な空家対応の体制、仕組みの検討	全区	建築局	○
神奈川	6	保育園・幼稚園等で医療的ケア児を積極的に受け入れるための訪問看護ステーションの活用策等	1 保育園等への訪問看護ステーションからの派遣ケア補助金の新設 2 保育園等に雇用された看護師の医療的ケア業務委託費補助金の新設 3 医療的ケア児受け入れ施設整備費の新設 4 認定特定行為従事者研修等受講補助金の新設と受講推進のためのインセンティブ制度の新設 5 看護師配置加配の条件緩和 6 切れ目のない受け入れ推進のための支援策の検討の継続	10区 1、3、4、6のみ（南区・港南区・瀬谷区） 1、3のみ（保土ヶ谷区） 1、3、4のみ（旭区・磯子区・港北区） 3、6のみ（緑区・青葉区・栄区）	子ども青少年局	○
神奈川	7	臨海部における雨水排水施設の適切な維持管理及び浸水対策	1 排水施設の所管部署や役割分担の明確化 2 雨水排除計画の見直し、策定 3 適切な維持管理に必要な予算を継続的に確保	2区 鶴見区・中区	港湾局 環境創造局 道路局	○ ○ ○
西	1	デジタル区役所の実現に向けた実証実験の拡大	1 書かない窓口の実現に向けた実証実験の拡大 2 新しい働き方に対応した業務ツール導入に係る実証実験の拡充	14区 鶴見区・神奈川区・中区・南区・港南区・旭区・磯子区・金沢区・港北区・緑区・青葉区・戸塚区・栄区・瀬谷区	デジタル統括本部 総務局	○ △
西	2	デジタル技術を活用した防災3拠点の情報連携強化	1 防災3拠点へのWeb会議システム設備の常設 2 西土木事務所、西消防署のYCAN環境の増強 3 AIを活用した災害情報の自動収集と防災3拠点の新たな情報共有体制等の構築	11区 鶴見区・中区・保土ヶ谷区・磯子区・金沢区・緑区・青葉区・戸塚区・栄区・泉区・瀬谷区 ※土木事務所におけるYCAN環境の増強に係る内容のみ	デジタル統括本部	△
西	7	障害者生活体験事業（西区版生活支援拠点のモデル事業）の推進	障害者が自ら望む暮らしを主体的に考え、選択できる障害者生活体験事業を希望する区で実施	5区 港北区・保土ヶ谷区・鶴見区・旭区・神奈川区	健康福祉局	○
西	8	要電源の医療的ケアを必要とする障害児・者等への災害対策（非常用電源購入費の助成制度について対象者の拡大）	要電源の医療機関を使用している在宅障害児・者等に対し、非常用電源装置の購入補助	13区 中区・港北区・都筑区・港南区・保土ヶ谷区・栄区・鶴見区・旭区・磯子区・泉区・神奈川区 一部（瀬谷区・南区）	健康福祉局	△
中	7	矢羽根型サインなどの観光案内施設の一括管理システムの構築	施設の維持管理に関する予算措置及び一括管理システム等の構築	4区 鶴見区・神奈川区・西区・南区	道路局	○
中	10	区こども家庭支援課での多言語対応強化	区の状況に合わせた外国語対応体制の強化	2区 戸塚区・泉区	子ども青少年局	—
南	5	福祉保健システムを利用したがん検診の検診料免除手続きの実施	「福祉保健システム」を利用した課税状況確認の実施	14区 鶴見区・神奈川区・西区・保土ヶ谷区・旭区・磯子区・金沢区・港北区・緑区・青葉区・都筑区・栄区・泉区・瀬谷区	健康福祉局	○
南	6	地域の災害時要援護者支援の取組推進に向けた支援	1 地域向けアドバイザー派遣事業の実施、活動事例集のさらなる内容充実 2 個人情報取り扱いに関する協定書ひな形等の変更	7区 鶴見区・中区 一部（保土ヶ谷区・旭区・磯子区・緑区・栄区）	健康福祉局	○
港南	1	多様なモバイルワーク環境の構築	1 モバイルワーク端末、タブレット等 2 各端末の環境整備	1区 西区	デジタル統括本部	△
港南	2	児童虐待対応等に関するスーパーバイズ機能の充実・強化	1 多職種の専門家と派遣契約し、区にスーパーバイザーを派遣できる仕組みを構築 2 要対協調整担当者への定期的なスーパーバイズ実施体制の構築 3 重篤事例発生時のスーパーバイズ（メンタルケア含む）の充実 4 児童虐待防止啓発地域連携事業の拡充	13区 鶴見区・神奈川区・西区・中区・南区・保土ヶ谷区・旭区・磯子区・金沢区・港北区・緑区・栄区 3のみ（瀬谷区）	子ども青少年局	△
港南	4	桜岡小学校の建替え	1 内装の木質化 2 校舎内の動線の改善 3 エレベーターの設置 4 地域防災拠点としての体育館・防災備蓄庫の位置や運用方法等について地域調整 5 建替工事に伴う児童の安全確保	1区 南区	環境創造局	○

令和5年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	共通区	所管局	○：対応 △：一部対応
保土ヶ谷	1	持続可能な自治会町内会運営に向けた自治会業務支援モデル事業の実施	自治会町内会加入率向上のため、DXの活用と業務のアウトソーシングによる自治会業務の負担軽減等に資するモデル事業の実施	3区 南区・港南区・瀬谷区	市民局	○
保土ヶ谷	2	令和9年度横浜市の区制施行100周年に向けた機運醸成	横浜市区制100周年に向けた全市民的な機運醸成のための広報等の実施	3区 鶴見区・中区・磯子区	市民局	○
保土ヶ谷	6	管理不全空家への迅速で効果的な対策の検討	1 早期の動告や迅速な対応が可能となる法制度改正に向けた検討 2 特定空家に認定できるよう条例の見直し 3 住宅用地特例を適正に運用できるよう、税部門への情報提供体制の整備	16区 鶴見区・神奈川区・西区・中区・港南区・旭区・磯子区・金沢区・港北区・緑区・青葉区・戸塚区・栄区・泉区 一部（南区・都筑区）	建築局	○
保土ヶ谷	13	歯科定期健診受診率向上に向けた具体策の調査検討及び実施	歯科定期健診受診率向上に向けた具体策の調査検討及び実施	1区 青葉区	健康福祉局	△
保土ヶ谷	14	いわゆる「ごみ屋敷」対策の推進に向けた支援体制の拡充	再発防止等に向けて、「精神科医」や「臨床心理士」を一定期間継続的に派遣できる仕組みの整備	6区 港南区・金沢区・青葉区・都筑区・瀬谷区 条件あり（栄区）	健康福祉局	○
保土ヶ谷	15	地域ケアプラザにおける事務処理ミス等の事件・事故防止のための研修体制整備	1 区局のプロジェクトによる再発防止等に向けた検討 2 研修ツール（動画やアプリ等）の作成 3 地域ケアプラザを対象とした研修の実施	8区 鶴見区・南区・旭区・磯子区・青葉区・戸塚区・栄区 一部（都筑区）	健康福祉局	○
保土ヶ谷	16	多職種連携によるアウトリーチ支援 ～精神障害のある方への訪問支援～	多職種連携によるアウトリーチ支援事業を外部の専門機関（生活支援センター）への委託の実施	6区 中区・港北区・緑区 一部（南区・旭区・金沢区）	健康福祉局	△
旭	7	国際園芸博覧会開催に向けたさらなる機運醸成や関係する基盤整備の推進	1 市道五貫目第33号線(通称名:八王子街道)の事業推進 2 上川井IC周辺の交通対策の早期実施 3 横浜動物の森公園の中央道路の早期開通に向けた調査設計費の計上 4 中央道路と三保街道とが接続する交差点周辺の安全性確保等の検討 5 会場周辺区(旭・瀬谷・緑等)の主要道路や公共施設への横断幕の掲出等広報の拡充を検討・実施 6 横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会が行う機運醸成の取組への予算措置の充実	2区 瀬谷区 園芸博機運醸成1のみ(緑区)	都市整備局	○
					環境創造局	○
旭	10	高齢・障害支援課窓口へのタブレット端末等の設置	高齢者支援や障害者支援等のウェブページの閲覧や、「障害福祉のあんない」アプリ版の活用など、円滑な相談対応を行うためのタブレット端末等の設置	9区 神奈川区・磯子区・緑区・青葉区・泉区・瀬谷区 一部（中区・南区・港北区）	健康福祉局	△
旭	11	複雑・困難・高度化し続ける、こどもや家庭が抱える様々な状況に対し、総合的に適切な支援ができるよう、複数の所管課にまたがる相談支援業務・人材育成・各種事業予算を一元化した新たな制度の構築	1 複数の所管課にまたがる相談支援業務・人材育成・各種事業予算を一元化した新たな制度の構築 2 各区の課題や実情に応じた予算措置	全区	こども青少年局	○
旭	13	公園緑地の安全・安心向上に向けた維持管理の充実	1 安全・安心・快適な公園緑地を提供するための維持管理水準を担保できる事業費の確保 2 危険な樹木などの予防措置を実施するための予算措置、管理手法の検討 3 新規公開公園や既存公園の拡張による面積の増加や物価上昇を反映した予算措置 4 新規公園については、民間活力を活用するなどランニングコストの削減を考慮した整備・管理手法の導入 5 適切な樹種への転換、草管理の省力化、民間企業との連携等による持続的な管理を行うための整備手法等の検討	14区 鶴見区・神奈川区・西区・中区・南区・保土ヶ谷区・金沢区・緑区・青葉区・都筑区・戸塚区・栄区・泉区・瀬谷区	環境創造局	○
緑	5	持続可能なマイナンバーカード事務執行体制の構築と行政手続オンライン利用推進	1 マイナンバーカードセンター(仮称)整備によるカード事務の各区分散型からセンター集約型への移行 2 センターにて、キオスク端末(マルチコピー機)による証明発行等、マイナンバーカード利用及び行政手続オンライン利用の支援・推進	12区 神奈川区・中区・南区・保土ヶ谷区・旭区・青葉区・都筑区・栄区・泉区・瀬谷区 1のみ(港南区・金沢区)	市民局	△
					デジタル統括本部	—
緑	6	防災倉庫等の新設	1 防災倉庫(面積5㎡以下・高さ2.3m以下 建築確認不要)を各拠点に早急に設置 2 防災備蓄庫の標準的仕様の見直し及び計画的な新設・増設	10区 中区・南区・港南区・保土ヶ谷区・磯子区・金沢区・港北区・栄区・瀬谷区 ②のみ(青葉区)	総務局	○
青葉	1	医療的ケア児受入促進に向けた看護師配置制度策定	1 受入可能な園を増やすための、雇用に限らない看護師確保の仕組みづくり 2 民間園の看護師雇用ハードルを下げるためのさらなる助成拡大 3 市立保育所での受入促進に向けた制度設計 4 医療的ケア児等の入所相談、入所後フォローを充実させるための体制検討	12区 神奈川区・南区・旭区・緑区 一部(西区・港南区・保土ヶ谷区・金沢区・港北区・都筑区・栄区・瀬谷区)	こども青少年局	○
青葉	6	区役所における秩序維持及び安全対策のための警備員配置及び防犯機器の設置	1 臨時的警備員の継続配置 2 防犯機器の設置	4区 神奈川区・西区・中区・南区	市民局	△
都筑	5	市内中小製造業の販路開拓及び企業間連携の促進	1 メイドインつづき共同展示スペースを維持・拡充するための予算措置、学生向け広報の強化 2 企業間連携の促進と情報発信の強化、市内製造業に対する今後の支援のあり方を検討	1区 金沢区	経済局	△
都筑	6	民生委員・児童委員の推薦方法及び欠員地区等への対応方法の検討	1 民生委員・児童委員の推薦にあたり、自治会町内会等の負担軽減を検討 2 欠員地区等への対応について、区局での検討会を設置	10区 鶴見区・神奈川区・西区・港南区・保土ヶ谷区・磯子区・金沢区・青葉区・栄区・瀬谷区	健康福祉局	○
戸塚	1	激甚化する風水害対策としての河川管理の取組	1 治水機能の確保に向けた適切な維持管理事業の継続 2 効率的な点検・維持管理ができるよう、河川点検・維持管理システムの導入	12区 神奈川区・港南区・保土ヶ谷区・旭区・金沢区・港北区・緑区・青葉区・都筑区・栄区・泉区・瀬谷区	道路局	○
戸塚	2	持続可能な地域交通ネットワークシステムの構築に向けた取組	1 地域の交通資源の詳細調査 2 実施可能な取組の検討と実証実験による事業者等との協力体制構築	11区 鶴見区・神奈川区・南区・港南区・保土ヶ谷区・旭区・磯子区・港北区・緑区・泉区・瀬谷区	道路局	○
戸塚	4	震災時の医療機関との連絡体制の確保	1 市庁舎同様の受信設備の整備 2 休日急患診療所や医療機関等に配備されている衛星携帯電話の順次更新 3 非常用専用電源供給設備に係る関係局との調整	10区 港南区・保土ヶ谷区・旭区・磯子区・金沢区・港北区・緑区・栄区・泉区・瀬谷区	医療局	—
戸塚	5	医療救護隊の研修や訓練の充実	医療調整班と医療救護隊の習熟度に応じた実践的な研修や訓練の実施	10区 神奈川区・西区・南区・港南区・保土ヶ谷区・旭区・港北区・青葉区・都筑区・瀬谷区	医療局	△
戸塚	6	地域ケアプラザにおけるICT利活用の推進に向けた支援	1 地域ケアプラザ職員のICT基礎知識や事業での活用方法を学ぶための研修 2 施設との情報共有や報告業務の合理化・省略化を検討	11区 鶴見区・神奈川区・西区・南区・港南区・保土ヶ谷区・旭区・港北区・青葉区・泉区・瀬谷区	健康福祉局	○

令和5年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	共通区	所管局	○：対応 △：一部対応
栄	5	円海山周辺緑地の利用実態調査の実施	市内最大の緑地である円海山周辺緑地の魅力発信検討に向けた、利用実態調査の実施	2区 磯子区・金沢区	環境創造局	○
栄	7	被災者生活再建支援システムの充実等	1 区ごとに契約ができるように予算措置 2 システム操作研修を行うための予算措置 3 常時3つのシステムIDとする予算措置 4 庁内応援規定の柔軟な運用 5 罹災証明発行における損害保険会社との連携について国や他都市の動きを把握・研究 6 指定都市の中で大規模な地震、水害を経験している都市からシステム利用実態等の調査・研修等を計画 7 災害時印字できる地図情報等を使いやすく改善できるようなシステム会社へ要望 8 より効率的・効果的に被害調査が可能となるようにシステムの活用方法や契約変更等を含めて検討	全区（青葉区①除く）	総務局	△
栄	8	民生委員・児童委員活動の負担軽減に向けた状況調査及び改善策の検討	民生委員・児童委員の負担軽減や担い手の創出のため、栄区の全民生委員・児童委員を対象に、調査から解決策の提案までを業務委託で実施	2区 西区・瀬谷区	健康福祉局	○
栄	9	市外施設利用者に対する障害支援区分認定調査の円滑な実施	1 市外施設利用者の実態把握 2 施設所在地の自治体等への囑託・委託に関する情報集約 3 市外施設利用者への囑託・委託調査の一括化 4 本市における受託調査の体制整備	13区 鶴見区・西区・南区・港南区・旭区・磯子区・金沢区・港北区・緑区・青葉区・戸塚区・泉区・瀬谷区	健康福祉局	△
泉	1	「住みたい・住み続けたいまち 横浜」をPRするシティプロモーションの実施	1 区と政策局その他関連局による検討体制の構築 2 「住みやすいまち横浜」のポータルPRサイト構築	13区 鶴見区・中区・保土ヶ谷区・旭区・磯子区・金沢区・港北区・緑区・青葉区・栄区・瀬谷区 ①のみ（都筑区） 一部（南区）	政策局	○
泉	2	深谷通通信所跡地利用基本計画の確実な事業推進、各局連携	1 地域住民への説明に向けた、事業全体のマネジメントを推進 2 事業局間のスケジュール調整等、連携による円滑な事業実施 3 都市計画決定に向けた丁寧な地域への説明及び事業の予算措置 4 管理委託契約敷地の適切な維持管理の実施	1区 戸塚区	政策局 健康福祉局 環境創造局 道路局	○ ○ ○ ○
泉	3	最低賃金の上昇に伴う学校コミュニティハウス委託料の見直し、及び最低賃金上昇時の人件費予算の増額制度新設	1 最低賃金上昇分についての予算措置 2 学校コミュニティハウスに対して最低賃金の上昇を反映できる制度の新設	7区 鶴見区・中区・南区・保土ヶ谷区・緑区・戸塚区・瀬谷区	教育委員会事務局	○
瀬谷	1	花と緑、農の魅力あふれるまちの実現と国際園芸博覧会の開催に向けた機運醸成の取組推進	1 各区が実施するオープンガーデン事業での園芸博のPR 2 小中学生等若年層への園芸博やSDGsをテーマとした教育プログラムの実施 3 民間企業等と連携した全庁的なPR活動の実施 4 園芸博の機運醸成を行う団体等に対する補助制度の創設 5 園芸博に関する効果的な情報発信の検討 6 横浜ならではの「コト消費」「モノ消費」創出に向けた検討 7 区が実施する機運醸成事業への予算措置	2区 旭区・緑区	都市整備局	○
瀬谷	2	自治会町内会の担い手不足に対する取組の強化	1 区局が行う全庁的な取組の見直しと強化 2 自治会町内会の負担軽減	3区 神奈川区・南区・旭区	市民局	△
瀬谷	3	区設置の防災スピーカー年間保守管理	瀬谷区境川流域に設置された当該防災スピーカーについて、現在緊急対策課が設置・工事している防災スピーカー同様、緊急対策課で維持管理業務及び予算計上を行い、各区で発報操作を運用	2区 西区・栄区	総務局	—
瀬谷	4	三ツ境駅周辺の移動性・安全性向上に向けた取組	1 国際園芸博覧会を契機とした、三ツ境駅周辺の移動性・安全性向上に向けた調査検討・設計・整備 2 国際園芸博覧会や旧上瀬谷通通信施設地区の土地活用以降の人と交通量の推計データの作成及び情報共有	1区 旭区	道路局 都市整備局	○ ○
瀬谷	6	震災時における負傷者等の搬送調整に係る様式の変更、マニュアル化、搬送手段の確保	1 搬送要請書様式の見直し 2 医療調整のマニュアル化 3 搬送手段の確保	9区 神奈川区・西区・保土ヶ谷区・磯子区・青葉区・都筑区・戸塚区・栄区 一部（港北区）	医療局	△
瀬谷	7	農福連携の事業化に向けた検討の推進	1 農福連携に興味・関心がある農家・農地所有者及び福祉施設からの相談対応 2 農地を探している福祉施設への農地の紹介や情報提供及び農地所有者との調整等	1区 緑区	環境創造局	○
瀬谷	8	寄り添い型生活支援事業での支援メニューの充実	1 生活リズムの改善や社会生活スキルの習得等、利用者の成長を目的とした生活体験事業の事業化 2 中学校卒業後の生徒を対象に現在の生活状況を把握し、必要に応じて支援につなぐ、アフターフォローの事業化	2区 西区 一部（南区）	こども青少年局	△
瀬谷	9	スーパーバイザー派遣事業の回数増	1 毎月助言を受ける機会を確保するため、スーパーバイザー派遣回数を10回増と合計12回派遣する。 2 状況に応じたスーパーバイザーを呼べるよう、候補を区でも選択できる仕組みに変更。	5区 南区・旭区・磯子区・都筑区 一部（西区）	こども青少年局	△

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	国際局	鶴見区		区政推進課 地域振興課	
		担当者名	長谷川 風間	TEL	510-1676 510-1691
		共通区	中区・南区・緑区・都筑区		
		継続年数	新規		

提案種別	
予算関連	

番号	項目
1	外国人と日本人が支え合う地域づくりの実現

◇地域の課題、基礎データ等

鶴見区は、中区に次いで市内で2番目に外国人住民が多く（R4年5月末現在:13,639人）、市全体の13.4%を占めています。新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の外国人転入者は微減しているものの、平成12年から令和2年の20年間で、人数、割合ともに倍増しており（H12:6,232人（2.4%）⇒R2:13,670人（4.6%））、従来は少人数だったベトナム国籍やネパール国籍の外国人人口も急増するなど、これまで以上に多国籍化の傾向を見せています。

鶴見区では、平成20年に発出した「多文化共生のまちづくり宣言」に基づき、行政と鶴見国際交流ラウンジ連携のもと、様々な取組を実施してきました。「新たな中期計画の基本的方向」でもめざすべき未来の具体像として、国籍に関係なく、自分らしく生きる地域コミュニティづくりを掲げており、今後もさらなる外国人の増加・多国籍化が見込まれる中、外国人・日本人が共に支え合う地域づくりのため、行政による在住外国人支援に加え、国際交流ラウンジの機能強化により、さらなる多文化共生の推進が必要です。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

近年の区内在住外国人の増加に伴い、国籍も多様化し、行政・生活全般の情報提供・相談の多言語対応ややさしい日本語対応が求められています。また、鶴見国際交流ラウンジへの相談件数も増加しており、ラウンジに対するニーズや期待も多くなってきています。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

「鶴見区多文化共生まちづくり宣言」（H20.6月）に基づき、言葉の壁や文化の違いを踏まえ、鶴見国際交流ラウンジとも連携しながら、外国人も日本人もいきいきと暮らせるまちづくりを進めています。多言語対応については各課窓口におけるタブレット導入を進めるとともに、保育所や地域防災拠点へ多言語翻訳機を導入する等、区一体となってコミュニケーションの円滑化を進めてきました。また、令和2年度からは、集住3区（鶴見・中・南）にて国際交流ラウンジの機能強化事業を展開し、地域コミュニティの課題解決に向け、コーディネーターを配置するとともに外国人と日本人の相互理解促進のための交流会・ワークショップを開催しています。（令和3年度から緑区も実施）

【国際交流ラウンジ機能強化事業（R2～R4）】

- ・鶴見区では、区内の在住外国人は20代・30代の子育て世代が多いことから、子育てをテーマとして、コーディネーターが地域に入り込み、子育て中の外国人や、外国人集住地域の保育所・自治会・町内会や子育て支援に関わる団体等にアプローチをし、在住外国人が言語や文化の違いから抱えている困難やニーズ、地域社会との関わりの中で発生する課題を洗い出し、連携を強めていきました。
- ・南、中、緑区でも同じく地域と外国人の繋がりを深めるために、ニーズ把握や課題解決、講座やイベントの実施、地域で活躍する外国人材の発掘などを行ってきました。

◇提案内容・概算額等

◇国際交流ラウンジの機能強化の実施
3年間の機能強化事業による成果を踏まえ、引き続き令和5年度も地域の課題解決に取り組むコーディネーターを配置し、キーパーソンの発掘、地域交流促進のための事業費の予算要求をします。
コーディネーター配置後は、コーディネーターが地域に入り込み、地域へのヒアリング等により必要とされる情報や支援の把握を行うとともに、ニーズに沿った生活情報や地域活動情報の提供、キーパーソン等を通じた地域活動等への参加促進を行うことにより、真に必要な外国人のサポートを実現し、日本人と外国人が共に支え合う地域づくりに繋がります。

◇予算要求
委託費（コーディネーター人件費、事業費） ■■■■■ 千円（ ■■■■■ 円×5区）
※現行4区に加え、新規で都筑区にコーディネーター配置希望

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	国際局政策総務課
------	----------

◆局回答内容

国際局		政策総務課	
担当者名	松本・吉田	TEL	671-3826

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 国際交流ラウンジの機能強化を図るための予算を計上します。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局	鶴見区		高齢・障害支援課、総務課、福祉保健課	
		担当者名	森兼、溝口、石関	TEL	510-1768
共通区		港北区（2のみ）			
継続年数			新規		

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
10	災害時要援護者支援事業 個別避難計画作成の制度設計

◇地域の課題、基礎データ等

近年の風水害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年度台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%となっています。こうしたことを踏まえ、令和3年5月に災対法が改正され、市町村ごとの個別避難計画の作成が努力義務化される等の規定等が創設されました。

横浜市も、たくさんの方が住むまちの中に一級河川が流れており、そこに暮らす住民のうち特に避難に支援を必要とする方をどのように支援していくか、本人はもちろん、周囲や行政も含めて検討していく必要があります。

災害時要援護者に対する個別避難計画作成の制度設計をするため、令和4年度新規事業として健康福祉局において個別避難計画モデル事業を実施し、風水害を想定した計画作成のプロセスを通して計画作成対象者の具体的な基準、作成スキームの決定、本格実施に向けた課題の洗い出しをしています。令和4年度は鶴見区と港北区をモデル区として事業検証を進めています。鶴見区では4自治会町内会（世帯数計3,720世帯、災害時要援護者名簿掲載者）をモデル地区とし、現在、関係者や地域に協力の打診・説明と対象者抽出の作業を行い、これから具体的な個別避難計画作成を行っていく段階ですが、その中で次の課題が見えてきました。

- 1 個別避難計画を実効性のある計画にするためには、避難支援・移送支援の方法や避難先について、新たな避難支援のための事業や指定福祉避難所の検討を行う必要があります。計画づくりにはハザード情報や避難方法など防災視点が必要です。
- 2 個別避難計画の作成には福祉専門職がもつ情報だけでなく、地域の災害時要援護支援などの防災の活動や地域資源等の情報共有など、地域の協力が必要です。
- 3 モデル事業の計画作成対象者の抽出や精査、本人関連情報報等の確認を局及び区の職員が手作業で行っており、時間と労力がかかっています。本格実施において、いわゆる出水期（8～9月）までの計画作成を目指すとなると、抽出と名簿への加工作業の効率化・短縮化が必要です。システム構築や区での事務執行体制の見直しが求められます。
- 4 モデル事業では地域、関係者・機関への説明、対象者の情報収集、計画作成のためのケース（調整）会議の開催調整、ファシリテーション、作成のコーディネートを区が直営で行うこととしていますが、本格実施で対象者数が増えれば、かなりの労力・時間がかかり、区の現執行体制では対応しきれません。一方で、日頃から地域との関わりがあり、状況を把握している区や関係機関が計画作成を行う意義は大きいです。行政直営の部分と外部委託等が可能な部分の検証を十分にを行い、執行体制強化や予算措置が必要です。
- 5 行政支援による個別避難計画作成対象者以外の災害時要援護者については、自助や共助による計画の作成やタイムラインの活用を促していくため、地域や個人の意識の醸成が求められます。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（個別避難計画モデル事業 モデル地区関係者意見）

◇区民からの具体的な要望

- ・個別避難計画は地域での災害時要援護者支援に有意義なものであるため、進めていく必要がある。
- ・一方で個々の状況が異なるため作成は非常に難しいと思われる。区や地域、ケアマネジャーやケアプラザ等、それぞれ関わっている情報をもっているのので、知恵を集めて支援できるとよい。
- ・実効性のある避難支援、避難方法等を検討していく必要がある。
- ・数が多いと個別避難計画作成も大変になる。対象者の抽出、計画の一定のパターンなども検討できるとよい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

鶴見区では全自治会町内会（126団体）に同意方式又は情報共有方式の名簿を提供し、災害時要援護者支援事業の主旨や事例紹介を行うなど、各地域の取組を支援してきました。また、令和2年度から鶴見区独自で鶴見川左岸（浸水想定区域）に居住し、風水害時に自ら避難が困難な方を避難支援をするための取組を実施しています。

◇提案内容・概算額等

- 1 個別避難計画の作成体制強化
 - (1) 対象者情報の作成・管理
 - ・対象者抽出データを名簿に加工するための機能・体制
 - ・計画作成に必要な対象者情報調査のための各種システムの連携、関係機関調整の仕組みづくり
 - ・個別避難計画のデータ管理の仕組みづくり
 - (2) 計画作成等の担い手支援
 - ・福祉専門職への防災知識等の研修実施
 - ・地域への研修やアドバイザー等の派遣（災害時要援護者支援事業全般）
 - ・本人と地域や福祉専門職等支援者との連携が進む仕組みづくり
- 2 個別避難計画の実効性を高める仕組みづくり
 - (1) 避難先等の確保支援
 - ・避難場所へ移送するタクシー業者との協定や施設の車の活用に対する補助
 - ・障害や高齢施設との新たな施設利用協定（風水害時のショートステイ補助など）
 - ・業界団体への働きかけや協定の締結
 - (2) 災害時要援護者支援事業の一層の推進、意識醸成
 - ・地域の支え合い、日頃からの災害に備えた地域づくりへの支援の強化
 - ・制度が構築され、全市的に展開された段階での個別避難計画の地域への啓発（動画コンテンツの作成、担い手育成事業を活用した啓発等）

◇参考：区執行体制上の課題

区の執行体制の調整を要す

◇所管局

所管局課	健康福祉局福祉保健課
------	------------

◆局回答内容

健康福祉局		福祉保健課	
担当者名	村尾、中村	TEL	671-4056

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 令和4年度のモデル事業を通じて出てきた課題を検証し、実施に必要な予算を計上していきます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

		神奈川区	区政推進課	
担当者名	佐藤・鈴木	TEL	411-7028	
共通区	全区			
		継続年数	2年	

所管局名	建築局
-------------	-----

提案種別	
予算関連	

番号	項目
4	管理不全空家の改善働きかけにおける外部委託の活用による総合的な空家等対策への対応力強化
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>【背景】 区に寄せられる空家に関する相談や現場調査、改善への働きかけを行う案件は毎年増加傾向にある一方で、新規相談数に対して改善につながる案件は少なく、結果として経過観察案件が累積しています。今後人口減少が進む中で新たに生じる空家の増加は確実であり、経過観察案件の状態悪化の進行も含め、近隣居住者の良好な住環境の阻害や、地域の防犯・防災等の観点における問題が深刻化することは容易に想定されます。</p> <p>現状、管理不全空家対応業務の増加により、1件あたりにかけられる市の対応力は低下しており、今後現状の体制で業務を続けると、空家に係る住民対応や所有者への働きかけなどに遅延が発生したり、深刻な状況の特定空家への対策が疎かになるなど、結果として住環境への悪化につながる懸念があります。</p> <p>一方、横浜市空家等対策計画では①空家化の予防、②空家の流通・活用の促進、③管理不全な空家の防止・解消、④空家の跡地活用が4つの取組の柱となっていますが、②④のような「まちづくり」につながる件数はまだ多くはありません。現在の体制では、③の管理不全空家の改善対応に多くの時間が割かれるため、区役所の地域に入り込むという強味をいかした「活用、予防」に区局が連携し積極的に取り組むことが困難な状況となっています。空家化の予防については、継続的な支援だけでなく、地域性などを分析した企画や広報など、区役所が積極的に取り組むことで一定の効果が期待され、将来の管理不全空家の増加の抑制につながる可能性が十分にあります。</p> <p>例) 空家相談会 (R4年1月 神奈川区役所にて開催) : 区相談案件の傾向分析によるセミナー内容の企画及び重点広報地区の検討や他部署と連携した効果的な広報の実施。(実績: セミナー参加延べ51名 ※定員満席、個別相談12組)</p> <p>管理不全空家への業務対応を遅延せずに安定して行うことに加え、本市として区局が連携し総合的に空家対策を行い空家件数の抑制にむけて取り組んでいくためには、市内の空家件数が増加していくことを見越し、持続可能な執行体制を構築することが必要と考えます。</p> <p>【課題】 管理不全空家の改善働きかけに対する業務体制 現状、各区における管理不全空家の改善働きかけの対応は、区政推進課まちづくり調整担当だけでは業務量の観点で対応が困難であり、他係の職員も含めて対応するなど各区で独自に体制を補強しています。 各区による空家の初期対応を始めた平成27年度から相談件数は累積しており、区提案反映制度等を発端とし局にて幾度か検討はされていますが、実質上、区の体制は強化されておらず、空家対応以外の業務をも圧迫している状況です。</p>	
<p>■令和4年度 モデル委託の実施状況 昨年度の区提案反映制度において、令和5年度を目途とする一括委託化の提案を行い、区局にてモデルの検証を行いました。 令和4年度6月より、初期対応(現場調査、所有者調査、通知文発送)(以下、「初期対応(現場調査等)」という。)について、鶴見区・神奈川区・保土ヶ谷区・港北区をモデル区として約40件の委託を行い、委託を行う場合の費用対効果検証や民間事業者による現場調査の精度維持に必要なツールの整理、委託を行う場合の業務対応の流れの構築を行い、初期対応(現場調査等)の有効性は確認できました。 一方で、経過観察及びその後の働きかけ実施(以下、「経過観察対応等」という)までの一括委託については、空家件数が各区でばらつきがあることや、年度によらない調査となるため、現時点では初期対応(現場調査等)から一連の委託ではなく、それぞれの段階での委託化が望ましいことがわかりました。 これらの検証により、初期対応(現場調査等)及び経過観察対応等について、民間事業者での委託を実施することが可能かつ、委託化の効果が確認されたため、令和5年度に委託化の本格実施及び予算確保を要望します。 なお、現時点では18区において、地形の特性や市街化状況、市街化された年代を要因とし管理不全空家の対応件数にばらつきがあり、委託の実施においては、要望する区において委託を選択できる仕組みとすることが必要です。</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()	
◇区民からの具体的な要望	
<ul style="list-style-type: none"> ・近所の空家の部材が飛散するのではないかと不安である。 ・区役所に相談しているのに一向に改善されない。 	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
<ul style="list-style-type: none"> ●調査及び働きかけ業務 通報者からの情報収集、現地調査、所有者等の調査、所有者への働きかけ、建築局及び区内関係部署との調整 ●再通報のあった過年度案件への継続対応 再通報のあった過年度案件に関する現地調査及び働きかけの実施 ●関連会議の調整及び出席 建築局及び18区まちづくり調整担当係長による空家意見交換会への出席(年12回)、区内関係部署による情報共有会議の主催(年2回 神奈川区) ●局と連携した委託化にむけたモデル委託の実施 令和5年度の委託の本格実施にむけたモデル委託の実施 	

◇提案内容・概算額等	
<p>本市における管理不全な空家は増加傾向にあります。また、現在働きかけをしている管理不全空家も改善されないものが多くあり、今後新たな管理不全空家の発生や現在の対応している案件の状態悪化などから、空家件数の累積増加と状況の悪化は容易に想定されます。</p> <p>一方で、横浜市空家等対策計画に基づく「空家化の予防・流通・活用」を促進するためには区局職員が中心となり取り組んでいく役割を担っていると認識しています。</p> <p>現状区局では管理不全空家の改善働きかけ等に関する業務が空家対策の業務の大部分を占めています。これを委託により公社や専門家団体等の専門知識を有する組織の活力を導入することで、区局職員の力を深刻な特定空家などの対応や、「予防・流通・活用」業務に重点的にあて、総合的な空家対策に取り組みます。</p> <p>【提案内容】</p> <p>① 初期対応（現場調査等）及び、経過観察対応等の委託の実施 初期対応（現場調査等）業務を各区の判断にて委託できる仕組みの実施及び、過年度案件の経過観察対応等委託と合わせた予算の確保 計上予算：28,000千円</p> <p>② 円滑な委託を実現できる庁内手続きの調整、整理</p> <p>③ 区案件に関する対応方針の検討、整理 例：通知対象者調査の範囲設定など</p> <p>④一括委託、委託内容の見直しも含めた継続的な空家対応の体制、仕組みの検討</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
<p>現行の体制で対応</p>	
◇所管局	
所管局課	建築局建築指導課、建築局住宅政策課

◆局回答内容

建築局		建築指導課・住宅政策課	
担当者名	陣内（建築指導課） 田中（住宅政策課）	TEL	671-4539（建築指導課） 671-4121（住宅政策課）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>空家化の予防や空家の流通活用促進については、これまで、区役所と連携して取り組んできました。今後、居住中世帯への普及啓発や空家活用の促進など、予防・活用施策の強化を図っていくためには、区役所とのさらなる連携が不可欠となります。</p> <p>区が担う管理不全空家に関する業務の効率化に向けて、経過観察調査委託の継続のほか、令和4年度の管理不全空家等の初期対応業務委託のモデル実施による効率性や実施体制の検証を踏まえ、初期対応業務委託の本格実施を含めた、より効果的・効率的な体制の構築について、運用ルールや対応方針の見直しとともに、区局での連携のもと、引き続き検討・調整します。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局
------	---------

神奈川県		こども家庭支援課	
担当者名	山口・牧野	TEL	411-7059
共通区	10区(南区、港南区(1,3,4,6)、保土ヶ谷区(1,3)、旭区、磯子区、港北区(1,3,4)、緑区、青葉区、栄区(3,6) 瀬谷区(1,3,4,6))		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
6	保育園・幼稚園等で医療的ケア児を積極的に受け入れるための訪問看護ステーションの活用策等

◇地域の課題、基礎データ等

<現状>
 ○令和3年に医療的ケア児支援法が成立
 ○令和3年度から、市内の胃ろうや人工呼吸器など医療的ケアを日常的に必要とする児・者及び重症心身障害児・者のライフステージに応じた支援体制を整備し、地域生活の充実及び介護者の負担軽減を図るため、「横浜市障害者施策推進協議会」の部会として「横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会」が、開催中
 ○「保育所等における医療的ケア受け入れガイドライン」が局主催のプロジェクトによって検討中
 ○令和4年度予算において、医療的ケア児を受け入れる保育所、幼稚園、認定こども園への看護職雇用費助成金の拡充・要件緩和を実施

<課題>
 ★ 助成金額は増えましたが、医療的ケア児は現時点で受け入れ園が増える変化はなく、従来から受け入れてきた園が受け入れている状況が続いています。今年度中のガイドラインの完成を見込んで、来年度の入所調整での医療的ケア児の円滑な受け入れが進むよう、支援を強化する必要があります。

<基礎データ(全市)>
 医療的ケア児受け入れ状況 現在受け入れている園17園(2.01%)過去に受け入れた園49園(5.71%)受け入れたことがない園781園(92.21%) (令和3年度こども青少年局実施アンケートより)

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他()

◇区民からの具体的な要望

医療的ケア児を受け入れてくれる保育園や幼稚園が増えることで、生きづらさを感じにくい横浜市になってほしい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

<神奈川県実績>
6名の医療的ケア児を区内認可保育園で受け入れ中

◇提案内容・概算額等

医療的ケア児に必要なケアは、ケアの種類によって、一日中そばにいてケアが必要な場合や、一日1回30分程度のケアをするだけでよい場合など、頻度や内容、緊急度に様々な差があります。その対応すべてに常勤の看護師を雇用することで対応することは、コロナ禍で看護師が全国的に深刻な人材不足の現状では、必要な人員が確保できない場合が生じているとともに、ケースによっては無駄が生じる面があります。

そのため、医療的ケア児に必要なケアに応じて適切な体制が用意できるよう、訪問看護ステーションの活用や研修を受けた保育士によるケアの実施等、新たな選択肢を増やすことで、医療的ケア児の受け入れ可能な園を増やす環境整備を進める必要があります。

- (1) 保育園等への訪問看護ステーションからの派遣ケア補助金の新設【保育・教育運営課】
訪問看護ステーションから保育園等への訪問による医療的ケア実施に必要な費用(医療保険の訪問看護料相当額+交通費相当額)を補助する補助金を新設。(50,000千円)
<積算>
11,000円(90分15,000円のため、1時間の訪問料10,000円+交通費相当額1,000円)×1回/日×20日×12か月×18区=47,520千円≒50,000千円
なお、一日中見守りが必要な医療的ケア児を訪問看護ステーションを活用して受け入れるためには、月160時間雇用として、160万円/月が必要で
す。訪問看護ステーションを活用する場合は、休暇取得の対応等も含まれます。(19,200千円/年)
<積算> 10,000円/時間(訪問看護90分15,000円から算出)×8時間×20日×12か月=1,920万円
- (2) 保育園等に雇用された看護師の医療的ケア業務委託費補助金の新設【保育・教育運営課】
園に雇用された看護師からケアを受けていた児童が転園・卒園等で園を移る際、次の園に必要な場合は、園同士での業務委託契約により看護師を派遣できるようにするための補助金を新設。
- (3) 医療的ケア児受け入れ施設整備費の新設【こども施設整備課・保育対策課】
医療的ケアの提供にあたって施設整備が必要な場合の施設整備補助制度を新設。
- (4) 認定特定行為従事者研修等受講補助金の新設と受講推進のためのインセンティブ制度の新設【保育・教育運営課】
研修を受けた保育士が医療的ケアを実施する環境が整うよう、認定特定行為研修を受講する意欲を高めるインセンティブ制度(受講することの補助金や加算制度など)を新設。また、今後充実していくであろう各種医療的ケア児受け入れに関する研修に参加することの加算制度の新設。
- (5) 看護師配置加配の条件緩和【保育・教育支援課、保育・教育運営課】
安全な保育の実現のため、医療的ケア児1名について看護師1名分の加配の条件を緩和して、ケア児1名につき看護師2名まで雇用可能とします。
なお、当該医療的ケア児が長時間保育である場合など必要な場合は3名雇用も検討可能とします。
また、訪問看護ステーションを活用しての受け入れを可能とするため、「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」の医療的ケア児受け入れにあたっての常勤看護師配置要件を「必要な体制を準備する」等に緩和します。
- (6) 切れ目のない受け入れ推進のための支援策の検討の継続【保育・教育支援課、障害児福祉保健課】
切れ目のない支援の充実のため、すでに医療的ケア児を受け入れている園の支援策の追加等、今後も継続的に受入園を増やすための対応策の検討

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局	こども青少年局
所管局課	こども青少年局保育・教育支援課、保育・教育運営課、保育対策課、こども施設整備課、障害児福祉保健課

◆局回答内容

こども青少年局		保育・教育支援課、保育・教育運営課、保育対策課、こども施設整備課、障害児福祉保健課	
担当者名	古林（支援） 安田（運営） 槇村（対策） 橋口（整備） 富岡（障害福祉）	TEL	671-2397 671-3564 671-4469 671-4146 671-4278

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>(1) 【保育・教育運営課】看護職の確保が柔軟にできるよう、160時間以上の雇用（配置）を条件とする現在の制度を見直し、非常勤看護職や訪問看護を活用した場合でも、事業者が助成を受けられる制度となるよう検討します。</p> <p>(2) 【保育・教育運営課】現在の制度でも、転園・卒園先の園（以下「先の園」という。）に看護職を必要とする場合に、転園・卒園前の園と先の園で委託契約等を締結することで、看護職の派遣経費を先の園が向上支援費として請求できるものと考えます。</p> <p>(3) 【こども施設整備課・保育対策課】医療的ケア児、障害児を受け入れするための改修費等の補助を検討します。また、医療的ケア児、障害児等の送迎のための駐車場の整備費の補助を検討します。</p> <p>(4) 【保育・教育運営課】医療的ケア児を受け入れる園において、認定特定行為従事者研修の受講を促すため、研修受講費用と研修受講期間の代替職員雇用経費を助成する制度を検討します。</p> <p>(5) 【保育・教育運営課】医療的ケアの内容や程度に応じた対応が可能となる助成制度を検討します。</p> <p>(6) 【障害児福祉保健課】市内保育所等において看護師の雇用が進むよう、医療的ケアを担う看護師等に対する研修を実施します。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	港湾局、環境創造局、道路局	神奈川県		神奈川県	
		担当者名	大橋、長崎、志村	TEL	491-3363
		共通区	2区(鶴見区、中区)		
		継続年数	2年		

提案種別	
制度関連	

番号	項目
7	臨海部における雨水排水施設の適切な維持管理及び浸水対策

◇地域の課題、基礎データ等

神奈川県は臨海部(恵比須町、守屋町など)は大正から昭和初期に埋め立てられ、道路部分については昭和9年頃に当時の土木局(現・港湾局、環境創造局、道路局)に所管替えされ、道路認定されています。道路には雨水排水施設が埋設(約2.7km、φ200mm~900mm)されていますが、下水道法の認可区域外であることなどから公共下水道に位置づけられておらず、道路からの排水に加えて、民地からの排水管が接続されていることから道路排水施設としても位置づけられていないため、所管局不明の状態が長年続いています。しかし、道路区域内の施設であるため、道路管理者である土木事務所としては日常の維持管理を行っていますが、「排水施設の位置づけが明確でないため、民地からの接続協議に応じるための根拠が無いこと」、「施設整備後80年を超えており、計画的な修繕を行う必要があること」、「所管局が明確でないため、排水施設の不具合(詰まり、破損等)が生じるたびに、予算措置について関係局との協議が必要であり、迅速な現場対応に支障が出ること」などの不具合が生じており、適切な維持管理が行えていない状況にあり、鶴見区や中区でも同様の課題を抱えています。

また、令和2年には緊急対応が必要となるような管渠の破損が見つかるなど、道路陥没につながるような事象も発生しており、道路管理者として安全安心な道路空間の確保が実現できていない状況です。

さらに、臨海部の雨水排除計画及び既存排水施設の処理能力、道路や民地から既存排水施設への流入状況が不明確であることから、適切な雨水排除が行えているとは言えない状況です。恵比須町は、京浜臨海部マスタープランに位置付けられ、まちづくりや防災・減災のための基盤整備を推進していく地区になっていますが、海域への排水施設の吐き口が潮位の上昇時に水没することも影響し、集中的な降雨により道路冠水する事象が頻繁に発生しており、民地内での浸水被害も発生しています。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他(道路利用者、近隣企業からの要望)

◇区民からの具体的な要望

- ・大雨時に道路が冠水するのを防いでもらいたい
- ・道路冠水に伴い道路より低地の民地側に雨水が流入するのを防いでもらいたい
- ・民地(隣接企業)からの排水施設を新規に接続させてほしい

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

神奈川県運営方針：Ⅱ 1「安全・安心なまちづくり」
 1 日々の道路パトロールや大雨時の現地確認を行うとともに、必要な箇所の補修工事の実施、陳情に対する迅速な対応等を行っています。
 2 適切な維持管理の実現に向け、関係局との役割分担等について協議を継続して行っています。

◇提案内容・概算額等

- 【港湾局、環境創造局、道路局】
- 排水施設の所管部署や役割分担の明確化
 - 雨水排除計画の見直し、策定
 - 適切な維持管理に必要な予算を継続的に確保

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局	港湾局政策調整課、環境創造局下水道事業マネジメント課・管路保全課、道路局維持課・管理課
-----	---------------------------------------------

◆局回答内容

港湾局		政策調整課	
担当者名	浅野	TEL	671-7300

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 臨海部の浸水対策及び雨水排水施設の適切な維持管理ができるよう、排水施設の所管部署や役割分担の明確化について、今後とも関係局として調整していきます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

環境創造局		下水道事業マネジメント課 管路保全課	
担当者名	山崎（下水道事業マネジメント課） 仲田（管路保全課）	TEL	671-2838（下水道事業マネジメント課） 671-2832（管路保全課）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 これまで関係局とともに様々な課題について協議を行ってきました。今後も引き続き協議に応じてまいります。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

道路局		維持課、管理課	
担当者名	青木（維持課） 国本（管理課）	TEL	671-2782（維持課） 671-2770（管理課）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 臨海部の雨水排水施設の適切な維持管理及び浸水対策ができるよう、今後とも関係課として、協議に応じてまいります。なお、既存道路の排水施設については、令和4年度より整備着手しています。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

Table with header information including '西区', '区政推進課', '担当人名', '篠村、辻本', 'TEL', '320-8339', '共通区', '14区 (鶴見区、神奈川区、中区、南区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、戸塚区、栄区、瀬谷区)', '継続年数', '新規'.

Table with header information including '提案種別', '予算関連'.

Table with header information including '番号', '項目'.

Main content table for proposal 1: 'デジタル区役所の実現に向けた実証実験の拡大'. Includes sub-sections like '地域の課題、基礎データ等', '現状と課題', '基礎データ等', and '地域ニーズ等の収集手段'.

Table with header information including '区民からの具体的な要望'.

Table with header information including 'これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。'.

Table with header information including '提案内容・概算額等'.

Main content table for proposal 1 and 2, detailing implementation methods, budget estimates, and specific measures for digital service improvement.

Table with header information including '参考：区執行体制上の課題'.

Table with header information including '所管局'.

Table with header information including '局回答内容'.

Table with header information including 'デジタル統括本部', 'デジタル・デザイン室', '担当人名', '阿部・十鳥', 'TEL', '671-4765'.

Table with header information including '対応の有無', '対応する', '対応する場合', '対応しない場合'. Contains detailed response text for the proposal.

Table with header information including '総務局', '行政マネジメント課', '担当人名', '米内、小林、藤澤', 'TEL', '671-4325'.

Table with header information including '対応の有無', '一部対応する', '対応する場合', '対応しない場合'. Contains detailed response text for the proposal.

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

Table with header information including '西区' (West Ward) and '総務課' (General Affairs Section), and 'デジタル統括本部' (Digital Integration Department).

Table with '継続年数' (Continuation Period) and '新規' (New).

Table with '提案種別' (Proposal Type) and '予算関連' (Budget Related).

Table with '番号' (Number) and '項目' (Item).

2 デジタル技術を活用した防災3拠点の情報連携強化

◇地域の課題、基礎データ等

1 現状と課題

(1) 現状

・主な連絡手段は、無線・電話・FAX・メールのため、一度に伝達できる情報量が少ない。

・区庁舎(区本部)が、大規模災害発生時に即座に情報を収集する手段は職員による現地確認しかない。

・被災現場の写真や映像を共有する際、YCAN端末経由で行うため、手間と時間がかかる。

・関係者全員が同時に情報交換する場合、特定の事業所に集まる必要がある。

(2) 課題

西区は、①区庁舎、②土木事務所、③消防署が物理的に離れており、同じ建物内にある区と比較して、連携した対応や情報共有の方法に課題を抱えている。大規模災害発生時に3拠点が緊密な連携を図るためデジタル技術を活用して情報の収集・共有・活用の仕組みを強化する必要がある。

ア 事業所の立地

・西区は、西区庁舎・土木事務所・西消防署の3拠点が離れており、同じ事業所内に複数拠点が存在している区と比較して大規模災害発生時の情報共有体制に課題を抱えている。(相互の距離は500m~800m)

イ 施設、設備等

・Web会議システムによる情報共有体制の構築を検討しているが、次のような課題がある。

①土木事務所・消防署は、YCAN回線が脆弱でWeb会議が困難

②土木事務所・消防署は、会議室にYCAN回線が未整備

③土木事務所・消防署は、18区役所へのYCAN無線LAN整備の対象外

・いずれかの拠頭に損害が生じた場合、他の拠点を代替場所として活用することになるが、デジタルインフラ環境に差があり、代替場所として機能しない恐れがある。

ウ 情報収集及び共有

・現場の被害状況については、職員による現地確認を行う必要があり、被害状況の把握に時間を要する。

また、画像・映像による視覚的な情報を得る手段がテレビからの情報しかない。

・各拠点の職員が現場で収集した情報について、即時に共有する仕組みがない。

2 基礎データ等

オンライン会議推進の環境面での課題(区職員回答結果)

(出典: デジタル化推進特別委員会実施「本市のペーパーレス及びオンライン会議の実施状況についてのアンケート」)

・自分の課の環境(通信環境、PC・Webカメラ等)が整わない 29.0%

・自分の課においてオンライン会議に適した場所を確保できない 22.9%

・相手側の環境(通信環境、PC・Webカメラ等)が整わない 14.9%

◇地域ニーズ等の収集手段

□1 日常の窓口対応等 □2 市民からの提案等 □3 地区担当制 □4 地域懇談会等

□5 区民アンケート □6 区民要望 □7 関係団体からの要望

■8 その他(□ X戦略に基づく取組)

◇区民からの具体的な要望

大規模災害発生時において、要救助者への対応(消防)、現場の被害拡大防止(土木)、被災者への情報提供(区本部)等において、関係行政機関が連携して迅速かつ的確に対応できるような情報共有体制を充実させてほしい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

大規模災害発生時において、要救助者への対応(消防)、現場の被害拡大防止(土木)、被災者への情報提供(区本部)等において、関係行政機関が連携して迅速かつ的確に対応できるような情報共有体制を充実させてほしい。

(出典: デジタル化推進特別委員会実施「本市のペーパーレス及びオンライン会議の実施状況についてのアンケート」)

・自分の課の環境(通信環境、PC・Webカメラ等)が整わない 29.0%

・自分の課においてオンライン会議に適した場所を確保できない 22.9%

・相手側の環境(通信環境、PC・Webカメラ等)が整わない 14.9%

◇提案内容・概算額等

提案1: 防災3拠点へのWeb会議システム設備の常設(概算額: 〇〇〇千円)

・西区庁舎、土木事務所、西消防署の3拠点にある会議室のうち、各1室にWeb会議システム設備を常設し、区本部会議等をオンラインで実施できる環境を構築する。

(調達機材等の例) ・西消防署 高速インターネット回線の整備

・3拠点共通 Web会議システム、Web会議用PC、Webカメラ、マイクスピーカー、モニター等

提案2: 土木事務所、西消防署のYCAN環境の増強(概算額: 〇〇〇千円) ※全市 〇〇〇万円

・YCANの回線速度を向上させるとともに、執務室及び会議室にYCAN無線LANを整備し、災害対応だけでなく、日常業務も含めYCANに関わる全ての業務効率化を実現する

(回線速度の向上) ・土木事務所 10Mbps ⇒ 100Mbps

・西消防署 10Mbps ⇒ 100Mbps

(YCAN無線LANの整備) ・土木事務所 執務室及び会議室にYCAN無線LANを整備

・西消防署 執務室及び会議室にYCAN無線LANを整備

提案3: AIを活用した災害情報の自動収集と防災3拠点の新たな情報共有体制等の構築(概算額: 〇〇〇千円)

・SNS上に溢れる多様な情報源をAI等を用いて自動で収集・解析するWebサービスを活用し、情報収集・初動対応の迅速化を図る

・業務用スマホアプリを活用し、迅速な情報共有体制を構築

(Webサービスの特徴) ・SNSほか複数の情報からリスク情報を検知・配信

・現場目撃者からの投稿のため、発生と同時に検知

・AI+人間の目で情報を最適化(24時間365日の監視体制)

(新たな情報共有体制) ・業務用スマホアプリを活用し、本部立上げ前の時点で情報共有が可能

・音声、文字、画像、映像等、様々な情報源を容易に共有できる環境

◇参考: 区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課 デジタル統括本部企画調整課、デジタル・デザイン室、DX基盤課

◆局回答内容

Table with 'デジタル統括本部' and '企画調整課 デジタル・デザイン室 DX基盤課'.

Table with '対応の有無' and '一部対応する'.

◇対応の内容

(提案1) 災害時の連絡体制の確保は、区の状況に応じた最適な体制が考えられるため、各区で検討・対応すべきと考えます。機器等の導入にあたっては、必要に応じて、技術面でのサポートを行います。

(提案2) YCAN回線速度の向上については、土木事務所及び消防署の一部業務に支障をきたしている現状を考慮して、実施する方向で検討を行うこととし、まずは、全土木事務所と西消防署の回線増速に取り組みます。

また、無線LAN整備については、実情を考慮し、今後必要性が見出された場合には検討を進めます。

(提案3) 令和4年度のモデル区である西区・港南区の取組内でも一定程度の効果が認められるため、予算計上しましたが、他区への横展開に向けての体系的な整理とともに、最適な導入方法の検討をする必要があると考えています。

◇課題に対する局の考え方

◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局
------	-------

西区		高齢・障害支援課	
担当者名	九川	TEL	320-8418
共通区	5区(港北区、保土ヶ谷区、鶴見区、旭区、神奈川区)		

継続年数	3年
------	----

提案種別	
予算関連	
番号	項目
7	障害者生活体験事業(西区版生活支援拠点のモデル事業)の推進
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>地域生活支援拠点等の機能や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムでは、障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるようなシステムの構築が求められています。</p> <p>障害のある人が、自分の住みたいと思う地域で、希望に合った暮らしを、安心して続けるためには、自分らしい住まいの実現に向けて暮らしをイメージし、暮らしを選択できる、多様な体験の機会・場が必要です。</p> <p>既存の制度では、病院や施設等からの地域移行や、親元からの自立のための機会とし、宿泊型自立訓練やグループホームといった場があります。しかしながら、これらは、共同生活が前提であったり、施設が区内にない場合は、区外の施設利用となるため、住み慣れた地域・生活圏を意識した体験には至らず、本人の主体性が発揮されにくいという課題があります。</p> <p>西区版生活支援拠点モデル事業は、区内のマンスリーマンションを活用した一人暮らし体験であり、同時に家事援助ヘルパーを利用可能としたことで、より具体的な暮らしをイメージすることができる機会となっています。</p> <p>(根拠・データ等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 西区 精神障害者手帳所持者数：1,119人 自立支援医療(精神科通院)受給者数：1,764人 知的障害者手帳所持者数：664人 	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()	
◇区民からの具体的な要望	
<p>令和3年度に実施した西区版生活支援拠点のモデル事業の利用者からの感想</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に住みたいエリアで体験できたことで明確なイメージができた。 ・「部屋の維持」にはヘルパーの支えを得てもいいことを学んだ。 ・体験できたことで現実感とできていることへの自信がついた。 ・家族の立場で、具体的な親子分離のイメージができた。 	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
<p>令和4年度西区運営方針「障害のある人も住みやすい環境づくりを進めます」精神障害者等が自立するためのステップとしてマンスリーマンションを活用し、併せて家事援助ヘルパーの利用も可能とする生活体験を行う場を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度西区版生活支援拠点のモデル事業(上半期8月実施：見学・体験16名 下半期1月実施：見学・体験41名) ・令和3年度西区版生活支援拠点のモデル事業マンスリーマンションでの体験に加え、家事援助ヘルパーの派遣を新規に実施(上半期9月実施：見学・体験26名 下半期1月実施：見学・体験33名) ・令和4年度西区版生活支援拠点のモデル事業(上半期9月実施、下半期1月実施予定) 	
◇提案内容・概算額等	
<p>障害者生活体験事業(西区版生活支援拠点モデル事業)を希望する区(地域)が、各区の実情にあわせて実施できるように予算化。</p> <p>内訳) @500千円×6区(希望する区)</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
<p>現行の体制で対応</p>	
◇所管局	
所管局課	健康福祉局 障害施設サービス課

◆局回答内容

健康福祉局		障害施設サービス課	
担当者名	坂井	TEL	671-2416

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>今回提案頂いた事業は、マンスリーマンション等の地域資源が豊富な西区の地域性を活かし、主要3機関(区福祉保健センター、生活支援センター、基幹相談支援センター)の役割分担がしっかりと整理されたうえで実施されている事業と認められることから、生活支援センター事業費に予算計上を検討します。</p> <p>今後、他区においても西区と同様に、区内の福祉サービス等の実施状況、活用できる地域資源等の地域性を活かし、主要3機関の役割分担をしっかりと整理し、3者合意のうえで実施が見込める事業について、予算計上を検討していきます。</p> <p>事業実施の検討にあたっては、計画段階から局と情報共有をいただきながら進めていただきますようお願いいたします。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局
------	-------

西区		高齢・障害支援課	
担当者名	九川	TEL	320-8418
共通区	13区（中区、港北区、都筑区、港南区、保土ヶ谷区、栄区、鶴見区、旭区、磯子区、泉区、神奈川区、瀬谷区（一部賛同）、南区（一部賛同））		

継続年数	2年
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
8	要電源の医療的ケアを必要とする障害児・者等への災害対策(非常用電源購入費の助成制度について対象者の拡大)

◇地域の課題、基礎データ等

1. 電源を要する医療機器を使用する障害児・者等は、地域防災拠点への自力での避難が難しく、また、国では自宅などで安全が確保できる場合には「在宅避難」が推奨されています。昨今の大規模災害等を受けて、最低3日分（7日分推奨）の備蓄も推奨されていますが、要電源の医療機器利用者にとっては、災害発生等の停電の備えとして、電源確保が課題となっています。

2. 災害時個別支援計画「わたしの災害対策ファイル」作成状況から、予備バッテリーは6時間程度となっており、それ以上の備えの対策がありません。また災害時に電源の充電を可能とする充電ステーション等の施設が身近にないことや、介護者の体制等から屋外に容易に出ることが困難な状況があります。

3. 令和4年度から、要電源障害児者等災害時電源確保支援事業が開始されましたが、給付対象者が24時間人工呼吸器使用者とAPD装置（自動腹膜透析）使用者に限定されており、吸引器等、その他の医療機器を使用している方も同じく対策が必要と考えます。
 （根拠・データ等）
 西区内「わたしの災害対策ファイル」作成数37件 ※医療的ケアを要する障害児・者を対象に配付

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

令和3年度に実施した「要電源の医療的ケアを必要とする障害児・者等災害対策蓄電池貸与モデル事業」の対象者は、吸引器や酸素濃縮器など、複数の医療機器により生命維持を行っている。対象者（家族）からの聞き取りから、体温調節に必要な機器も体調管理上欠くことができず、停電に対する不安は24時間人工呼吸器使用者に劣らずある。また、複数の機器を使用することで、それだけ消費電力量が高く、予備バッテリーだけで停電時に対応することは難しい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- ・平成29年度、自助・共助のツールとして「わたしの災害対策ファイル」を作成し、医療的ケアを要する対象者へ配付・作成支援を開始。
- ・令和3年度、西区運営方針「障害のある人も住みやすい環境づくりを進めます」の中で、「要電源の医療的ケアを必要とする障害児・者等災害対策用蓄電池貸与モデル事業」を実施。
- ・令和4年度、「要電源障害児・者等への災害時医療用蓄電池モニター事業」を実施。

◇提案内容・概算額等

・24時間人工呼吸器使用者以外でも電源を要する医療機器を使用している対象者の把握。対象者への「わたしの災害対策ファイル」の配付の推進と作成支援を行う。

・電源を要する医療機器を使用する障害児・者等に対し、非常用電源装置（蓄電池）の購入補助
 内訳）@62千円×1/2×3,000人（市内用電源医療機器（※人工呼吸器を除く）使用者）=93,000千円
 ※人数については、西区で想定される対象者数から換算。
 西区内「わたしの災害対策ファイル」配布者は26名（人工呼吸器使用者4名除く）。その他、訪問看護情報提供書や介護保険認定調査から把握した要電源の医療機器使用者は56名（人工呼吸器使用者4名除く）。西区内で想定される対象者は、約80名となる。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局	健康福祉局障害施策推進課
-----	--------------

◆局回答内容

健康福祉局		障害施策推進課	
担当者名	坂下	TEL	671-3604

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>本事業は令和4年度から開始した事業であり、まだまだ知名度も低く、災害等によって長期間にわたる停電が発生した場合に生命の危険にさらされるのは24時間人工呼吸器を使用している方に限らないため、電源喪失を伴う大きな災害が発生する前に少しでも早く、多くの人に非常用電源を給付する必要があると考え横浜市社会福祉基金を活用し、対象の拡大を行います。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	道路局
------	-----

中区		中土木事務所	
担当者名	熊谷、齋藤	TEL	641-7681
共通区	4区（鶴見区、神奈川区、西区、南区）		

継続年数	2年
------	----

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
7	矢羽根型サインなどの観光案内施設の一括管理システムの構築

◇地域の課題、基礎データ等

中区の都心臨海部では、古くから観光案内を目的として矢羽根型サインなどの設置が行われてきました。近年、経年劣化により矢羽根板面が脱落する事案などが多発しているため、これらの便民施設を総括的に維持管理していく必要があります。

中区では、様々な種類の標識等がありますが、それらは、紙面による管理となっています。法で定められている標識以外については、定期的な点検がなされていないため、市内で脱落事故などが起こった際に、職員による一斉点検を実施したり、道路局施設課による点検委託を実施している状況です。

道路局施設課が点検委託の際に活用する管理台帳についても、全ての標識等が網羅されているかが不明であり、十分とは言えません。

中土木事務所では、地理情報システム（GIS）を用いて、「大型標識」、「地点名標識」、「矢羽根型サイン」を入力し、その所在を地図上で確認できるように取り組んでいます。その他の標識等については、数が多いこともあり、全てを網羅できていません。

また、地理情報システム（GIS）を用いた取組は統一化されていないため、この取組を実施していない土木事務所もあります。その他、管理台帳がないことにより、標識を管理することができない土木事務所も存在するため、観光案内施設の一括管理システムの構築が必要であると考えます。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

設置した観光案内施設について、適切に維持管理してほしいという意見があります。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

矢羽根型サインについては、損傷したものを撤去しているのみで、復旧は行っていません。

◇提案内容・概算額等

観光案内を目的とした施設について、体系的に整理し、定期的な点検や修繕などの維持管理に関する予算措置を行って欲しいです。

特に矢羽根型サインについては、昨今の脱落事故に対して都度撤去対応となっている状況で、その他標識類も含め、予防保全の計画策定が必要です。道路局施設課が点検委託を発注し点検を進めており、こうした点検結果を踏まえた一括管理システムなどの構築をお願いしたいです。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	道路局施設課
------	--------

◆局回答内容

道路局		施設課	
担当者名	松田	TEL	671-2731

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 道路GISを活用した矢羽根型サインの管理を進めるとともに、道路構造物管理システムへの標識データの取り込みに向け、必要な経費を予算計上します。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局	中区		こども家庭支援課		
		担当者名	和田	TEL	224-8198	
		共通区	2区(戸塚区・泉区)			

継続年数	3年
------	----

提案種別	
予算・制度関連	
番号	項目
10	区こども家庭支援課での多言語対応強化
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>1. 中区の人口に占める外国人の割合 中区は人口の約10%を外国人が占めています。特に中国語を母語とする外国人が多く生活しています。 【令和4年5月現在】 中区人口 150,540人：外国人 15,670人(うち中国9,333人)：外国人比率 10.4%(うち中国6.2%)</p> <p>2. 中区子育て世代に占める外国人の割合 中区全体での外国人比率は約10%ですが、子育て世代でこども家庭支援課の窓口で手続きをされる外国人比率は約2割を超えています。小さな子どもを抱える若い世代は、日本在住年数も比較的短く、日本語での複雑な事業説明に苦慮することが多くあります。</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()	
◇区民からの具体的な要望	
こども家庭支援課の窓口では多種多様なサービス提供を行っていますが、外国人の方で言葉が理解できず、手続きに不備があり、適正にサービスを受給できないケースが発生しています。そのため、窓口では通訳できる方から詳しい説明をしてほしいという要望があります。	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
中区では区政運営方針で「多文化共生のまちづくり」を掲げ、国籍やルーツにかかわらず、ともに尊重しあい、生き生きと暮らせる多様なまちづくりを進めています。 現在、こども家庭支援課では日本語の通じない区民に対し、タブレットを活用するほか、区づくり推進費で暫定的に中国語の通訳を配置し、外国人対応を行っています。	
【令和3年度 通訳実績の分析】	
①窓口で、通訳を介して説明が必要な業務で最も多いのは保育園の入所申請説明でした。 ②タブレットを活用して簡単な制度説明はしていますが、込み入った相談をしている実績はほとんどありませんでした。 ③こちらから電話連絡する際も通訳が必要なケースが多くありました。(タブレットでは対応不可) ④障害児やひとり親相談などは個別性も高く、1件あたりの時間が通常の制度説明よりも時間を要しました。	
【結果】	
電話連絡や相談などはタブレットではなく制度を理解している通訳の対応が必要です。	
◇提案内容・概算額等	
各区の状況により外国籍区民の国籍、人数、在住歴などが異なるため、各区の状況に合わせた外国語対応体制の強化を要望します。	
【概算額】 多言語対応強化費 ■千円	
◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	こども青少年局 こども家庭課

◆局回答内容

こども青少年局		こども家庭課	
担当者名	木寺	TEL	671-2390

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	区こども家庭支援課における多言語対応の必要性・困難性は認識しています。しかし、区の実情に応じ、特定の言語に対応する人員を区ごとに展開することは現実的ではなく、局として対応するのは困難です。 今後の共生社会における区役所全体の多言語対応のあり方やデジタル区役所の議論と併せて、児童福祉分野だけでなく、全体的な対応強化の検討が必要と考えます。
	◇対応する場合の課題
	財政状況が厳しい中、特定区のみ・特定言語のみの対応は難しいと考えます。

◆局回答内容

健康福祉局		福祉保健課	
担当者名	村尾、中村	TEL	671-4056

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 アドバイザー派遣については、引き続き地域での取組が進むよう必要な範囲で区配予算に予算を計上していきます。各区の事例については区の協力を得ながら、先進的な事例の情報交換ができるように検討していきます。 また、令和4年4月の個人情報保護法の改正に伴い、名簿に伴う個人情報の取扱いの見直しが必要だと考えています。年々個人情報の取扱いに関して厳しい制限がかかる中、名簿等を活用した支援に取組む自主防災組織の方々に必要な手続きを効率化できる様に検討していきます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	デジタル統括本部	港南区		区政推進課	
		担当者名	田代、秋山	TEL	847-8327
		共通区	西区		

継続年数	新規
------	----

提案種別	
予算関連	

番号	項目
1	多様なモバイルワーク環境の構築

◇地域の課題、基礎データ等

区役所の業務においては、地域の現場に向向く機会が多くあります。地域での打ち合わせの場等では、手持ち資料にないことについて聞かれることもしばしばあり、その場で答えられない場合は持ち帰ってからの回答になってしまうため、打ち合わせがスムーズにいかないこともあります。また、生活保護などの福祉系の訪問調査や固定資産税の家屋調査等では、聞き取った区民の個人情報等について、職員は持ち帰り帰庁後に改めてパソコン上の様式や専用のシステムに入力する必要があります。そのため、個人情報のメモを紛失するリスクが常にあり、また、入力のための超勤時間が発生しているケースもあります。

港南区では、これらの課題に対してモバイルワークを積極的に活用することで対応していくことを検討しています。モバイルワークを利用することで、外出先から資料を確認することが可能となり、区民対応の迅速化及び業務の効率化が期待できます。また、その場で庁内のファイルに書き込むことで、個人情報の紛失リスクや帰庁後の再入力作業を減らすことができます。さらに、手持ち資料の印刷も不要となり、ペーパーレス効果も期待できます。

モバイルワークには多くの利点がありますが、現状では港南区での利用率は低調です。この要因として、以下の2点が考えられます。

- ・モバイルワーク端末の大きさ、重さ
- ・PCを利用する作業スペースの確保

外出先の状況によっては立ちながら使用する必要もありますが、現在のモバイルワーク端末はノートパソコンのため、使いにくいケースがあることが考えられます。様々なケースにおいてモバイルワークを利用しやすいよう、複数の種類の端末を導入します。また、これらの端末で、庁内のファイルへのアクセスや、グループウェアの利用等を可能にします。

また、現場調査等では現地の写真を撮影することもあります。パソコンでは撮影ができないため、別途カメラを携帯しています。カメラ付きのタブレット端末を導入することで、写真撮影が必要な業務においても効率的な作業が可能となり、モバイルワークの活用が広がり、多様な働き方につながります。

これらの試行実施・検証により、将来の横展開につなげます。

◇地域ニーズ等の収集手段

- | | | | |
|------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 | <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 | <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 | <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 |
| <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート | <input type="checkbox"/> 6 区民要望 | <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 | |
| <input type="checkbox"/> 8 その他 () | | | |

◇区民からの具体的な要望

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- ・皆さまに「便利になった」と感じていただけるデジタル、職員も「業務改善・効率化」が感じられるデジタル(令和4年度港南区運営方針「デジタル区役所」の推進)
- ・モバイルワークの活用に向け、庁内のルール整備

◇提案内容・概算額等

取組を実現するため、以下の環境整備を希望します。

【導入端末】

- ・モバイルワーク端末(22台)(既存)
- ・キーボード付きタブレット(24台)(新規) 〇〇〇〇円 × 24台
- ・タブレット(15台)(新規) 〇〇〇〇円 × 15台
- ・スマートフォン(9台) 〇〇〇〇円 × 9台

【必要環境】

- ・各端末で、庁内のファイルにアクセスし、閲覧、書き込みができる。
- ・グループウェアの確認ができる。
- ・メールの送受信ができる。
- ・情報のやり取りをセキュアに行うことができる。

【概算費用(端末)】

〇〇〇〇円

◇参考：区執行体制上の課題

現在の体制で対応

◇所管局

所管局課	デジタル統括本部デジタル・デザイン室
------	--------------------

◆局回答内容

デジタル統括本部		デジタル・デザイン室	
担当者名	十鳥	TEL	671-3791

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容
	庁外から庁内システム等にアクセスするネットワーク環境については、今後デジタル統括本部で整備を進める予定です。整備にあたっての実証等については、モデル区である港南区と西区と連携して進めていきたいと考えています。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局
------	---------

港南区		こども家庭支援課	
担当者名	田中	TEL	847-5612
共通区	13区(鶴見区・神奈川区・西区・中区・南区・保土ヶ谷区・旭区・磯子区・金沢区・港北区・緑区・栄区・瀬谷区(3のみ))		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
2	児童虐待対応等に関するスーパーバイズ機能の充実・強化

◇地域の課題、基礎データ等

児童虐待対応件数は年々増加しており、問題も複雑多様化しています。虐待に至る背景には、養育者の被虐待歴や精神疾患、経済的課題、こどもの発達の課題からくる育てにくさ、社会・心理的孤立など様々な要因が複雑に絡み合っています。支援を行う専門職は多角的な視点で課題を整理し、問題の本質を見極めるよう努めますが、潜在化する複雑困難な課題の増加から、アセスメントの妥当性や支援方針の適切性等に日々悩みながら支援を行っている現状です。

令和4年度にはこども家庭総合支援拠点が全区に整備され、「こどもの権利擁護担当」を中心とした、より専門性の高い児童虐待への支援・対応が求められています。こうした要請に適切に対応していくためにも、ケース支援プロセス分析やスーパーバイズを通して職員の専門的なスキルの向上を図り、支援の質を高めていくことが必要になります。同時に、虐待対応は精神的な消耗を伴うことが多いため、職員のメンタルヘルスを維持するための支援体制の構築も喫緊の課題と言えます。

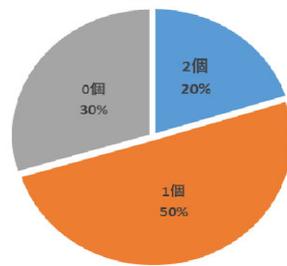
現在、局事業として児童精神科医スーパーバイザー派遣事業等がありますが、年間計画に基づく利用であるため、必要な時にタイムリーに助言を受けることが出来ず、利用回数も年1回程度と不足している状況です。スーパーバイズ機能を充実させ、重篤事例等が生じた際には専門家によるメンタルケアや振り返り支援を行い、職員のバーンアウトを予防することが可能になるとともに、必要な支援、助言をタイムリーに得ることで、職員の資質向上を図り対応力の向上を目指します。

<指標>

- 虐待通告対応件数の5年前との比較
 - 18区での対応件数 H29→R3 : 193%増 R2→R3 : 103%増

区分	H29	H30	R1	R2	R3
18区役所	1971	3202	3947	3701	3821

リスク要因の重なり



令和4年3月時点 港南区内部分析資料より

- 要対協ケースのリスク要因の重なり
 - 区内要対協ケースについてリスク要因(養育者の精神疾患、子の発達課題、父母関係不調)の有無を確認
 - 約70%はいずれかの課題を有しており、内約20%は複数の課題を有する

<現行の局事業>

- 児童精神科医によるコンサルテーション事業 (年1回)
- 要対協調整機能強化スーパーバイザー派遣事業 (年2回)
- 児童虐待防止啓発地域連携事業 (関係機関向け研修等)

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他 ()

◇区民からの具体的な要望

職員の虐待対応スキルを向上させ、迅速適切な支援を行って欲しい

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- 港南区運営方針：重点推進施策3「誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくり」
- 令和4年度 個性ある区づくり推進事業費 「こども家庭相談事業」専門相談(事例検討) (年4回)
- 外部講師(職種：児童精神科医、SW、心理士等)による事例検討
- 内部向けスキルアップ研修(児童精神科医)

◇提案内容・概算額等

- 職員の虐待対応に関する専門的技術の向上、メンタルヘルス支援に向けたスーパーバイズ体制を拡充します。
 - 多職種の専門家(児童精神科医、弁護士、SW、臨床心理士、看護職等)と派遣契約し、必要時タイムリーに区にスーパーバイザーを派遣できる仕組みを構築(オンラインやメール等の併用も検討)
 - 要対協調整担当者への定期的なスーパーバイズ実施体制の構築
 - 重篤事例発生時のスーパーバイズ(メンタルケア含む)の充実
 - 児童虐待防止啓発地域連携事業の拡充(内部職員向け研修予算の確保)

- 【こども青少年局 こどもの権利擁護課】
- 1~3 報償費 〇千円(こどもの権利擁護課で派遣契約し、区の手続きを簡略化)
- 4 報償費 〇千円

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局課	こども青少年局こどもの権利擁護課
------	------------------

◆局回答内容

こども青少年局		こどもの権利擁護課	
担当者名	浅野、三橋、竹内、三浦	TEL	671-4288

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容 現在実施している事業を拡充し、区におけるケース対応や職員のメンタルケア等に関する専門家からの助言をよりタイムリーに受けられる体制を構築します。また、従来から行っている要保護児童対策地域協議会調整担当者機能強化向けスーパーバイザー派遣等の回数を増やします。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

(様式2-2)

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	教育委員会事務局	港南区		区政推進課	
		担当者名	中島・住田	TEL	847-8327
		共通区	南区		
		継続年数	新規		
提案種別		予算関連			
番号	項目				
4	桜岡小学校の建替え				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>港南区の桜岡小学校は明治45年に創立され、校舎の平均築年数は48年を超えて老朽化が進んでいます。令和3年度に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき建替えの基本構想を策定し、建替え事業を進めていくことが決まりました。</p> <p>桜岡小学校には教育活動に必要な機能のほか、放課後キッズクラブ、地域防災拠点、地域活動によるグラウンドや地域交流室の利用等があり、地域の一拠点として重要な役割を果たしています。</p> <p>そのため、建替えにあたっては地域からの要望を十分反映させるとともに、建替え期間中の代替施設についても確保していく必要があります。</p>					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()					
◇区民からの具体的な要望					
<p>通学路の安全面の確保が懸念、内装の木質化を進めてほしい、校舎内の動線の改善やエレベータ設置をしてほしい、洋式トイレや、照明を明るくするなど環境を良くしてほしい等</p>					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。					
<ul style="list-style-type: none"> ・建替え事業の決定について、教育委員会と共に連合町内会などに情報提供しました。 ・再編整備検討専門会議に向け、桜岡小学校に係る地域課題や地域ニーズについて情報収集を行いました。 ・地域の関係者を含めた検討会・報告会について、参加メンバーの選出などについて連合町内会と調整を行いました。 ・上記の検討会に、教育委員会事務局と共に出席し、地域ニーズ等についての情報収集を行いました。 					
◇提案内容・概算額等					
<ul style="list-style-type: none"> ・内装の木質化や、校舎内の動線の改善やエレベータ設置、地域防災拠点としての運用を円滑にできるよう建替え後の体育館・防災備蓄庫の位置や運用方法などに、関係区局が調整し、地域の意見を聞きながら丁寧に進めること。 ・平成28年に同校の児童が死亡する交通事故が発生しており、児童の登下校時の安全確保は地域の重要な課題となっている。学校周辺の道路は狭いので、バスも通行するなど交通量も多い。そのため、設計にあたっては児童の登下校時の安全が確保できるよう配慮すること。また、建替工事中は児童の通学経路と工事車両の動線が近接することも考えられるため、施工にあたっては児童の安全を最優先に考えること。 					
◇参考：区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課	教育委員会事務局教育施設課				

◆局回答内容

教育委員会事務局		教育施設課	
担当者名	水橋	TEL	671-3298

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	児童が安全に通学できる環境づくり、地域防災拠点の運用面に配慮した配置計画となるよう、関係区局と連携を図りながら設計業務を進めます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	市民局	保土ヶ谷区		地域振興課															
		担当者名	松坂・小粥	TEL	334-6303														
		共通区	3区(南区、港南区、瀬谷区)																
		継続年数	新規																
提案種別		予算・制度関連																	
番号	項目																		
1	持続可能な自治会町内会運営に向けた自治会業務支援モデル事業の実施																		
◇地域の課題、基礎データ等																			
自治会町内会では、長く加入率の低下が続くとともに、役員等の担い手不足が課題となっています。その背景には、自治会を通じた情報の伝達、自治会行事や自治会自体の運営など、役員役割は非常に多岐に渡り、その負担が大きくなっていることや、若年層が自治会に加入しない傾向にあることが挙げられます。																			
【基礎データ】																			
1 自治会町内会加入率(保土ヶ谷区) ※各年4月1日現在 平成28年: 78.3% → 令和3年: 71.5% (5年間で6.8ポイント減)																			
2 令和2年度 横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査報告書(市民局) (単位町内会の回答数: 2,583団体) ・加入をしない(断られる)理由: 「班長や役員をやりたいくないから」 53.8% ・自治会町内会の運営上の課題: 「役員のなり手が少ない」 77.9%																			
3 令和2年国勢調査における行政区別平均年齢と自治会町内会加入率の相関関係 (黄色マーカー: 平均年齢及び加入率の低い上位5区) → 平均年齢が低い区は、加入率も低い傾向にある。																			
区別自治会加入率と平均年齢のデータ (左から加入率が低い順に記載)																			
	横浜市	都筑	中	西	港北	神奈川	青葉	戸塚	磯子	鶴見	緑	保土ヶ谷	南	港南	瀬谷	泉	旭	栄	金沢
加入率(%)	69.4	59.1	59.5	62.4	64.0	65.7	68.9	68.9	70.2	70.3	70.9	71.5	71.6	73.0	74.2	74.4	76.0	77.6	78.1
平均年齢(歳)	48.4	43.1	47.4	44.2	43.8	44.8	45.3	46.4	48.1	44.4	46.0	47.4	48.0	48.6	48.1	48.4	48.9	49.4	48.7
◇地域ニーズ等の収集手段																			
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他(令和2年度 横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査報告書)																			
◇区民からの具体的な要望																			
日頃、区民から「役員の当番が回ってくるため自治会を辞めたい」という相談や、「会議運営、行政に提出する補助金交付申請書などの書類作成が煩雑」という声が定期的に寄せられています。また、地区連合自治会町内会長からスマートフォンを活用した自治会費の徴収など、役員負担軽減となる施策の実施について提案がありました。																			
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。																			
令和4年度 保土ヶ谷区運営方針: 目標達成に向けた組織運営「地域との協働によるまちづくり」に位置づけ協働・共創の意識を持ち、自治会等と連携して、地域課題の解決に向けて取り組むとしています。																			
◇提案内容・概算額等																			
○提案内容: 自治会町内会加入率向上のため、DXの活用と業務のアウトソーシングによる自治会業務の負担軽減等に資するモデル事業の実施 回覧物・掲示物の配布や会費の徴収などについてはICT技術を活用したアプリやキャッシュレス決済を導入すること、また、会議運営や補助金交付申請書の作成などの事務局業務については、外部委託することで役員業務の負担を軽減し会員の自治会町内会からの脱会を抑制します。 また、住民に有益な情報の受発信の迅速化や、アプリを活用して会議参加の簡略化を図ることにより若年層の加入を後押しし、持続可能な自治会町内会組織への一助とするためのモデル事業を提案します。なお、モデル実施後の事業効果(加入率の推移)を検証するため、モデル事業は複数年実施することとします。																			
【関係局への提案】																			
・自治会町内会情報を伝達する既存のアプリの初期設定費用と月額利用料の補助(〇〇〇〇円)																			
・キャッシュレス決済手数料の補助(〇〇〇〇円)																			
・将来の自治会事務局業務委託に向けた調査経費(〇〇〇〇円(調査費@ 〇〇〇〇円×20連合= 〇〇〇〇円 報告書作成 〇〇〇〇円))																			
【概算額】計 〇〇〇〇円																			
◇参考: 区執行体制上の課題																			
現行の体制で対応																			
◇所管局																			
所管局課	市民局地域活動推進課																		

◆局回答内容

市民局		地域活動推進課	
担当者名	川口、江口	TEL	671-2317

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 地域活動の人材不足が喫緊の課題となっている中、自治会町内会運営における役員の負担を減らしていくため、自治会町内会業務のDXが一つの有効な手法と考えられます。DXに取り組む自治会町内会を支援するため、情報伝達や会費徴収のDXに係る導入費等を支援するモデル事業を実施します。 さらに、持続可能な自治会活動を支援するため、自治会町内会の現状やニーズを把握する調査を行い、結果を踏まえ自治会町内会業務のDXやアウトソーシング等、より効果的な負担軽減策を検討します。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

Table with 2 columns: 所管局名 (Building Department), 建築局

Table with 2 columns: 保土ヶ谷区 (Responsible Agency: 中台, TEL: 334-6227), 区政推進課 (Common Area: 16 districts)

Table with 2 columns: 継続年数 (2 years)

Main proposal form containing: 提案種別 (Budget-related), 番号 (6), 項目 (Management of vacant houses), 地域課題 (Vacant house issues), 現状データ (Current data on vacant houses), 収集手段 (Collection methods), 区民からの要望 (Resident requests), 概算額 (Estimated amount), 参考 (References).

◆ 局回答内容

Table with 2 columns: 建築局 (Responsible Agency: 陣内, TEL: 671-4539), 建築指導課・住宅政策課 (Responsible Agency: 田中, TEL: 671-4121)

Table with 2 columns: 対応の有無 (Response status), 対応する (Response content: Policy on vacant houses), 対応しない場合 (Response not applicable: Policy on vacant houses)

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局	保土ヶ谷区		福祉保健課	
		担当者名	小西、林	TEL	334-6344
		共通区	青葉区		
		継続年数	新規		

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
13	歯科定期健診受診率向上に向けた具体策の調査検討及び実施

◇地域の課題、基礎データ等

「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づく「横浜市歯科口腔保健 令和3年度から令和4年度の取組」において、市民はかかりつけ医を持ち、歯科健診や専門的口腔ケア、歯科保健事業を受けることを市として推奨しているが、これに係る具体的な対策はない。

保土ヶ谷区は、区歯科医師会と連携して歯科健診の受診勧奨を行っているが、特に成人期において「健康横浜21」で目標値とされた定期歯科健診（過去1年間に歯科健診を受診した者の割合）の受診率は50%に満たず、目標値に達していない。

- 【基礎データ】
- 健康横浜21（健康福祉局保健事業課）
 - ・過去1年間に歯科健診を受診した者の割合の目標値 65%
 - 令和2年度健康に関する意識調査結果（健康福祉局保健事業課、いずれも保土ヶ谷区データ）
 - ・この1年に歯科健診を受診した者の割合 46.6%（令和2年度、18区中12位）
 - ・口の健康のために、かかりつけの歯科医院を決めている者の割合 35.1%（令和2年度）
 - 引用「インターネットリサーチによる歯科定期受診行動にかかわる要因についての調査」（安藤雄一, 2011）
 - ・定期歯科健診を受診しない理由：「時間がない（50.4%）」、「金銭的な余裕がない（37.1%）」

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

保土ヶ谷区歯科医師会から、区民がかかりつけ医を持つように積極的に推進してほしいとの意見があった。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

令和4年度 保土ヶ谷区運営方針：目標達成に向けた施策「誰もが健やかに暮らせる環境づくり」に位置づけ個性ある区づくり推進費自主企画事業「保土ヶ谷歯びいHealth事業」において区歯科医師会と連携した、口腔衛生の向上につながる施策を推進するとともに、かかりつけ医の増加につながるよう、歯科医院を訪れるきっかけづくりを進めてきた。

◇提案内容・概算額等

【歯科定期健診受診率向上に向けた具体策の調査検討及び実施】

○令和5年度に策定する歯科口腔保健推進計画の策定・推進は歯科医療の担い手の意欲や区民の歯科口腔保健の向上に直結することから、計画策定の次年度から事業化することを念頭に置いて、区民の歯科口腔保健の向上に直結する具体策の調査・検討を行うことを提案する。

特に検討にあたっては、定期歯科健診を受診しない層は働き・子育て世代が多く、先行研究ではその理由として「時間がない」、「金銭的な余裕がない」ということが挙げられていること、また現在策定している「横浜DX戦略」の流れを踏まえたアプリやシステム開発等により、局の事業改善にもつなげられるようなデータ収集と活用を含むものとする必要がある。

○具体的な調査・検討内容

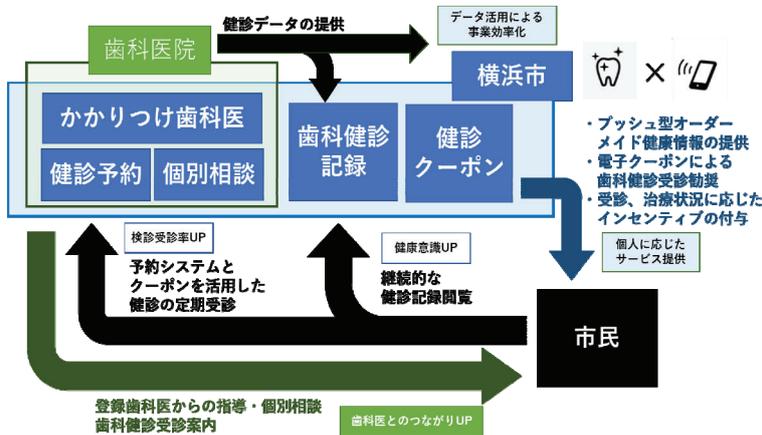
- ・歯科定期健診予約システムの開発など、よりスムーズに歯科健診につなげる仕組みの検討・実施
- ・歯科定期健診クーポンの発行など、より手軽に歯科健診につなげるための勧奨策の検討・実施
- ・歯科定期健診の記録の閲覧や、個人に応じたオーダーメイド健康情報の発信など、歯の健康をより意識してもらう情報発信策
- ・大学や企業、歯科医院等多様な主体と連携したイベントの開催など歯科への興味を高める場の創出
- ・気軽に歯の健康相談を可能にする環境整備や歯科医院による受診勧奨の支援など歯科医院とのつながりをつくるかかりつけ歯科医の普及策

【提案内容・概算額】

歯科定期健診受診率向上に向けた具体策の調査検討委託： 〇千円

（検討内容） ①スムーズに歯科健診につながる仕組みの検討 ②手軽に歯科健診を受けるための勧奨策の検討 ③歯の健康をより意識してもらう情報発信策 ④多様な主体と連携した歯科への興味を高める場の創出 ⑤歯科医院とのつながりをつくるかかりつけ歯科医の普及策

【具体策を盛り込んだポータルアプリのイメージ】



◇参考：区執行体制上の課題

現在の体制で対応

◇所管局

所管局課	健康福祉局保健事業課
------	------------

◆局回答内容

健康福祉局		保健事業課	
担当者名	山田	TEL	671-2454

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>近年、口腔の健康と全身疾患との関連が明らかになっており、定期的に歯科健診を受けることが歯科疾患の早期発見だけでなく、ひいては市民の健康につながります。</p> <p>そのため、妊娠期から高齢期まで切れ目なく歯科健診を受けられるように取り組むことが重要です。</p> <p>特に、法律等で歯科健診が義務付けられていない、成人期についての対策が求められていることから、当該世代のうち特に若年世代である青年期を対象とした「青年期における歯科口腔保健推進モデル事業」を実施します。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局	保土ケ谷区		福祉保健課	
		担当者名	近藤、徳道	TEL	334-6313
		共通区	6区(港南区、金沢区、青葉区、都筑区、瀬谷区、栄区(条件付賛同))		
		継続年数	新規		

提案種別	
予算・制度関連	
番号	項目
14	いわゆる「ごみ屋敷」対策の推進に向けた支援体制の拡充
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>いわゆる「ごみ屋敷」(以下「ごみ屋敷」という)が発生する背景には、加齢や疾病による身体機能の低下、精神疾患、経済的困窮、地域からの孤立など様々な問題がありますが、ごみ屋敷の根本的な解決には、ごみを撤去するだけではなく、当事者に寄り添い、福祉的な支援を通じて背景にある精神保健面での課題を解決していくことが必要です。</p> <p>本人に寄り添った支援を行うにあたっては、区の社会福祉職・MSW(医療ソーシャルワーカー)が中心となり、ケースの特性に応じて、地域ケアプラザ、生活支援センター等関係機関と連携してアプローチしていく必要がありますが、保土ケ谷区の困難案件A(令和3年10月時点で市内で最も堆積量が多い再発事案)については、区の排出支援により、これまで大規模な片付けを2度実施していますが、再度堆積している状況にあります。</p> <p>こうした堆積を繰り返す困難案件の堆積者支援には本市専門職の対応のみでは困難な面もあり、より専門的なアプローチを継続して行うため、精神科医等の医学的・専門的知見を持つ者を支援チームに加えるなど支援体制を拡充し、より重層的に精神保健面での支援に取り組む必要があります。</p> <p>【既存の枠組みでの課題】</p> <p>※区高齢・障害支援課の精神科医による嘱託医相談(健康福祉局精神保健福祉課委嘱の非常勤特別職)では、病識がなく面談を継続して希望しない堆積者への対応が困難→支援チームとしての関わりからの継続的な関与が必要。</p> <p>※健康福祉局福祉保健課では臨床心理士相談について区局協議時に情報提供、実務者研修資料に局の支援策の一つとして「専門家コンサルテーション」と記載し、活用事例あり→支援チームとしての関わりからの継続的な関与が必要。</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()	
◇区民からの具体的な要望	
<p>困難案件Aの近隣住民からは「ごみは一刻も早く片付けてもらいたいが、数年前に一旦片付けた後に堆積を再開し、それまで以上に堆積した経過もあることから、本人の病識の有無に関わらず、区の従来の支援体制に精神科医を加えて支援にあたらなければ根本的解決にはならない」との意見・要望が複数人から寄せられています。</p>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
<p>保土ケ谷区では、福祉保健課、生活衛生課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課、生活支援課が中心となり、総務部、土木事務所、健康福祉局、資源循環局、消防署、警察署、関係機関、地域住民と連携しながら区を挙げて支援体制を組み、本人支援に取り組んでいます。</p> <p>困難案件Aについては、区の排出支援により、平成27年度に約4トン片付けたが令和3年にかけて再度大量に堆積、令和3年度から4年度に約9トンの大規模な片付けを行うも、再度堆積し始めている状況にあります。堆積者は病識がなく、区の高齢・障害支援課の嘱託医相談を継続して利用する意思がないため、支援体制の拡充により対応する必要があります。</p> <p>・令和4年度 保土ケ谷区運営方針：「信頼される区役所づくり」 いわゆる「ごみ屋敷」への対応等、緊急・複雑化する地域課題には「チーム保土ケ谷」として区の総合力で取り組みます。</p>	
◇提案内容・概算額等	
<p>【提案内容】</p> <p>排出支援後の再発防止等に向けて、堆積者に対する精神保健面の支援を強化する体制づくりとして、区の要請に基づき、健康福祉局が「精神科医」や「臨床心理士」を区に一定期間継続的に派遣できる仕組みの整備を提案します。 ※派遣可能日時等の調整は、派遣希望区が健康福祉局福祉保健課と調整します。</p> <p>【求める役割】</p> <p>以下いずれの職も支援チームの一員として堆積者支援にあたり、自宅訪問同行、面談、チーム会議参加等を行う。 ○精神科医：堆積者との面談を通じて症状を診断(ため込み症等)、症状の改善に向けた助言を行う。 ○臨床心理士：問題を抱えている人を対象に、カウンセリングにより、問題の気づき、解決に向けた行動変容を促す。</p> <p>【概算額】1区あたり 324千円 講師謝金：医師及び臨床心理士等の訪問とチーム会議への参加(1回あたり2時間×6日分)</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
<p>現在の体制で対応</p>	
◇所管局	
所管局課	健康福祉局福祉保健課

◆局回答内容

健康福祉局		福祉保健課	
担当者名	小森	TEL	671-4049

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	健康福祉局では、区の取組を支援するため、医師、福祉保健の学識者による専門家コンサルテーション、弁護士相談、臨床心理士相談の予算を計上しています。令和5年度においても引き続き必要な予算を計上していきます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調査書

所管局名	健康福祉局	保土ケ谷区		福祉保健課	
		担当者名	宮崎	TEL	334-6343
		共通区	8区（鶴見区、南区、旭区、磯子区、青葉区、都筑区（一部）、戸塚区、栄区）		
		継続年数	新規		

提案種別	
予算関連	
番号	項目
15	地域ケアプラザにおける事務処理ミス等の事件・事故防止のための研修体制整備
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>令和3年8月までの、指定管理者等の事務処理ミス等は83件と全体の3割に達し、過去最多ペースで発生しています。このうち、地域ケアプラザで約半数の41件発生しています。また、地域ケアプラザで発生した事務処理ミス等を項目ごとに見た場合、令和2年度は「誤交付」が最も多く、次いで「誤送付・誤送信」という結果でした。具体的な内容としては、利用者や関係団体（医療機関、介護施設等）に対して、個人情報を含む書類などを誤って渡してしまったというミスが多く見受けられます。</p> <p>その背景には、思い込みや業務繁忙による焦り、ダブルチェック作業の形骸化等の環境要因と、事務処理ミスに対する意識のばらつきや、一人ひとりが自分事として捉えられていないことなどの意識に起因する要因が挙げられると思います。</p> <p>そのような意識の底上げと、定期的な事務見直し、職員への継続的な意識づけが必要な状況にあります。</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他（地域ケアプラザ業務対応等）	
◇区民からの具体的な要望	
<p>地域ケアプラザを安心して利用するために、利用者や利用者家族から再発防止が望まれています。また、各地域ケアプラザ所長からはシフト制の職員に対してどのように研修を実施し、再発防止に努めて行くか苦慮しており、今後何らかの対策を立てていきたいという声も挙がっています。</p>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
<p>毎月の地域ケアプラザ所長連絡会において、月内に発生した事件・事故の状況を報告、注意喚起を行っています。その他、令和3年度末には、漏洩事故防止研修等の研修資料を提供し、地域ケアプラザごとに職員向け研修を実施しています。また、事務処理ミス等及び事件・事故発生時には、総務局コンプライアンス推進課が定めている規定に則り、適切に事件発生後の対応を行っています。</p>	
◇提案内容・概算額等	
<p>実施内容については、区局のプロジェクトで検討し進めていきます。プロジェクトでは、まず地域ケアプラザで多く見られる事例の洗い出しと事例分析を行い、対応策・再発防止について検討します。さらに、検討の中で出てきた事案について、自分のタイミングで手軽に学べるツール（アプリ等）を作成します。</p> <p>そのようなツールを活用しながら、学びの機会を増やし、意識向上につなげ、地域ケアプラザの運営法人として、市職員と同じレベルの知識を身に付けている状態を目指していきます。</p> <p>事件・事故が発生した際には区役所から各地域ケアプラザに向けて事案共有、注意喚起を実施していますが、なかなか件数が減らない状況にあります。また、同様の状況は、保土ケ谷区に限らず他区でも多く見られており、単独事業ではなく、18区共通の取組として実施することが必要と考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務処理ミス等及び事件・事故の事例洗い出し・分析、対応策・再発防止について検討（区局のプロジェクト） ※検討過程で、ケアプラザ所長等からアンケートやご意見を伺う機会を設ける予定。 2 研修ツールの作成（過去の事例（事故、事務処理ミス）を題材にした危機感を醸成するような動画やアプリ等） ※動画やアプリは提案時点での案であり、プロジェクト内で必要な対策を検討する予定。 3 地域ケアプラザを対象とした研修の実施（内容とツールの使い方について） <p>【概算額】 千円（研修用ツール（動画やアプリ等）の作成）</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
<p>現行の体制で対応</p>	
◇所管局	
所管局課	健康福祉局地域支援課

◆局回答内容

健康福祉局		地域支援課	
担当者名	藤村、窪内	TEL	671-2388

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>地域ケアプラザにおける事務処理ミス等の事件・事故防止は、施設に対する継続的・具体的な注意喚起や支援が重要であることから、引き続き、局として、発生事案や抽出した課題・対策等についてまとめ、定期的な共有を行います。また、定例の責任職会議等を活用し、研修ツール等について区局で検討を進めます。</p> <p>なお、ツールの作成やツールの活用に向けた研修の実施については、市職員向けの研修資料を活用し、対応することを中心に進めていきます。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局	保土ケ谷区		高齢・障害支援課		
		担当者名	岩垂	TEL	334-6383	
		共通区	6区(中区、南区(一部)、旭区(一部)、金沢区(一部)、港北区、緑区)			
		継続年数	2年			

提案種別	
予算関連	
番号	項目
16	多職種連携によるアウトリーチ支援 ～精神障害のある方への訪問支援～
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>国及び市が進める「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」(以下、「精神包括」)の構築に向け、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い等を通じて、精神障害者が地域で安定した暮らしができるよう支援していくことが求められています。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、3障害(身体・知的・精神)の中で最も伸び率が高く、保土ケ谷区においても年々増加している状況です。</p> <p>保土ケ谷区では、精神包括における「協議の場(区自立支援協議会 精神部会)」において様々な議論を重ねた結果、「精神科未治療・治療中断者など、支援が届きにくい対象者への支援」が地域課題として挙げられ、課題解決に向けた取組として、令和3年度から「個性ある区づくり推進費」を活用した「アウトリーチ支援事業」を試行的に実施しています。</p> <p>【保土ケ谷区基礎データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳所持者数 2,479人(令和2年度末) ⇒ 2,648人(令和3年度末実績) ※前年比107% 精神保健福祉相談延件数 6,037件(令和元年度末) ⇒ 7,278件(令和2年度末実績) ※前年比121% 	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()	
◇区民からの具体的な要望	
<ul style="list-style-type: none"> 相談に行けない人や医療機関に行けない人の地域生活を支えるために、多職種による訪問(アウトリーチ)支援チームを設置してほしい。 精神科未治療の方が病気の悪化を予防し、なるべく地域で安定した生活をしていくことで、本人・家族が安心できる。「8050問題」を抱える世帯への支援にもつながる。 	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
<p>保土ケ谷区における「個性ある区づくり推進費」の自主企画事業として、医療・保健・福祉・生活支援にわたる重層的な訪問支援を行う「アウトリーチ支援事業」(令和3年3月24日開催の横浜市個人情報保護審議会で審議済)を令和3年度から実施しています。令和4年5月現在、これまで支援の届かなかった9名の方に支援を開始しており、うち7名は関係機関に繋がり、2名は支援終了となるなど、着実に成果を上げています。</p> <p>【実施方法】</p> <p>精神障害者の相談支援機関である「保土ケ谷区生活支援センター」を運営する法人が事務局を担い、地域の精神科医師や訪問看護師を中心とした「多職種支援チーム」を編成して、区のMSW(医療ソーシャルワーカー)とともに訪問支援を行っています。</p> <p>また、外部有識者の方に自立支援協議会に加わっていただき、効果検証も併せて行っています。</p>	
◇提案内容・概算額等	
<p>各区の実情に応じたアウトリーチ支援を、多職種支援チームにより実施し、年々増え続ける精神疾患をお持ちの方への一つの支援方法として機能させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 多職種支援チームの専門職がそれぞれの強みを生かして、より充実した包括的なアウトリーチ支援を行うことで、対象者が医療や福祉サービス等に繋がり、病状の重篤化を防ぐことが期待できます。 事業を外部の専門機関(生活支援センター)に委託することで、これまで支援の手が届かなかった方に新たにアプローチすることが可能となるとともに、MSWは精神保健福祉相談や様々な啓発事業などの本来業務に専念できます。 実施にあたっては、本事業は生活支援センターを介して行うスキームであるため、局が生活支援センターへの指定管理料に費用を上乗せする形での予算措置を要望します。またチームの編成も、生活支援センターが中心となり、身近な医療機関・事業所等と調整を行うことで、専門的かつ効果的な支援体制が構築できます。場合によっては区が同行訪問も行います。 協議の場(区自立支援協議会)において、アウトリーチ支援事業のケースの事例検討を行うことにより、障害福祉事業所の職員(支援者)の支援の質的向上を図ることができます。 	
◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	健康福祉局 障害施設サービス課

◆局回答内容

健康福祉局		障害施設サービス課	
担当者名	坂井	TEL	671-2416

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>今回の提案内容については、アウトリーチによる支援が生活支援センターに繋がった後の主要3機関(区福祉保健センター、生活支援センター、基幹相談支援センター)それぞれの強みを生かした支援体制の構築について、3者間の合意形成に基づく多職種によりフォローするスキームの検証が十分に進んでいる状況ではないと考えます。</p> <p>そのため、5年度の予算計上は見送りますが、アウトリーチ支援を進めていくことは局としても今後必要なものと認識をしていますので、区との情報共有を図りながら上記の検証から見えてくる課題の解決に向けて取り組むとともに、将来的には予算計上について検討していきます。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

◆局回答内容

都市整備局		国際園芸博覧会推進課 上瀬谷交通整備課	
担当者名	国際園芸博覧会 推進課 井上、西堀 上瀬谷交通整備 課 岩峪	TEL	国際園芸博覧会推進 課 671-4627 上瀬谷交通整備課 671-4607

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>【国際園芸博覧会推進課】 1の提案も含めて、国際園芸博覧会の認知度向上、機運醸成のための効果的な取組を具体的に検討し、進めます。 2の提案については、区配予算として計上済みです。</p> <p>【上瀬谷交通整備課】 市道五貫目第33号線(上川井・上瀬谷地区)(通称名：八王子街道)の道路拡幅事業は、上川井ICの改良を含め、2027年国際園芸博覧会で効果が発現できるよう、令和5年度からの本格的な工事に着手していきます。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

環境創造局		公園緑地整備課	
担当者名	遠藤	TEL	671-4125

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>中央道路整備事業を促進してまいります。</p> <p>1 令和5年度から、駐車場側の工事用道路の整備、軟弱地盤対策を進めます。 5年度以降の整備に向け、三保街道接続部やトンネルの設計など調査設計を進めます。</p> <p>2 三保街道交差点部の交差点などについては、事業と併行して、道路、交通管理者との協議を進めます。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局	旭区		高齢・障害支援課	
		担当者名	篠崎、吉田	TEL	954-6115
		共通区	9区(神奈川区、中区(一部)、南(一部)、磯子区、港北区(一部)、緑区、青葉区、泉区、瀬谷区)		
		継続年数	新規		

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
10	高齢・障害支援課窓口へのタブレット端末等の設置

◇地域の課題、基礎データ等

高齢・障害支援課の窓口に来られる市民の方々は、相談に来た時点では受けたい支援等が特定されておらず、職員が相談者の悩みを聞きながら、より具体的な支援に繋げていくことになります。

また、相談内容によっては、高齢者支援、障害者支援、介護保険、認知症予防など、複数の分野にまたがった支援が必要であることが多くあり、相談者に提供する情報は多種多様になります。

現在、相談者の悩みや支援策を絞り込む中で、相談者に提供する多種多様な情報を、各所管課で作成された冊子を用意したり、職員が自席のパソコンで検索したウェブページの印刷等を行い対応しているため、用意する紙資料が多くなるだけでなく、用意に時間もかかってしまい、円滑な相談対応に繋がりません。

そこで、高齢・障害支援課窓口へのタブレット端末とプリンターの設置を提案いたします。

横浜市のホームページについては、高齢者支援や障害者支援等のページが整備されており、相談者にとっても利便性の高いウェブページとなっています。また、令和4年6月に「障害福祉のあんないアプリ」がリリースされ、障害者本人やそのご家族等がサービスを利用するために必要な情報をより手軽に入手できるようになりました。その他、民間の高齢者施設や障害者施設等も順次ホームページが整えられており、今後はインターネットによる情報の閲覧がより充実すると考えられます。

高齢・障害支援課窓口にタブレットとプリンターを設置することで、各種サービスのウェブページを参照しながらご案内ができ、また窓口ですぐにプリントアウトできる環境が整うことで、紙資料を用意する量や時間が少なくなり、より円滑に相談業務が行えると考えます。

(基礎データ) 旭区高齢・障害支援課データ

- ・福祉・保健相談件数：32,919人 (R4.3末)、30,515人 (R3.3末)、38,601人 (R2.3末)
- ・身体障害者手帳所持者数：7,369人 (R4.3末)、7,415人 (R3.3末)、7,492人 (R2.3末)
- ・療育手帳所持者数：2,612人 (R4.3末)、2,504人 (R3.3末)、2,392人 (R2.3末)
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数：3,062人 (R4.3末)、2,864人 (R3.3末)、2,776人 (R2.3末)

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他 ()

◇区民からの具体的な要望

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

相談者に提供する多種多様な情報を、各所管課で作成された冊子を用意したり、職員が自席のパソコンで検索したウェブページの印刷等を行い対応しているのが現状です。

◇提案内容・概算額等

相談対応を円滑に行うためのタブレット端末等の設置

【概算額内訳 (1区当たり)】

- ・タブレット購入費用 3万円 × 5台
- ・Wi-Fi設置工事費用 5万円
- ・通信費 4万円
- ・プリンター費用 5万円
- ・トナー、コピー用紙等消耗品 1万円

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局課	健康福祉局福祉保健課
------	------------

◆局回答内容

健康福祉局		福祉保健課	
担当者名	山崎、上村	TEL	671-3427

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容 DX等を踏まえた区役所のあり方検討部会、デジタル区役所、西区と栄区のモデル事業 (R3年度から5年間) の実施状況を踏まえ、今後の展開について検討します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	子ども青少年局	旭区		子ども家庭支援課	
		担当者名	松田	TEL	954-6141
		共通区	全区		
		継続年数	新規		
提案種別					
予算・制度関連					
番号	項目				
11	複雑・困難・高度化し続ける、子どもや家庭が抱える様々な状況に対し、総合的に適切な支援ができるよう、複数の所管課にまたがる相談支援業務・人材育成・各種事業予算を一元化した新たな制度の構築				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>子どもや家庭が抱える課題は、年々複雑・困難・高度化し続けています。相談内容も複雑となり、支援にあたっては様々な事業や方策を駆使する必要があります。さらに、社会的に注目されている、いわゆるヤングケアラーのように、これまでのような「待ちの姿勢」では解決できず、潜在化しがちな状況にも手を差し伸べることが行政に求められるようになってきています。</p> <p>区子ども家庭支援課が担っている各種業務の所管局課は多岐にわたるため、予算・人的体制の配付は局課ごとに細切れで、研修等の人材育成体制も業務所管課ごとの対応となるなど、極めて非効率な状況です。</p> <p>また、例えば旭区ではひとり親世帯数が多いですが、外国籍の世帯が多い、母子生活支援施設が複数所在するなど、区によって事情が大きく異なり、支援にあたって対応すべき課題も異なります。これまでのように単純に人口比で予算配分等を行う考え方では、適切な支援は困難です。</p> <p>そこで、より効果的・効率的に支援を行うため、所管課ごとの対応となっている各種相談支援業務を統括し、予算や人材育成等を一元化した新たな制度の構築を提案します。</p> <p>DX化への動きもある中、複数事業でシステム等の対応を共通化するなど、一層の業務効率化を図ることも期待できます。事業や仕組み等を横断的・一体的にとらえることで、複雑化する課題に総合的に支援できる人材を絶え間なく育成していく仕組みも必要です。</p> <p>令和5年の子ども家庭庁設置とあわせ、令和6年には市町村が児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「子ども家庭センター」の設置が努力義務化されており、設置に向けては、子ども家庭総合支援拠点機能の状況も踏まえた検討・準備が必要です。令和3年12月21日に閣議決定された「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針」にあるような、子どもや家庭が抱える複合的な課題、「切れ目ない」「包括的な」「予防的」関わり的重要性は、本市においても同様の課題です。18区で持続可能な事業展開を推進するため、区子ども家庭支援課業務全体の現状分析を実施し、令和6年度以降の体制強化に備えるべく、本市の課題及び効果的な体制や予算配分を検討することが急務です。刻々と変化し続ける子どもや家庭が抱える課題をタイムリーに把握し、区がそれぞれの課題に応じて行う子どもや家庭への支援に必要な業務の集約、会計年度任用職員も含めた人材育成体系の見直し、予算配付等を適切に行う仕組が不可欠です。</p>					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他（業務執行の中で認識）					
◇区民からの具体的な要望					
複雑・困難・高度化し続ける、子どもや家庭が抱える様々な状況に対し、継続的に適切な支援が必要。					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。					
旭区運営方針「子育て世代をはじめ多くの方々に選ばれ続ける「ふるさと旭」の実現」、子育て支援の充実					
◇提案内容・概算額等					
<p>【制度関連】複数の所管課にまたがる相談支援業務・人材育成・各種事業予算を一元化した新たな制度の構築</p> <p>【予算関連】支援に必要な予算配付等を、人口比等だけでなく各区の課題や必要な支援の程度に応じてきめ細かく実情に合ったものとするための、現状分析・課題抽出・効果的な体制及び予算配分検討のための調査費の計上（コンサルの活用等、詳細未定）</p>					
◇参考：区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課	子ども青少年局子ども家庭課				

◆局回答内容

子ども青少年局		子ども家庭課	
担当者名	小林	TEL	671-4740

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	令和4年の児童福祉法改正（令和6年4月施行）において、「子ども家庭センター」の設置に努めることが定められたことを受け、本市としての「子ども家庭センター（仮）」のあり方を検討します。その中で、複雑・困難・高度化し続ける、子どもや家庭が抱える様々な状況に対し、包括的に適切な支援ができるよう体制等も含めて検討します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名 環境創造局

旭区 旭土木事務所
担当者名 村田 TEL 953-8801
共通区 14区(鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、金沢区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区)

継続年数 3年

提案種別 予算関連
番号 13 公園緑地の安全・安心向上に向けた維持管理の充実
◇地域の課題、基礎データ等
・市内公園の約3分の2は公開後30年以上が経過、樹木は大きく生長し隣接する道路や家屋に越境しており、維持管理上の支障となっている。近年、異常気象により災害が激化する中、大きく生長した樹木は倒木等により公園施設だけでなく近隣等、第三者へ被害が及ぶ危険性が高く、令和元年には実際に多数の倒木被害が発生した。公園利用者や近隣住民の安全・安心確保のため、樹木の手入れや危険木への対応は必須であるが、予算・体制等の問題から完全に実施できていない。
・コロナ禍で身近な公園の重要性が高まる中で、管理費不足から公園利用に必要な草刈などが行えず、旭区では半数以上の公園で年1回も実施できていない。さらに、住宅地に隣接した箇所に大径木化した樹木があり、倒木時には甚大な被害が懸念される。また、これまで各區で配付予算の中で工夫して維持管理を実施してきたが、年1回の草刈りも実施できていない公園もでてきており、市民から非常に多くの陳情が寄せられており、対応に苦慮している。
【基礎データ】
・旭区では令和元年度台風15・19号では76公園で倒木等の被害が発生(全市では982公園で倒木等の被害発生)
・旭区では198公園中の104公園で草刈りが未実施
◇地域ニーズ等の収集手段
■1 日常の窓口対応等 □2 市民からの提案等 □3 地区担当制 □4 地域懇談会等
□5 区民アンケート ■6 区民要望 ■7 関係団体からの要望
□8 その他()
◇区民からの具体的な要望
・災害時においても倒木等被害が発生しないように、未然に樹木の適切な維持管理を行ってほしい。
・身近な公園の重要性が高まる中で、安全で快適な公園利用ができるよう定期的な草刈り(年2回以上)を最低限実施してほしい。
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。
・草刈、剪定等の日常的な管理を行う維持業務委託に加えて、危険木の伐採等は修繕工事(整備費)も活用して対応
・維持管理が低コストで実施できるよう、施設改良工事等の機会を捉えて施設を改良
・過密や過高木、ナラ枯れとなった樹木の間伐等は、公園緑地整備費(国庫も充当)も活用して実施
・緊急雇用創出事業を積極的に維持管理に活用
◇提案内容・概算額等
・樹木の伐採、剪定や除草等の維持管理は優先順位をつけて実施しているが、安全・安心・快適な公園緑地を提供するための維持管理水準を担保できる事業費の確保
・風水害に備え危険な樹木などの予防措置を実施できるよう、予算配付及び管理手法の提示
・新規公開公園や既存公園の拡張による面積の増加、労務単価等の物価上昇を反映した予算を確保し各土木事務所へ予算配付を行う
・新規公園については、民間活力を活用するなどランニングコストの削減を考慮した整備・管理手法の導入
・財政ビジョンに示された通り、公園の維持管理においても歳出改革が求められている。中長期的に維持管理水準を確保するため、適切な樹種への転換、草地管理の省力化、民間企業との連携等、持続的な管理を行うための整備手法等、歳出改革に繋がる取組を実現するための手法を提示し、マニュアル化する。
◇参考：区執行体制上の課題
現行の体制で対応
◇所管局
所管局課 環境創造局公園緑地維持課、公園緑地管理課

局回答内容

環境創造局 公園緑地維持課 公園緑地管理課
担当者名 望月(公園緑地維持課) 井上(公園緑地管理課) TEL 671-3848(公園緑地維持課) 671-2642(公園緑地管理課)

対応の有無 対応する
対応する場合 ◇対応の内容
身近な公園については優先的に予算確保を行っています。今後も公園の適正な維持管理を確保し、持続的に管理運営を進めていくため、区局連携して、新たな担い手づくりや公募型設置管理制度の活用など、様々な公民連携手法も取り入れながら、財源確保や管理コストの削減にも努めていきます。また、これまで以上に、公園施設のライフサイクルコストに着目し、中長期的な視点に立った整備手法や技術について関係課と情報共有と検討を進めます。
対応しない場合 ◇課題に対する局の考え方
◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	市民局、デジタル統括本部
------	--------------

緑区		戸籍課	
担当者名	黒柳、川口	TEL	930-2250
共通区	12区(神奈川区、中区、南区、港南区(1のみ)、保土ヶ谷区、旭区、金沢区(1のみ)、青葉区、都筑区、栄区、泉区、瀬谷区)		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
5	持続可能なマイナンバーカード事務執行体制の構築と行政手続オンライン利用推進

◇地域の課題、基礎データ等

- 現在、18区役所の戸籍課で「マイナンバーカード関連事務」及び「公的個人認証(電子証明書)関連事務」を担っていますが、窓口におけるカード交付や更新等の手続のみならず、発行機関からのカード受領から点検、交付前設定、特設センター輸送、全件定期確認・管理等に至るまで、あらゆる事務を区ごとに会計年度任用職員を任用・育成し対応しているため、非効率で場所や人材の確保等に多くの課題があります。
- 戸籍課は区役所の中で最も来庁・入電件数が多いこともあり、特に引越しシーズンとカード関連事務の集中が重なると、窓口混雑や電話不通などで市民にご不便をおかけしており、改善が必要です。また、カード保有者の転入手続には、カード券面変更と電子証明書発行を伴うため、従来より2倍以上の時間がかかります。保有者増加に伴い、転入手続そのものの事務量・所要時間が増えているため、引越しシーズンの待ち時間が更に長時間化することが予想され、対策が必要です。
- カードの新規交付については、現在、18区役所のほか、新横浜臨時窓口、市内4か所の特設センター(平日夜間・土日祝日開所)で対応しています。一方、カードの保有者増加と利用拡大に伴い、再交付や電子証明書更新、暗証番号再設定などカードの運用に係る手続も増加しており、平日夜間や土日祝日の対応ニーズが多くあります。しかし、現在は、更新等のカード運用に係る手続は区役所でしか対応していないため、ニーズに十分応えることができていません。
- 今後もカード保有者の増加が見込まれ、カード運用に係る手続が増えていきます。来庁せずにできる手続を増やしていくことが重要ですが、事務そのものは今後も続きます。特に電子証明書は5年ごと、カードは10年(18歳未満は5年)ごとに更新が必要であり、これまで交付が集中した時期があることから、令和7～9年度、12～14年度など一定周期で更新事務の集中が見込まれます。こうした今後の動きを踏まえ、18区役所以外の場の活用も含めて、市全体で体制を検討しておく必要があります。
- 戸籍等証明書や新型コロナワクチン接種証明書、マイナポイントなど、各種オンライン手続におけるマイナンバーカードの利用拡大に伴い、戸籍課に操作方法等に関する問合せが増えていますが、現在はワンストップで対応できる窓口がありません。特にICT機器に不慣れな市民は、対面での支援を希望されることが多く、取り残される市民がいないように、また、オンライン手続の利用が一層進むように、対面でより分かりやすい案内・支援を行っていく必要があると考えます。

- 【基礎データ】
- カード交付率 全市59.9%(R4.12.31時点)
 - 令和4年度会計年度任用職員数 全市約600人(特設センター含む) ※特設センターは一部業務を委託
 - 令和4年引越しシーズン窓口最長待ち時間(*) 緑区1時間8分(全市最長:神奈川区7時間32分)
*受付までの待ち時間であり、手続完了までは更に時間を要する。
- 【マイナンバーカードに関する今後の主な動き】
- 健康保険証の一体化の推進
 - 電子証明書のスマートフォンへの搭載(Android端末は令和5年5月から実施予定)
 - 自動車運転免許証の一体化(令和6年度末までに実施予定)など

- ◇地域ニーズ等の収集手段
- 1 日常の窓口対応等
 - 2 市民からの提案等
 - 3 地区担当制
 - 4 地域懇談会等
 - 5 区民アンケート
 - 6 区民要望
 - 7 関係団体からの要望
 - 8 その他()

- ◇区民からの具体的な要望
- 窓口の待ち時間が長い。手続にかかる時間が長い。窓口の数を増やしてほしい。電話が繋がらない。
 - 電子証明書更新や暗証番号再設定をオンラインでできるようにしてほしい。窓口でしかできないのであれば、平日夜間や土日祝日も対応してほしい。
 - マイナンバーカードに関する相談(利用相談含む)をどこにすればよいか分からない。複数に分かれていて不便。
 - オンライン申請を利用して見たが、うまくいかない。カードの不具合か申請の仕方か分からない。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
<p>【緑区運営方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本目標「デジタル化等の推進」 主な事業・取組「信頼される窓口サービス：マイナンバーカードの確実な交付、快適な窓口環境の整備等」 <p>【緑区戸籍課での主な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍課倉庫兼打合せ室・待合席の一部を撤去し、カード手続専用の臨時窓口を整備（令和元年度整備、令和2年度増設、令和3年度移設、令和4年度再整備） 特別定額給付金オンライン申請に伴う暗証番号再設定急増対策として、2階会議室に臨時会場を設けて対応（令和2年度） 待合席の混雑対策として、広告事業によりweb対応の番号呼出システムを導入し、2階会議室及び1階イベントスペースに臨時待合所を適宜開設（令和2年度～） 戸籍課執務室のレイアウトを変更し、カード関連の作業・収納スペースを増設（令和2～4年度） 会計年度任用職員の任用・育成（令和2年度～段階的に増員） カード手続の窓口案内・記載指導・警備等対応のため、人材派遣を活用（令和2～3年度） 	
◇提案内容・概算額等	
<p>1 マイナンバーカードセンター（仮称）を整備し、カード事務を各区分散型からセンター集約型に移行する。センターと区役所の窓口で対応する手続は、カード交付率等を踏まえて段階的に整理し、最終的にはセンターがカード事務拠点として全てのカード手続に対応できるようにする。区役所では戸籍届や転入届等に伴うカード券面変更及び電子証明書発行（住所・氏名等変更）を中心に対応する方向で整理を進める。また、電子証明書更新の集中が見込まれる時期は、センターの出張所を市内数か所に設けて対応する。 なお、センターの整備にあたっては、現在の特設センターの活用や行政サービスコーナーの見直しと合わせて検討することが想定される。</p> <p>2 上記1のマイナンバーカードセンター（仮称）において、マイナンバーカード利用や行政手続オンライン利用を支援・推進するために、当面の間、キオスク端末（マルチコピー機）による証明発行、マイナポータル、マイキープラットフォーム等の利用案内サービスを対面で行う。</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	市民局窓口サービス課／デジタル統括本部企画調整課、デジタル・デザイン室

◆局回答内容

市民局		窓口サービス課	
担当者名	小松	TEL	671-4693

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>（提案1について） マイナンバーカードセンター（仮称）の設置提案は、現在設置しているマイナンバーカード特設センターの継続により、カード交付窓口事務に関し予算計上します。 引き続き、令和5年度以降の対応について、今後の申請動向やカード交付事務の財源である総務省補助金の動向等を注視し検討していきます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

デジタル統括本部		企画調整課 デジタル・デザイン室	
担当者名	俵口（企画調整課） 菊地、辻（デジタル・デザイン室）	TEL	671-3792（企画調整課） 671-4765、671-3321（デジタル・デザイン室）

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>（提案2について） 提案1に記載のマイナンバーカードセンター（仮称）が整備された際には、市民局窓口サービス課と調整の上、必要に応じて支援員の配置等を検討します。</p> <p>◇対応する場合の課題</p> <p>提案1に記載のマイナンバーカードセンター（仮称）の整備が前提となります。</p>

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局
------	---------

青葉区		こども家庭支援課	
担当者名	吉村・多々良	TEL	978-2344
共通区	12区 賛同：神奈川、南、旭、緑 一部賛同：西、港南、保土ヶ谷、金沢 港北、都筑、栄、瀬谷		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
----	----

1	医療的ケア児受入促進に向けた看護師配置制度策定
---	-------------------------

◇地域の課題、基礎データ等

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立したことにより、自治体での医療的ケア児の支援が責務とされ、横浜市でも保育所での受入に向けてガイドラインの策定や加算の拡充を行っている。しかし、看護師雇用がネックとなり受入体制が確保できず、受入が進んでいない実態がある。

青葉区で把握している未就学の医療的ケア児は18名(※)おり、うち1名が入所相談・申請を行い、令和4年4月から入所している。医療的ケア児の実数と保育所の入所者数には大きな開きがあることから、そもそも保育所の利用を諦めているのではないかと考えられる。保留児童対策タスクフォースでも医療的ケアを理由に保留になっている児童の実態調査・分析をしており、医療的ケア児が保育所を利用できるような体制を確保する必要性が高まっている。なお、青葉区ではこの児童が区内1例目の受入のため、保育所での受入のノウハウが不足している。

さらに、体制確保の上で課題となるのが看護師の雇用である。医療的ケア児の受け入れには「常勤看護師、非常勤看護師」という体制が必要である。しかし、児童の成長や退園などにより医療的ケアが必要でなくなると、看護師雇用のための給付が打ち切られてしまうため、園での看護師雇用にあたって雇止めもしくは赤字での雇用継続というリスクが存在する。

また、区こども家庭支援課での受入調整の際は専門職と事務職の連携による調整を行っているが、専門職の経常業務の負担が大きいことや事務職の専門知識不足などが課題となっている。

※算定根拠：訪問看護情報提供書の提出状況により確認。青葉区内の訪問看護事業所を利用している未就学医療的ケア児の人数。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他 ()

◇区民からの具体的な要望

子どもを保育所に入所させ集団生活の中で育て、自身も就労したい。医療的ケア児は受入体制に条件があることから、利用希望の園に見学や受入の相談をしても受入が難しいと言われてしまうことが多い。そのため、医療的ケア児の受け入れができる園が増えると良い。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

医療的ケア児を受け入れる体制を常時確保できていないため、区民の相談があつてから体制確保を行った。保護者は児童の状況を伝えながら複数の保育所に電話連絡や見学を行ったが、民間園では上述している体制の確保が難しく、受入が困難である旨の回答を受けた。そのため、区内で唯一看護師配置のある市立保育所で受け入れている。市立保育所での受入体制確保のための看護師雇用は区で行うこととなっており、令和4年2月から区ホームページで非常勤看護師の公募をしているが、令和4年7月まで応募がない状況であった。

当該児童は令和4年4月から入所するため、区医師会訪問看護ステーションとの委託契約により訪問看護師の派遣を受けながら受入体制を確保し、保育所を利用している。

◇提案内容・概算額等

(1) 受入可能な園を増やすための、雇用に限らない看護師確保の仕組みづくり

医師会、看護協会をはじめとする医療機関との連携強化を行い、ケアの内容に応じた体制を確保しやすい仕組みを作る。訪問看護ステーションなどとの委託契約や派遣事業の仕組みを作り非常勤看護師を確保しやすくすることで、民間・市立問わず既に常勤看護師が配置されている園での医療的ケア児受入体制の確保を援助する。

(2) 民間園の看護師雇用ハードルを下げるためのさらなる助成拡大 (〇〇千円)

医療的ケア児の受入に協力的な園の看護師確保をバックアップするため、一定の条件のもと看護師雇用費助成の年単位での支給を行う。仮に年度途中で看護師の体制が必要でなくなった場合、新たに相談があった際の調整先となることを条件に給付を行うことで、受入対応施設の充実を図る。

【概算額】

非常勤看護師加算単価：〇〇〇 /月 年単価 〇〇〇〇 円
 〇〇〇〇 円×11/12か月 = 〇〇〇〇 円 (≒ 〇〇〇千円)

(3) 市立保育所での受入促進に向けた制度設計 (医療的ケア児優先入所枠の常設)

各区の市立保育所にて、在園中の医療的ケア児の体制以外で、医療的ケア児を常時受け入れるための体制を検討する。事前に体制を用意することで、入所相談があった際の市立保育所での受入を促進する効果が見込まれる。市立保育所で医療的ケア児を受け入れることで受入ノウハウを蓄積し、他施設での受入に関する相談やノウハウの共有を行うことで、市立に限らず他施設での受入のバックアップにもつながる。なお、産休明け対応の看護職がいない区については、その充足も併せて検討していく必要がある。

【参考値：上記の通り検討がなされた場合に見込まれる金額】

〇〇〇千円/1案件×共通区

(1案件毎看護師単価内訳)

常勤看護師相当月額職1名单価(※)：〇〇〇〇 円/月 年単価 〇〇〇〇〇 円

非常勤看護師相当日額職(120h/月)1名单価：〇〇〇〇 円/月 年単価 〇〇〇〇〇 円

計 〇〇〇〇〇 円 (≒ 〇〇〇千円)

(※日額職の時給をもとに計算)

(4) 医療的ケア児等の入所相談、入所後フォローを充実させるための体制検討

医療的ケア児・障害児等の保育所入所調整及び入所後のフォローを充実させるために必要な体制について検討する。医療的な視点を踏まえた対応が可能となれば、保護者の見学時の負担や受入施設の負担軽減につながるが見込まれる。導入検討により試行実施が行われることとなった際は、青葉区で試行実施した後、効果測定を行うことで全市的な体制検討を行えるようにする。

【参考値：上記の通り検討がなされた場合に見込まれる金額】

月額職1名单価：〇〇〇〇 円/月

〇〇〇〇 円×(12(箇月)+2.45(※)) = 〇〇〇〇〇 円

※ 期末勤勉手当(令和3年実績 6月期1.30箇月 12月期1.15箇月)

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	こども青少年局保育・教育運営課、保育・教育支援課、障害児福祉保健課
------	-----------------------------------

◆局回答内容

		こども青少年局	保育・教育運営課、保育・教育支援課、障害児福祉保健課
担当者名	安田(運営) 古林(支援) 富岡(障害福祉)	TEL	671-2397 671-3564 671-4278

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>(1) 看護職の確保が柔軟にできるよう、160時間以上の雇用(配置)を条件とする現在の制度を見直し、非常勤看護職や訪問看護を活用した場合でも、事業者が助成を受けられる制度となるよう検討します。【保育・教育運営課】</p> <p>(2) 医療的ケア児の在籍の有無に関わらず、看護職の雇用が継続できるよう、医療的ケア児サポート保育園(仮称)※制度の創設を検討します。 【保育・教育支援課、保育・教育運営課】</p> <p>(3) 市立保育所で医療的ケア児を受入れられる体制の整備を検討し、関係局と調整していきます。【保育・教育支援課】</p> <p>(4) 区こども家庭支援課全体の課題を踏まえ、体制を検討していきます。 【障害児福祉保健課】</p> <p>※医療的ケア児サポート保育園:看護職を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な園を医療的ケア児サポート保育園とします。サポート保育園を認定するにあたっては、市立保育所を含め、市域での配置バランス等を考慮し認定していきます。</p>

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管 局名		市民局		青葉区		総務課	
				担当者名	長谷川	TEL	978-2228
				共通区	4区（神奈川区、西区、中区、南区）		
				継続年数	新規		
提案種別		予算関連					
番号	項目						
6	区役所における秩序維持及び安全対策のための警備員配置及び防犯機器の設置						
◇地域の課題、基礎データ等							
<p>現在、マイナンバーカードの交付促進等特定の業務において、全区役所に臨時的に警備員が複数名配置されている。これらの警備員の配置は、各窓口の混雑対策だけではなく、区役所の秩序の維持に大きな効果を発揮している。警備員が配置された戸籍課及び同フロアの保険年金課では、トラブル時に警備員が立ち会うことにより、事態の悪化を防ぎ、警察への通報も減少している。しかしながら、いずれの警備員も時限的の配置であり、本年度中に終了予定となっている。</p> <p>青葉区役所では、近年、窓口トラブルや特定の来庁者による迷惑行為等が多数起きているなかで、特に福祉保健センターをはじめとした窓口を多く抱える職場の職員から、警備員の配置について強く要望が上がっている。また、広聴には、窓口トラブルに遭遇し来庁に不安を訴える投書が寄せられており、区民が安心して区役所に来庁できる環境を整えるためには、継続的な警備員の配置が必要である。</p> <p>あわせて、職員配置数の少ないフロア（1階）で緊急事態が生じた時のための防犯カメラの設置と総務課のある別フロア（4階）に危険を知らせるための防犯ブザーの設置についても検討する必要があると考える。</p> <p>このことから、庁舎の秩序維持と来庁者の安全対策を目的として、恒常的な警備員の配置及び防犯機器の設置を提案する。</p> <p>【青葉区役所における警備員を必要とする対象件数】</p> <p>①令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 警備の必要性を感じた窓口トラブル件数：約30件/月 （うち、警察出動件数：12回/年、出動要請を検討するも取りやめた件数※：11回/年） ※ 警察の出動要請を取りやめた理由として、調書作成の際に職員と相手方の個人情報を記入する必要があり、相手方に職員情報が伝わり危険が増したケースがあったため。 <p>②令和4年度（～7月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> 警備の必要性を感じた窓口トラブル件数：約25件/月 （うち、警察出動件数：4回/年、出動要請を検討するも取りやめた件数：1回/年） 							
◇地域ニーズ等の収集手段							
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他（区役所内での暴動に伴い、来庁者への危険行為があったことから必要性を判断して要望）							
◇区民からの具体的な要望							
<p>青葉区では、令和4年度に来庁者が暴動を働き、現場にいた来庁者と臨時的配備の警備員で取り押さえ警察に繋ぐ事案が発生している。ほかの事例もあわせ、恐怖を覚えた区民から、区役所を安心して利用するための対応を求める投書が寄せられている。同時に窓口の職員からも、安全確保のための対策について要望が上がっている。</p>							
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。							
<p>1 令和3年1月から令和5年3月まで、マイナンバーカード交付・電子証明書発行等に係る戸籍課における警備業務として、市民局窓口サービス課から希望区に対して警備員1～2名を配置。青葉区には1名が配置されている。</p> <p>2 令和4年2月から令和4年10月末まで臨時特別給付金の申請サポート窓口対応として、健康福祉局から全区に警備員1名を配置。</p> <p>3 令和4年9月から、マイナポイント支援プースのトラブル対応として、デジタル統括本部から全区に警備員1名を配置。</p>							
◇提案内容・概算額等							
<p>区役所の秩序維持と来庁者の安全対策を目的とした警備員の配置と防犯カメラ、防犯ブザーの設置を要望する。</p> <p>【概算費用】</p> <p>警備員の配置 <input type="text"/> 円/1名（年間）</p> <p>防犯カメラの設置 <input type="text"/> 円</p> <p>防犯ブザーの設置 <input type="text"/> 円</p>							
◇参考：区執行体制上の課題							
<p>現行の体制で対応</p> <p>◇所管局</p> <p>所管局課 市民局区連絡調整課、地域施設課</p>							

◆局回答内容

市民局		区連絡調整課 地域施設課	
担当者名	(区連絡調整課) 脇、高村 (地域施設課) 日下 野、秋枝	TEL	671-2067 671-2086

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容
	警備員については、庁舎管理者(区長)の判断で配置することが可能です。配置に係る費用は、庁舎管理費等の見直しに取り組みながら、必要に応じて検討します。(区連絡調整課) 防犯カメラ及び防犯ブザーの設置については、予算計上は困難です。(地域施設課)
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	経済局
------	-----

都筑区		区政推進課	
担当者名	新井、小針	TEL	948-2226
共通区	金沢区		

継続年数	7年以上
------	------

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
5	市内中小製造業の販路開拓及び企業間連携の促進

◇地域の課題、基礎データ等

- ・本市事業者の99.5%を占める中小企業者は、横浜経済の担い手として大変重要な存在です。なかでも、都筑区は製造業の集積が特徴で、行政区別の事業所数は港北区に次いで2位、従業者数は金沢区、鶴見区に次いで3位となっており、平成22年度から区内中小製造業の販路開拓や企業間連携等を支援する「メイドインつづき推進事業」を実施しています。
- ・当事業では、これまで参加企業間の連携促進や「メイドインつづき」の発信を進めてきましたが、その活動は区民との交流や子どもたちに社会学習の場を提供するなど、地域との共生を目指した取組にも発展しています。現在、各企業がコロナ禍からの回復を目指す中、参加企業も新たな取組に対して強い意欲を示しています。
- ・地域経済と雇用の担い手である中小製造業の活性化は、都筑区にとどまらない本市全域における重要課題であり、一層の取組強化が求められています。

◇地域ニーズ等の収集手段

1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等
 5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望
 8 その他（メイドインつづき参加企業へのヒアリング等）

◇区民からの具体的な要望

【メイドインつづき参加企業からの要望や意見】

- ・テクニカルショウヨコハマへの出展にあたっては、メイドインつづきを一体的にPRできるよう、各社ブースとは別にメイドインつづき共同展示スペースを引き続き確保してほしい。
- ・テクニカルショウヨコハマの「横浜ものづくりゾーン」をより一体感のあるものとし、魅力を高め、PRを強化して集客力を高めてもらいたい。
- ・学生を対象にした合同説明会や見学ツアーの開催など、人材確保に向けた取組を実施してほしい。
- ・他企業とのビジネスに関する交流会、地方企業への視察等を行いたい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- ・テクニカルショウヨコハマへの出展支援、メイドインつづき共同展示の実施
- ・企業紹介冊子の作成、配布
- ・事業PRイベントの実施
- ・メイドインつづき参加企業全体ミーティングの開催 など

※都筑区運営方針：施策1「活力とにぎわい、魅力あふれるまち」

◇提案内容・概算額等

(1) テクニカルショウヨコハマ2024への出展
 メイドインつづき参加企業各社の単独展示に加え、複数社連携した展示や実機展示（デモンストレーション）ができるよう、メイドインつづき共同展示スペースを引き続き設置する。（■■■■■円）
 また、企業の人材確保の観点から、高校生・大学生向けの主催者セミナーを開催して学生の来場を促すとともに、オンライン展示においても学生からの問い合わせに各社が応じられるような仕組みを設けることを提案したい。

【内訳】
 共同展示スペース出展負担金 : ■■■■■円
 共同展示スペース設営委託 : ■■■■■円

(2) 企業間連携の促進と情報発信の強化
 メイドインつづきと他区企業（例えば、LINKAI横浜金沢やAozora Factoryなど）が連携し、住工共生を目的とした合同イベントを開催することなどにより、各区の取組（ローカルブランド）の認知度向上を図る。また、各イベント開催後は、住工共生やブランディング等をテーマに企業同士が意見交換できる場を設けることで、区を超えた企業間連携の促進や各活動の発展に繋げるほか、実施効果を区局でしっかりと共有し、市内製造業に対する今後の支援の在り方の検証材料としていく。

こうした新たな取組は単体で開催する場合に比べて注目度やメディアへの露出が上がるため、ステークホルダーへのアピール、ローカルブランドの強化、イメージアップによる採用への効果、市民理解の促進による住工共生のまちづくりなどといった様々な効果が期待できる。

<取組の概要及び概算額>

- ①地域貢献イベントの相互開催（■■■■■円）
 都筑区で行うイベント（例：メイドインつづき主催のこうじょうのキラキラ）に他区企業にも参加してもらい、他区で行うイベント（例：Aozora Factory主催のワークショップイベント）にメイドインつづきが参加するなど、相互で交流しながらイベントを開催する。
- 【内訳】
 イベント企画・運営委託 : ■■■■■円
 その他消耗品費 : ■■■■■円
- ②合同イベントの開催（■■■■■円）
 複数区の企業が集まり、合同イベント（親子向けワークショップなど）を市庁舎アトリウム等で開催する。
- 【内訳】
 会場設営委託費 : ■■■■■円
 イベント企画・運営委託 : ■■■■■円
 その他消耗品費 : ■■■■■円

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	経済局ものづくり支援課
------	-------------

◆局回答内容

経済局		ものづくり支援課	
担当者名	和田、千頭和	TEL	671-4681

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容 テクニカルショウヨコハマでは「横浜ものづくりゾーン」内において、引き続き工業集積地単位での出展・PRの場を提供する予定です。また人材確保の部分については、（一社）横浜市工業会連合会等と連携して、学生を招待してのセミナーと会場見学会を実施するなど、将来のものづくりの担い手確保に向けた取組を進めていきます。 従来からの取組に加え、複数区で連携してイベント等を実施することで、企業間連携の促進や各区の取組の相乗効果により更なるものづくりの魅力発信につながると考えられるため、予算計上します。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管 局名	健康福祉局
----------	-------

都筑区		福祉保健課	
担当者名	佐山	TEL	948-2342
共通区	10区（鶴見区、神奈川区、西区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、青葉区、栄区、瀬谷区）		

継続年数	新規
------	----

提案種別	制度関連
------	------

番号	項目
----	----

6	民生委員・児童委員の推薦方法及び欠員地区等への対応方法の検討
---	--------------------------------

◇地域の課題、基礎データ等

1 推薦にあたっての自治会町内会等の負担
 令和4年度は、民生委員・児童委員の一斉改選年度にあたります。
 本市では、自治会町内会（一部管理組合）に候補者の推薦を依頼し、推薦書類を提出いただきますが、自治会町内会等からは、「候補者がいない」、「推薦に必要な「推薦準備会」が開催できない」、「推薦手続きが時代にマッチしていない」等の意見があります。
 民生委員候補者の推薦にあたり、自治会町内会等の負担軽減を図りつつ、委員が継続的に活動できる方法を模索する必要性が高まっています。

2 基準を超える世帯数となっている地区の負担増
 都筑区では、大規模マンションの建設により世帯数が大幅に増加したため、1人で約2,000世帯を担当している地区もあり基準を大きく超えています。また、マンションについて、非居住者が都度オートロックを解除し訪問することが大きな負担となっています。区としては、地区割を是正し増員に向けた努力を続けていますが、マンション自治会等分割後の地区から候補者を推薦いただくことが難しく、現在の運用においては、地区分割や増員調整が進まない状況です。また、欠員地区において、他の民生委員が訪問や相談を引き受けることとなり負担が増大しています。そのため、負担が増大している地区の自治会町内会からは、推薦の協力を得ることも難しくなっています。

【基礎データ】

- ・都筑区民生委員定員：186名、欠員：10名（いずれも主任児童委員を含む数）
- ・民生委員の定数：200以上440以下の世帯につき1人の民生委員をおくことを基準（市規則）
- ・民生委員1人あたり800～2,000世帯の地区：7地区
- ・地域からの声（一斉改選にかかる自治会町内会会長等向け説明会でのご意見等）

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（説明会開催時のご意見等）

◇区民からの具体的な要望

- 候補者の選出や推薦準備会の負担軽減
 候補者探しや推薦準備会の開催等の手続きが大変負担であるため、簡素化して欲しい。
- 時代に即した推薦書類提出方式への変更
 自署欄を省略し、書類提出を持参だけでなく電子申請やメール等による方法も選択できるよう、改善してほしい。
- 適切な増員調整や地区分割の是正
 世帯数が基準を大幅に超える場合の地区分割や増員を速やかに行い、自治会町内会や民生委員の過度な負担を是正してほしい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

[欠員地区への働きかけ]

- ①欠員地区の自治会町内会等へ働きかけの実施

[令和4年度一斉改選にかかる区の対応]

- ①自治会町内会会長等向け説明会の実施（3回）
- ②ホームページの改訂及び自治会町内会会長等向け説明動画の配信

◇提案内容・概算額等

【提案主旨】

地域の負担軽減に向けた推薦方法の簡素化及び民生委員の負担軽減に向けた欠員地区等の対応について、区局を交えた検討機会を設けていただきたい。

【検討機会の中で、当区から提議する案】

- 1 令和7年に実施される予定の次期一斉改選に向けて、候補者推薦方法の見直しを行い、自治会町内会等の負担軽減を図る。
具体的には、各自治会町内会等に依頼するのは候補者の推薦のみとするなど、候補者推薦の負担を他の委嘱委員同等にするほか、推薦準備会を区で開催し事務手続きを区が行う方向で検討していただきたい。
あわせて、DXの時代に適応した手続きの簡素化についても検討していただきたい。
- 2 地区の基準を大きく超える世帯数を担当している民生委員の負担軽減策の検討
基準を大きく超える世帯数となっている地区を担当していたり、欠員地区をフォローしている民生委員について、担当地区の世帯数が是正される（地区の増設や欠員補充）までの間、訪問や見守り等の民生委員活動の軽減策を検討していただきたい。

※上記2案以外にも、各区の提案内容等を検討する機会とし、最善と思料される別案等が提議された場合は、当区からの2案に固執するものではありません。

（検討の進め方のイメージ）

- ≪第一段階≫実情把握【各区福祉保健課 健康福祉局地域支援課】（令和5年度）
- ①実情把握 （各区）各区福祉保健課及び地域支援課での検討会の開催（課長・係長級を交えた検討会）
 - ②実情把握 （推薦側）自治会町内会長（単会）から、アンケートやヒアリングによる意見収集
 - ③実情把握 （委員）現役民生委員児童委員からの、推薦過程の状況ヒアリング
- ≪第二段階≫検討進展【各区福祉保健課 健康福祉局地域支援課】（令和6年12月まで）
- ④検討進展 （各区）各区福祉保健課と地域支援課による実務者検討会の開催

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	健康福祉局 地域支援課
------	-------------

◆局回答内容

健康福祉局		地域支援課	
担当者名	柿沼・中澤	TEL	671-4046

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	令和7年12月の一斉改選に向け推薦方法及び民生委員の活動支援等について、区局による検討の機会を設けます。 具体的な機会の開始時期や開催方法については、新型コロナウイルス対策の状況等を踏まえて整理します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	道路局	戸塚区		戸塚土木事務所		
		担当者名	平川	TEL	881-1621	
		共通区	12区（神奈川区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区、泉区、瀬谷区）			
		継続年数	新規			

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
1	激甚化する風水害対策としての河川管理の取組

◇地域の課題、基礎データ等

1 日本全国で河川の氾濫による甚大な被害が発生し、近年ますます頻発化、激甚化する大規模水害への継続対応として、市民の安全・安心な暮らしを守るため、適切な河道断面の確保（浚渫、伐採、除草、洗堀対策）が強く求められています。

一方、全市的に見て維持管理費は削減傾向であり、さらなる維持管理費の削減は労務単価の高騰も相まって適切な維持管理ができないことから災害へのリスクが一気に高まり、市民の安全・安心な暮らしに影響を与えます。具体的には、土砂堆積や樹木繁茂、河床洗堀等により河道断面が侵され、大雨時に河川等の水位上昇による浸水や護岸の下がりを起因とした崩壊が発生した場合は、市民の生命財産に被害が生じかねません。

2 土木事務所では、日常の維持管理で発生する補修対応時には、現地確認とともに写真撮影し、事務所に戻り所内・局等との情報共有や過去の補修実績等を確認したのち、対応を行っています。このサイクルに手間・時間がかかり職員の労力が多く割かれている現状があります。また、年に1度実施している河川点検・維持管理にエクセルデータを使用しているため、情報の集約や活用、情報共有等に同じく時間・手間がかかっています。なお、道路や下水道部門では効率化に資することを目的にGISを導入し、重複する事務作業の負担軽減や補修履歴等を一元管理するよう進めています。また、タブレット端末等で現地確認、過去の状況・補修履歴等を確認することで、迅速な対応が可能となります。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

- ・土砂堆積や植生繁茂（虫の発生・穂の飛散）によって流域阻害・浸水被害の不安や衛生問題を誘発しています。
- ・大雨時には水位上昇や溢水に関する問い合わせや陳情が多く寄せられています。
- ・浸水ハザードマップにより市民の防災意識が向上し、作業計画や対策計画等の問い合わせが多く寄せられています。浸水ハザードマップの周知にあたっては、河川の機能確保が前提となっています。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

河道等安全確保対策事業創設前（平成30年以前）は必要最低限の維持管理さえできず、堆積土砂や樹木繁茂等により河川・水路、雨水調整池の機能が低下していたが、事業創設後は区配予算の増額により必要最低限の維持管理行為が実施可能となり、計画的な管理や陳情対応を行っています。

【区運営方針】安全・安心が実感できるまちづくり

「災害に強いまちとつか」に向けた防災・減災への取組

災害時に必要な情報を、区災害対策本部と地域防災拠点等の中で映像や文字を把握できるように、タブレット端末にてネットワーク化するなど、連絡体制の強化を行います。

・持続可能なインフラの維持・整備
道路・公園・河川・下水道の維持管理や改良を計画的に進めます。

◇提案内容・概算額等

1 河道等安全確保対策事業の継続
治水機能確保のため、各区における維持管理を今後も着実に実施することが必要です。特に河道断面確保のための浚渫や樹木伐採、除草、河道洗堀対策は今後も必須です。

【令和5年度以降各年度ごと必要概算額】

- ・河川の浚渫・樹木伐採・洗堀対策費：約180,000千円
- ・水路・雨水調整池の浚渫・樹木伐採費：約49,000千円
- ・除草費：約200,000千円

計約429,000千円（配付合計額）

2 DX戦略を見据えたデジタル化による川の治水安全度の確保、職員の負担減、市民満足度向上等につながる点検・維持管理システム導入

- ・システム導入費+初年度運用費： 〇〇〇〇 円

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局	道路局
所管局課	道路局河川企画課

◆局回答内容

道路局		河川企画課	
担当者名	加藤木	TEL	671-2857

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	・提案1について、治水機能確保のため必要予算を計上します。 ・提案2について、点検・維持管理システム導入に必要な予算を計上します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

Table with header information including '戸塚区' (Utsunomiya Ward) and '福祉保健課' (Welfare and Health Section), '担当者名' (Responsible Name) '安養寺・小川' (Yasuyasu, Ogawa), 'TEL' '866-8418', '共通区' (Common Area) '10区 (港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、栄区、泉区、瀬谷区)', '継続年数' (Continuation Period) '新規' (New).

Table with '提案種別' (Proposal Category) '予算・制度関連' (Budget/Policy Related).

Table with '番号' (Number) '4' and '項目' (Item) '震災時の医療機関との連絡体制の確保' (Ensuring communication system with medical institutions during disasters).

◇地域の課題、基礎データ等

災害時の医療サービスを確実に提供するためには、医療機関との連絡体制の確保が必要不可欠です。そのため、横浜市防災計画では、市本部医療調整チーム及び区本部医療調整班に専用の非常用通信手段を配備するほか、横浜市医師会、各区休日急患診療所、医療機関に非常用通信手段の配備しています。また、災害発生時に的確な情報伝達体制を確立するため、平時から定期的に訓練を行っており、偶数月に区局、奇数月は各区で災害時救急病院等と通信訓練を実施しています。一方、平成26年度に配備された衛星携帯電話は老朽化しており、訓練時にも円滑な通信ができないことがあります。震災時にインターネットが使用できない場合、医療機関は衛星携帯電話に接続して、全国共通のシステムであるEMIS (広域災害救急医療情報システム) に入力し、被災情報や患者の受入情報を共有することになっていますが、既存の機器や設備では震災時にその機能が果せない恐れがあります。市庁舎では令和元年度に衛星携帯電話の受信設備を整備し、震災時の通信体制が確保されています。令和2年度にはモデル区で整備するための予算が措置され、戸塚区でも工事日程の調整まで進んでいましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、いったん見送りとなったまま、現在に至っています。非常用通信機器には、大規模地震の発生による停電による非常電源の供給が不可欠ですが、非常用通信機器の配備の際の非常用専用電源の整備に関する関係局間の調整が十分でなく、機器の配備後に建て替えられた区役所を除き、非常用専用電源の供給のための整備が行われないまま、現在に至っています。

- ◇地域ニーズ等の収集手段
□1 日常の窓口対応等 □2 市民からの提案等 □3 地区担当制 □4 地域懇談会等
□5 区民アンケート □6 区民要望 ■7 関係団体からの要望
□8 その他 ()

◇区民からの具体的な要望
2か月に一度の区内災害時救急病院との通信訓練においても衛星携帯電話は器材が古く円滑に通信ができないことが多いため、衛星携帯電話の更新が求められています。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。
災害医療連絡会議において、地域防災拠点を巡回する医療救護隊と本部との連絡手段の確保が大きな課題となり、戸塚区では独自に令和3年度に医療救護隊用の携帯電話を整備しました。一方、EMIS (広域災害救急医療情報システム) による医療機関情報のインターネット検索に必要な衛星携帯電話の受信が福祉保健課執務室でできない状況が続いており、受信環境の改善が急務となっています。非常用通信機器への非常用専用電源の供給については、これまで区役所内部でも整備の要望を行ってまいりましたが、非常用電源の供給計画の変更を踏まえた工事が必要なため、区役所単独での対応は困難であり、整備は未実施のままとなっています。

◇提案内容・概算額等
各区においても市庁舎同様に受信設備の整備を早急に行うとともに、休日急患診療所や医療機関等に配備されている衛星携帯電話を順次更新し、震災時の情報通信体制の確保が求められています。また、非常用専用電源供給のための整備が未実施の戸塚区などの区については、震災時の医療調整の支障となることのないよう、整備に係る関係局との調整をお願いします。
(1) 令和5年度
区役所等における衛星携帯電話の受信設備の整備費 〇〇〇〇〇 円
(内訳) 設置工事委託費 (区庁舎用、非常用専用電源整備に係る工事を含む)
通信費 (区庁舎用)
衛星携帯電話 (休日急患診療所用及び病院用)
(2) 令和6年度以降
区役所における衛星携帯電話の通信費 〇〇〇〇〇 円 (単年度分)

◇参考：区執行体制上の課題
現行の体制で対応

Table with '所管局' (Department) '医療局' (Medical Bureau) and '医療局医療政策課' (Medical Policy Section).

◆局回答内容

Table with header '医療局' (Medical Bureau) and '医療政策課' (Medical Policy Section), '担当者名' (Responsible Name) '山本' (Yamamoto), 'TEL' '671-3932'.

Main response table with columns '対応の有無' (Response Status) and '対応する場合' (Response Content). '対応の有無' is '対応しない' (No response). '対応する場合' contains '◇課題に対する局の考え方' (Bureau's thoughts on the issue) and '◇対応する場合の課題' (Issues in response cases).

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	医療局	戸塚区		福祉保健課		
		担当者名	安養寺・小川	TEL	866-8418	
		共通区	10区（神奈川区、西区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、青葉区、都筑区、瀬谷区）			

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
5	医療救護隊の研修や訓練の充実

◇地域の課題、基礎データ等

震度6弱以上の地震が観測された場合、区医師会、区薬剤師会等の協力を得て、医療救護隊（医師、Yナース、薬剤師、業務調整員で構成）を編成し、地域防災拠点などに派遣し、主に軽症者に対する応急医療を行うことが本市防災計画で定められています。また、大規模地震発生時には区医療調整班が医療調整を行うことが防災計画で定められています。

震災時に医療救護活動や医療調整を迅速かつ確実にを行うためには、平時から研修や訓練の実施、情報通信体制の整備、必要な資器材の備蓄、搬送手段の確保、災害拠点病院との連携など、関係機関が連携しながら取り組んでいくことが必要です。

必要な資器材の備蓄については令和3年度予算において拡充が行われました。一方、研修や訓練については、Yナース向けの研修や保健活動グループ向けの研修が実施されていますが、全市レベルでの医療救護隊の研修や訓練はここ数年行われておらず、特に高度な調整能力が必要となるロジスティックを行う業務調整員向けにはこれまで全く研修や訓練が行われておりません。また、このことは医療調整班全体についてもあてはまります。

区域を超えた医療調整及び医療救護活動を行うことも視野に、全市的なレベルでの技能水準の平準化、底上げを目指した専門的、実践的な研修や訓練の実施が必要です。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（戸塚区において登録済みの横浜市災害支援ナースからの提案や要望）

◇区民からの具体的な要望

これまで、医療救護隊の構成メンバーから発災時の参集や医療救護活動についての研修や訓練を行うことが求められていました。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

戸塚区では、令和元年度に参集から派遣までの手順を確認する訓練やトリアージ（※）の基本を学ぶ訓練を実施し、昨年度は特に要望が多いトリアージに特化した訓練を実施しました。

訓練の参加者からは概ね高い評価を得てはいますが、発災時に迅速かつ確実に活動できるよう、より専門的で実践的な研修や訓練の実施が求められています。

（※）出来る限り多くの方の命を救うため、けがなどの緊急度・重症度により、治療や搬送の順番を決めること

◇提案内容・概算額等

習熟度に応じたレベル別で実践的な医療調整班及び医療救護隊研修や訓練の実施（ 円）

(1) 令和5年度
医療局医療政策課及び希望する区の福祉保健課でプロジェクトチームを作り、次の研修などを参考に、また災害医療アドバイザー、災害拠点病院などの意見をききながら、医療調整班全体や医療救護隊、業務調整員に特化した研修計画を策定し、研修を実施します。

参考とする研修（以下の研修はあくまで参考に例示するものです。研修内容は、プロジェクトチームによる検討に基づき定めることとなります。）

- ・医療調整班向け 災害医療従事者研修会など
- ・医療救護隊向け 災害派遣医療チーム研修（通称：日本DMAT隊員養成研修）など
- ・業務調整員向け DMATロジスティックチーム隊員養成研修など

(2) 令和6年度以降
希望する区の福祉保健課職員、医療救護隊関係者を対象に研修や訓練を継続して実施します。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	医療局医療政策課
------	----------

◆局回答内容

医療局		医療政策課	
担当者名	山本	TEL	671-3932

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容 研修や訓練について、区の意見を取り入れながら実施したいと考えています。なお、訓練にあたり、マニュアルの整備も必要ことから、令和4年度中に区の代表者などで構成するプロジェクトチームをつくり、マニュアルや訓練、研修の検討を行いたいと考えています。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

		戸塚区	福祉保健課		
		担当者名	秦、渡辺	TEL	866-8424
		共通区	11区（鶴見区、神奈川区、西区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、青葉区、泉区、瀬谷区）		
所管局名	健康福祉局				
		継続年数	新規		
提案種別					
予算関連					
番号	項 目				
6	地域ケアプラザにおけるICT利活用の推進に向けた支援				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>1 地域ケアプラザでは、ICTの利活用に向けて、令和2年度に市内全施設においてWi-Fi環境が整備されています。</p> <p>2 具体的な活用事例として、市民向け講座や関係機関との会議、福祉保健に関する相談対応などが挙げられます。</p> <p>3 Wi-Fi環境を活用した事業展開について、施設からは、ICTに関する知識や機器の操作に明るい職員が限定的であることから、活用を進めにくいという声が寄せられています。</p> <p>4 地域ケアプラザにおけるICT活用を一層推進し、「withコロナ」を前提に事業展開を進めるためには、地域ケアプラザ職員のICT機器の使用方法をはじめ、地域ケアプラザの各事業への利活用を目標としたスキルアップが必要と見込まれます。</p>					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他（地域ケアプラザからの相談対応等）					
◇区民からの具体的な要望					
<p>令和3年度からオンライン相談を先行実施している横浜市名瀬地域ケアプラザからは、ビデオ会議システムによる相談対応を実施するにあたって留意すべきセキュリティ上のポイントについて相談がありました。</p> <p>令和4年度から新たにオンライン相談を実施する施設を選定するために実施した意向調査(※)では、ICT機器やアプリの操作をできる職員が限定的であるため操作方法を学ぶ機会が欲しいという声や、オンライン相談の実施をきっかけに職員のICTに関する知識やスキルの向上につなげたいという声が寄せられました。</p> <p>(※)横浜市名瀬地域ケアプラザを除いた戸塚区内地域ケアプラザ10館を対象に調査</p>					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。					
<p>令和3年度に横浜市名瀬地域ケアプラザから寄せられた相談（オンライン相談時に留意すべきセキュリティ上のポイント）については、デジタル統括本部の協力を得ながら、戸塚区と当該施設との間の取り決めとして運用ルールを策定しました。</p>					
◇提案内容・概算額等					
<p>1 地域ケアプラザ職員を対象に、ICTの基礎知識や事業での活用方法を学ぶことができる研修を市域で実施します。具体的には、講座・講演等の実施や福祉保健に関する相談対応、三者以上による会議などについて、ビデオ会議システムを活用した事業展開が、それぞれの事業の担当者ごとに可能な状態にするを旨とします。</p> <p>【健康福祉局地域支援課】 研修委託費及び事務費 合計1,000千円</p> <p>2 上記取組を契機として、地域ケアプラザにおけるICT利活用のステージを引き上げる必要があると考えます。施設と区（あるいは市）との情報共有や各種報告業務の合理化・省力化について検討し、推進することで、地域ケアプラザの本来業務である地域支援業務の強化につなげることができると見込まれます。</p>					
◇参考：区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課	健康福祉局地域支援課				

◆局回答内容

	健康福祉局	地域支援課		
担当者名	藤村、末野	TEL	671-2388	

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 職員がICT機器・Web会議システムのスキルアップを目的とした研修を実施します。研修を通じ、各施設におけるセキュリティ対策をはじめ、オンラインの相談や事業実施に関わるトラブル対応、参加者・職員からの質問に対応可能な職員の育成を行います。これにより、講習会など地域ケアプラザが地域の実状やニーズ等必要に応じて地域住民を支援出来る環境づくりを進めます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	環境創造局	栄区		区政推進課	
		担当者名	山口	TEL	894-8331
		共通区	磯子区、金沢区		
		継続年数	新規		

提案種別	
予算関連	

番号	項目
5	円海山周辺緑地の利用実態調査の実施

◇地域の課題、基礎データ等

栄区の南東部には、横浜市緑の10大拠点の一つである市内最大の緑地・円海山周辺緑地があり、区民に親しまれています。横浜市都市計画マスタープラン栄区プランにおいても、良好な緑地や水辺を区の魅力に位置づけ、その発信に取り組んでいます。緑地の保全活動をしている団体の高齢化や緑地周辺地域の人口減少などの課題があり、さらなる魅力発信の取組により、市民と緑の関わりを増やすことが求められます。

一方で、森を活用した魅力づくり及び発信においては、単なる観光振興ではなく、緑地保全の観点や利用者のマナー啓発等を含め、持続可能性に配慮した取組を行う必要があるため、より効果的で適切な取組を実施するために円海山周辺緑地の利用者のニーズ等を把握する必要があります。

令和3年度区民意識調査における緑地と水辺環境の満足度：76%

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他 ()

◇区民からの具体的な要望

団体のメンバーが高齢化しており、担い手の確保に苦慮しているため、森の魅力や団体の活動について発信する取組を行ってほしい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- 令和4年度栄区運営方針 施策1・まちの魅力づくり「森の魅力づくり推進」
- 横浜市都市計画マスタープラン栄区プラン まちづくりの基本理念「次世代に継承する緑豊かな生活文化都市」まちづくりの目標3「自然に囲まれた生活ができるまちづくり」
- 区実施事業抜粋
 - ①小学生向け自然体験教室
 - ②さかえグリーンサポーター制度の創設運用（企業団体と愛護会等のマッチングによる環境活動団体の支援）
 - ③環境活動団体の交流会
 - ④広報よこはま、地域情報誌等への記事掲載
 - ⑤利用実態調査（令和4年度秋冬）

◇提案内容・概算額等

【円海山周辺緑地の利用実態調査】

- 趣旨
市内最大の緑地である円海山周辺緑地をまちの魅力ととらえ、その魅力に新規住民や来街者が集うことで、まちや緑地の持続可能性を高める事業を中長期的に実施する必要があります。そこで、緑地の魅力づくり及び発信の取組を検討するための調査及び分析を行い、令和6年度以降の事業化に向け、区局で連携して検討します。
- 調査手法
(1) 通行者の時間別、歩行者・ランナー・自転車別、方向別通行量のカウント調査
(2) 利用実態（目的、利用コース、ニーズ等）の聞き取り調査
- 実施地点
円海山周辺緑地のハイキングコース等における6地点
- 実施時期
春（5月頃）及び夏（8月頃）
- 費用
4,000千円

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	環境創造局みどりアップ推進課
------	----------------

◆局回答内容

環境創造局		みどりアップ推進課	
担当者名	清水	TEL	671-2624

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 局内関連課と調査に協力するとともに、引き続き地域の魅力づくりの検討について連携していきます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

Table with 2 columns: 所管局名, 総務局

Table with 4 columns: 栄区, 税務課, 担当者名, 鳥海, TEL, 894-8613, 共通区, 全区 (青葉区は提案①を除く)

Table with 2 columns: 継続年数, 新規

Main proposal form with sections: 提案種別 (予算・制度関連), 番号 (7), 被災者生活再建支援システムの充実等, 地域課題, 提案内容, 概算額等, 参考: 区執行体制上の課題

局回答内容

Table with 4 columns: 総務局, 緊急対策課、防災企画課, 担当者名, 辻、永森, TEL, 671-3458・4096

Table with 2 columns: 対応の有無, 一部対応する / 対応する場合 / 対応しない場合, 対応の内容 / 課題に対する局の考え方 / 対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局	栄区		福祉保健課	
		担当者名	山田	TEL	894-6917
		共通区	2区(西区、瀬谷区)		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
8	民生委員・児童委員活動の負担軽減等に向けた状況調査及び改善策の検討

◇地域の課題、基礎データ等

1 令和3年9月時点で、栄区の高齢化率は31.0%（全国29.1%、横浜市24.8%）と高く、令和17年には36.3%に達すると見込まれています。一方で、民生委員・児童委員の高齢化も進んでおり、今後、10年では現在の民生委員・児童委員の多くが退任の時期を迎えます。今後はこれまで以上に推薦候補者の確保がより厳しくなることが想定されます。

2 欠員が生じた場合、隣接する地区の民生委員がフォローしているが限界があり、このような事態が続き民生委員・児童委員の負担感が増し、新たな担い手の発掘の妨げになっていることなど、少なからず影響していることは否めません。

3 民生委員・児童委員の負担軽減や活動支援を進め、地域の担い手の創出や継続して活動していただくための支援を今から準備・整備することが必要不可欠です。

【基礎データ（栄区：令和4年12月1日現在）】
 民生委員児童委員数：150人（定員163人）、民生委員ひとりあたりの担当世帯数：212～515世帯（基準200～440世帯）

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（民生委員児童委員一斉改選に係る事前説明会）

◇区民からの具体的な要望

「一斉改選後の後任が見つかりそうにない」「民生委員が欠員している地区のフォローは隣接地区の民生委員ができる範囲で行っているが、限界がある」「何ごともスリムにして働いている人も負担なく参加できるようにしてほしい」等

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- 1 欠員地区の自治会町内会等へ働きかけの実施（7月1日付、欠員地区1人を委嘱）
 - 2 令和4年度一斉改選の対応
自治会町内会会長等向け説明会の実施（2回）、ホームページの改訂
- 【区運営方針の位置付け】令和4年度栄区運営方針：施策2「みんなが支えあい・助けあい、安心を感じるまちづくり」組織運営「区民や各種団体等の皆様との連携による課題解決」

◇提案内容・概算額等

民生委員・児童委員の推薦や活動に関する課題、検討
 栄区をモデルとし、民生委員・児童委員を対象に、推薦や活動における課題や問題点、効率化等の改善点に関するアンケート等調査を実施し、集計結果を「ICT等デジタル化可能なもの」「事務等で削減やスリム化により効率化可能なもの」「本来の活動として残すもの」等に分類を業者委託により行う。
 この結果を踏まえ、18区と局で課題解決に向けた具体策について検討しつつ、栄区でモデル的に実践し、その結果を全市的な取組に展開することを目指します。

【概算額】■■■円
 （内訳）民生委員・児童委員150人への郵送調査の実施・集計・分類等の委託費用等

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	健康福祉局地域支援課
------	------------

◆局回答内容

健康福祉局		地域支援課	
担当者名	柿沼・中澤	TEL	671-4046

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 他区よりも早期に高齢化が進む栄区及び状況の異なる他区をモデル区とした改善の取組等の実施を予定しています。栄区の取組等を踏まえ、令和7年12月の一斉改選に向けた推薦方法及び民生委員の活動支援等について、区局による検討を進めることを予定しています。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	健康福祉局
------	-------

栄区		高齢・障害支援課	
担当者名	小幡	TEL	894-8068
共通区	13区（鶴見区・西区・南区・港南区・旭区・磯子区・金沢区・港北区・緑区・青葉区・戸塚区・瀬谷区）		

継続年数	新規
------	----

提案種別	
予算・制度関連	
番号	項目
9	市外施設利用者に対する障害支援区分認定調査の円滑な実施
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>福祉ニーズが多様化し、市外の障害者支援施設やグループホームで生活を希望する方が増えています。障害福祉サービスを利用するためには、障害支援区分の認定が必要となります。障害支援区分の認定は、市町村職員が障害のある方と面接し、心身の状況や環境等について聞き取りをする調査（以下、調査とする）を行います。調査と医師意見書に基づき、市町村審査会で認定します。</p> <p>市外等の遠隔地の場合は施設までの往復に丸一日程度時間を要する場合があること、出張旅費も高額になることから他自治体への嘱託等を活用して、業務の効率化を図る必要があります。</p> <p>調査は障害のある方が市外等の遠隔地に居住している場合、他自治体に嘱託することができますが、自治体間の相互の協力となっているため、嘱託調査を依頼する場合は、本市で他自治体からの調査を受託することが求められます。</p> <p>（根拠） ・横浜市外の入所施設利用者 令和2年9月時点 約160名 ・市外のグループホーム利用者 令和4年5月時点 約120名</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他（ 区職員の勤務状況により把握 ）	
◇区民からの具体的な要望	
障害者支援担当の職員に障害のある方、家族への相談支援を強化してほしい。（家族会等）	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
・市外の入所施設利用者及びグループホーム利用者については職員が業務出張により訪問調査を実施 ・現在、18区ごとに他自治体に嘱託を依頼するか、もしくは施設所在地で委託可能な事業所を探した上で、契約を結び、調査を依頼（委託調査費 6,800円）	
◇提案内容・概算額等	
・市外の入所施設を利用されている方の実態把握をすること ・市外施設所在地の自治体に嘱託もしくは事業所に委託できるかどうか、局で情報を集約すること ・他自治体に嘱託できるよう、市内の事業所に受託するために予算化すること 現在、局から区配される調査委託費が1件あたり6,800円（税別）ですが、先行他都市の金額を参考に、現状に合わせた委託調査費の見直しを行う必要があります。 【参考】 市外入所施設及びグループホーム利用者 約280名に対し3年に1回調査実施。1年間で約90名分として積算 委託調査費@8,300円×90件 受託分の委託にかかる経費@8,300円×90件（委託調査費と同程度で積算） 計1,494千円	
◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	健康福祉局障害施策推進課

◆局回答内容

健康福祉局		障害施策推進課	
担当者名	米津(克)	TEL	671-4639

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容 業務委託可能な事業者を見込むことができないため、予算化は見送ります。なお、市外施設の入所者数やグループホームの利用者数の把握は請求情報を元に現時点でも把握可能です。また、入所施設への委託の可否については令和2年に市外施設に実施したアンケート結果をすでに共有しているところです。 市外施設入所者等に対する認定調査を一律に嘱託調査や委託調査で実施することは想定していませんが、横浜市が他自治体に嘱託調査を依頼するために、他自治体から横浜市への嘱託調査を受託する体制づくりは必要と考えています。実施可能な対応方法について引き続き検討を進めます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調査書

所管局名	政策局、健康福祉局、環境創造局、道路局
------	---------------------

泉区		区政推進課	
担当者名	稲垣	TEL	800-2332
共通区	戸塚区		

継続年数	5年
------	----

提案種別	
予算・制度関連	
番号	項目
2	深谷通信所跡地利用基本計画の確実な事業推進、各局連携
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>1 経過</p> <p>平成26年 深谷通信所返還 平成30年 「深谷通信所跡地利用基本計画」策定 令和5年度 都市計画決定(予定) 令和25年度 整備完了(予定)(着工準備期間5年を含む)</p> <p>2 地域状況</p> <p>・基本計画の実現に向けて過年度、環境アセスメント手続(配慮書、方法書)が実施され、地域では事業が少しづつ進んで来ているとの認識がされています。</p> <p>・環境アセスメントの手続きが進み、事業の全体像やスケジュールが地域に示されたことで、地域の関心は、公園、墓園、接続道路等の詳細内容に移りつつあります。</p> <p>・77haに及ぶ大規模な整備であり、既存の「かまくらみち」だけでは、地元の交通渋滞等、生活環境に与える影響が大きいことから、環状3号線、環状4号線との接続道路の整備については、事業全体を進める上で必要不可欠なものとして、特に関心が高くなっています。</p> <p>3 課題認識</p> <p>・今後の都市計画決定に向けては、各局間の事業スケジュールを調整した上で、確実に実現するためのマネジメントが求められます。</p> <p>・地域で事業全体のポイントと認識している環状3号線、環状4号線との接続道路の整備については、各局事業整備の段階に応じた道路整備計画を地域に示すことで、安心感を持ってもらうことが重要です。</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()	
◇区民からの具体的な要望	
<p>・事業を進める上で環状3号線、環状4号線との連絡道路は必要不可欠。かまくらみちだけでは交通需要を満たすことは難しい。新たな道路インフラの整備無くして基本計画は成り立たない</p> <p>・連絡道路の整備スケジュールはどうなっているか。公園、墓園、外周道路の段階的な供用開始スケジュールと整合性は取れているのか。</p> <p>・上瀬谷通信施設跡地の進捗と比較して深谷は進んでいないと感じる。「都市計画決定までのスケジュール(ロードマップ)」を地域に丁寧に説明することで、着実に事業が進んでいくという実感を持たせてほしい</p> <p>・都市計画決定後の各事業(公園、墓園、道路)について地域の意見を反映した上で着実に整備を進めてほしい</p>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
<p>・泉区運営方針：魅力向上・創出「とどげよう！いずみの魅力」</p> <p>・地域意見を反映した跡地利用及び暫定利用の実現に向けた調整</p> <p>・地域要望を踏まえた対応</p> <p>①中央広場一般開放及び広場でのイベント開催 ②消防ヘリ離発着訓練及びPR動画作成広報 ③公共トイレの整備</p>	
◇提案内容・概算額等	
<p>・政策局が中心となり、地域住民に納得性の高い説明ができるよう進捗管理、スケジュール調整等の事業全体のマネジメントの着実な推進</p> <p>・事業局(健康福祉局、環境創造局、道路局)間のスケジュール調整等、連携による円滑な事業実施</p> <p>・都市計画決定に向けた丁寧な地域説明(深谷通信所返還対策協議会等)及び事業費確保</p> <p>・政策局と国との管理委託契約敷地の適切な維持管理の実施</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
<p>現行の体制で対応</p>	
◇所管局	
所管局課	政策局基地対策課、健康福祉局環境施設課、環境創造局公園緑地整備課、道路局企画課

◆局回答内容

政策局		基地対策課	
担当者名	小金井、平川	TEL	671-4002

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	事業実施に向けた計画全体調整及び国有地処分に必要な図書作成を行います。 暫定利用に関する運営・維持管理を行います。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

健康福祉局		環境施設課	
担当者名	吉田、宮本、 榎本	TEL	671-4387

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	環境影響評価手続等、都市計画決定に向けて、引き続き必要な手続き、調整を進めます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

環境創造局		公園緑地整備課	
担当者名	内山	TEL	671-4611

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	都市計画決定に向けて手続き等を着実に進めます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

道路局		企画課	
担当者名	関野、正岡、植 月	TEL	671-2777

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	都市計画決定に向けて、関係部局と協議、調整を進めます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	教育委員会事務局	泉区		地域振興課	
		担当者名	山口、菅谷	TEL	800-2396
		共通区	7区（鶴見区、中区、南区、保土ヶ谷区、緑区、戸塚区、瀬谷区）		
		継続年数	新規		

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
3	最低賃金の上昇に伴う学校コミュニティハウス委託料の見直し、及び最低賃金上昇時の人件費予算の増額制度新設

◇地域の課題、基礎データ等

市内に設置している学校施設活用型コミュニティハウス（以下、「学校コミハ」という）は、指定管理者制度ではなく、委託契約により運営しています。利用料収入はなく、受託者は本市からの委託料の範囲内で運営する必要があります。学校施設を活用しており、大規模な修繕や光熱水費は、学校（教育委員会事務局）側に負担いただいているため、受託者の経費の大部分（7割程度）が人件費に充てられています。学校コミハの運営費は、教育委員会事務局から個性ある区づくり推進費に統合されていますが、神奈川県最低賃金が毎年上昇している中で、平成26年度の消費税増額時に増額分が措置されて以降、教育委員会事務局から予算の追加統合はなく、各区とも予算内での運営に苦慮しています。令和4年度予算については、例年どおりの開館時間では人件費が足りず、泉区では開館時間を短縮して対応している状態です。

〔年度別時給神奈川県最低賃金額〕
 H26 887円、H27 905円、H28 930円、H29 956円、H30 983円、R元 1,011円、R2 1,012円、R3 1,040円

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（各区担当者による各学校コミハのモニタリングによる修繕等の要望）

◇区民からの具体的な要望

開館時間短縮を進めるに当たり、短縮する時間帯に施設をご利用していた利用者には、曜日を変更頂くなどご理解・ご協力を得ながら運営を継続しています。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

区により対応は異なりますが、各館とも開館時間中常時1～2名と必要最低人数で運営しているため、今以上の人員数の削減は不可能です。各区とも増減調書等で予算確保に向け働きかけていますが、委託料を増額できない区は、修繕や備品購入などを先送りとするなどの対応を行っていますが、限界に近づいています。今後も学校コミハ委託料が増額されない場合、開館時間や日数を更に減らすなどの対応を取らざるを得ず、大きく市民サービスが低下する懸念があります。

◇提案内容・概算額等

横浜市公共施設管理基本方針では、公共施設の長寿命化を図りつつ、長期的な視点をもって、更新・統廃合などを行うことにより、時代のニーズに対応しながら、必要な機能を持続的に提供することが求められています。

- 学校コミハについても、効率的・効果的な運営をさらに進めるためには、情報や人材、資金などの様々な経営資源を最大限に生かすことが必要です。より効率的な運営を行うためには、経費削減も検討しなければなりません。最低賃金上昇分の人件費は経費削減の対象とは異なるため、時間給職員の最低賃金上昇相当分の人件費を最低でも1年間分、個性ある区づくり推進費へ追加統合するよう、財政局との調整を確実に行ってください。

〔概算：35館193万円、1館平均5万円〕

- 現在、指定管理施設から適用されている賃金スライド制度のように、最低賃金が増した年には、その分を反映できる制度の新設を提案します。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	教育委員会事務局 学校支援・地域連携課
------	---------------------

◆局回答内容

教育委員会事務局		学校支援・地域連携課	
担当者名	石井、梶原	TEL	671-3278

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 委託料に係る人件費上昇分（1,930千円）を、各区の個性ある区づくり推進費に予算計上します。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

		瀬谷区	区政推進課	
所管局名	都市整備局	担当者名	道原、佐々木	TEL 367-5631
		共通区	2区(旭区、緑区)	
		継続年数	新規	
提案種別				
予算・制度関連				
番号	項 目			
1	花と緑、農の魅力あふれるまちの実現と国際園芸博覧会の開催に向けた機運醸成の取組推進			
◇地域の課題、基礎データ等				
<p>1 瀬谷区では人口減少が続いており、特に子育て世代が減少傾向となっています。色々な世代の方がバランスよく居住する状況とするためには、区民の方の定住志向の向上と、子育て世代を呼び込むことが必要です。</p> <p>2 2027年の国際園芸博覧会(以下「園芸博」という)は、会場への来場やICT活用などの多様な参加形態により世界中の方々に横浜・上瀬谷を知ってもらう好機です。</p> <p>3 園芸博の開催は、これまで花や緑に関心の薄かった層の方にも地元の魅力を再認識してもらい、地域への愛着を深めてもらえる好機です。</p> <p>4 一方で、市民の方のうち園芸博の開催を知らない人が69.0%というアンケート結果がでており、より多くの方に知ってもらうため、さらなる取り組みが必要です。</p> <p>【基礎データ】 市民の園芸博認知度：知っている 30.1%、知らない 69.0% (令和2年度ヨコハマeアンケート)</p>				
◇地域ニーズ等の収集手段				
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input checked="" type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()				
◇区民からの具体的な要望				
瀬谷オープンガーデンを始めとした花と緑に関する取組は区民アンケートからも継続や充実を望む声が多く、園芸博の機運醸成のためにもさらなる推進が求められています。また、園芸博の認知度向上のため地元瀬谷区にとどまらず市内で幅広く取り組みを行うことが重要との意見がでています。				
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。				
令和4年度 瀬谷区運営方針の「目標達成に向けた施策(魅力の創出、区民協働の推進)」において「国際園芸博覧会の開催に向けた機運醸成」を位置づけ、区民の方が花や緑に親しむ取組を進めています。				
◇提案内容・概算額等				
<p>1 各区が実施するオープンガーデン事業での園芸博のPR 【都市整備局】 【環境創造局】</p> <p>2 小中学生等若年層への園芸博やSDGsをテーマとした教育プログラムの実施 【都市整備局】</p> <p>3 民間企業等と連携した全市的なPR活動の実施 【都市整備局】</p> <p>4 園芸博の機運醸成を行う団体等に対する補助制度の創設 【都市整備局】</p> <p>5 園芸博に関する効果的な情報発信の検討 【都市整備局】</p> <p>6 横浜ならではの「コト消費」「モノ消費」創出に向けた検討 【都市整備局】</p> <p>7 区が実施する機運醸成事業への予算配付 【都市整備局】 【都市整備局 国際園芸博覧会推進課】事業費：2,500千円</p>				
◇参考：区執行体制上の課題				
現行の体制で対応				
◇所管局				
所管局課	都市整備局 国際園芸博覧会推進課			

◆局回答内容

	都市整備局	国際園芸博覧会推進課		
担当者名	井上、西堀	TEL	671-4627	

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	1～6の提案も含めて、国際園芸博覧会の認知度向上、機運醸成のための効果的な取組を具体的に検討し、進めます。 7については区配予算として予算調整案に計上済みです。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	市民局
------	-----

瀬谷区		地域振興課	
担当者名	村木、松尾	TEL	367-5789
共通区	3区（神奈川区、南区、旭区）		

継続年数	新規
------	----

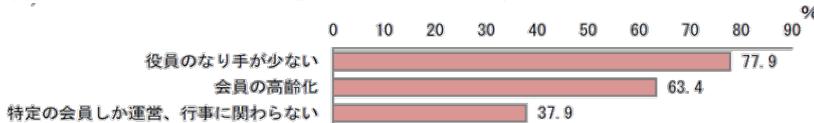
提案種別	制度関連
------	------

番号	項目
2	自治会町内会の担い手不足に対する取組の強化

◇地域の課題、基礎データ等

- 市内の約8割の自治会町内会では、『会員の高齢化』や『特定の会員への負担集中』、『新たな担い手不足』を運営上の課題としており、最も身近で、住みよい地域づくりに欠かせない自治会町内会活動の喫緊の課題となっている。
- 他方、自治会町内会における担い手確保のための取組は、『有望な方への直接勧誘』、『業務、役員数、行事の削減による負担軽減』、『当番制、抽選』など、組織運営としては後ろ向きな手法も含め、手探りで行っているのが実情。
- こうした自治会町内会の担い手不足対策として、局の取組としては、区配事業として「地域づくり大学校事業」を全区展開しているが、とりわけ自治会町内会の新たな担い手発掘・育成はアンケートのとおり十分とは言えない状況にある。
- 瀬谷区では、地域づくり大学校事業に加え、区独自の取組として専門家の派遣（コーディネーター派遣）事業もあわせて展開しているが、人材発掘は難しい状況にある。

【基礎データ】<自治会町内会の運営上の課題>
令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査より



◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査）

◇区民からの具体的な要望

瀬谷区では12の地区支援チームが地域へ出向き、地域情報を収集しているが、担い手不足の声が途絶えることはなく、手をこまねいている状況を把握している。また、担い手不足対策に関する窓口相談もある。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- 瀬谷区運営方針：基本目標②「区民に寄り添った課題の解決」
- 平成26年度から区民向け講座事業「地域大事業」を開始。
 - 平成30年度から地域大事業に加えて、コーディネーター派遣事業（せやの地域づくり塾事業）を追加実施
 - 令和4年度から担い手づくりに特化したコーディネーター派遣事業（担い手づくりモデル事業）を追加実施

◇提案内容・概算額等

- ①区局が行う取組の見直しと強化
区局が協力・連携し、これまでの取組の評価、見直しを行った上で、全市的な取組の強化と取組の体系化を図る。
- ②自治会町内会の負担軽減
区局が協力・連携し、ア 昭和の時代から続く行政から自治会町内会への依頼内容の見直し
イ ICTなどの活用による団体の負担軽減
これにより、将来を見据えた、担い手が生まれやすい環境を整える。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局課	市民局地域活動推進課
------	------------

◆局回答内容

市民局		地域活動推進課	
担当者名	関	TEL	671-3624

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容 庁内会議での議論を踏まえ、提案内容の取組事例を参考にして検討します。また、自治会町内会の負担軽減に向けてアンケートを実施し、自治会町内会長の意見も踏まえて検討していきます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

		瀬谷区	総務課
		担当者名	越田、金子 TEL 367-5611
		共通区	2区(西区、栄区)
		継続年数	4年
所管局名	総務局		
提案種別	予算関連		
番号	項目		
3	区設置の防災スピーカーの年間保守管理		
◇地域の課題、基礎データ等			
<p>平成26年に瀬谷北部連合、本郷連合、瀬谷第二連合の3連合自治会から、市長及び市会議長あてに「境川の川沿いへの防災無線の設置」に係る陳情がなされました。</p> <p>その後、平成28年から総務局危機管理室により「設計・整備・工事」がされ、平成31年4月から瀬谷区において運用・維持管理が開始されました。</p> <p>令和3年度は、●年間保守点検費： 千円 ●通信費： 千円/年 ●光熱水費： 千円/年 【令和3年度維持管理費： 千円(バッテリー交換費用含む)】かかっており、今後、経年とともに修繕等が多く発生する可能性が高く、区での維持管理が困難となることが予測されます。</p> <p>また、安定した運用のため、3年に一度バッテリー交換を行う必要があり、令和3年度費用は 千円でした。仮に人件費や電気代等の高騰が続き、毎年2割ずつ費用が増加したとすると、次回バッテリー交換時期の令和6年度には 千円程度かかると想定され、自主企画事業費で行うその他の事業への影響は甚大です。</p>			
◇地域ニーズ等の収集手段			
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()			
◇区民からの具体的な要望			
【瀬谷区】瀬谷北部連合、本郷連合、瀬谷第二連合の3連合自治会長から、市長及び市会議長あてに「境川の川沿いへの防災無線の設置」にかかる陳情をいただいた。			
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。			
【総務局】H28：基本設計 H29：実施設計 H30：工事着手 【瀬谷区】H31.4：運用・維持管理開始			
◇提案内容・概算額等			
<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度から3年度にかけて市内に設置された、市防災スピーカーの運用は総務局が維持管理事務及び予算計上を行い、各区で発報操作(一部)を行っております。 ・防災スピーカーは、精密機器でありながら屋外に設置されているため、経年とともに多くの修繕が必要となる可能性が高く、個性ある区づくり推進費での対応は、年々困難となることは避けられないと考えています。 ・市防災スピーカーと区防災スピーカーの運用開始時期は同時期であり、本来であれば区防災スピーカーは市防災スピーカーとして設置・運用されるべきであったと考えています。 ・これらのことから、瀬谷区境川流域に設置された区防災スピーカーについても、市防災スピーカー同様、総務局が維持管理事務及び予算計上を行い、各区で発報操作(一部)としての運用を希望するものです。 			
◇参考：区執行体制上の課題			
現行の体制で対応			
◇所管局			
所管局課	総務局緊急対策課		

◆局回答内容

	総務局		緊急対策課
		担当者名	山本・田村 TEL 671-2143

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 瀬谷区境川流域に設置した防災用屋外スピーカーは区からの要望により設置したものであり、設置後の運用・維持管理は区が行うものとして調整されたと理解しています。引き続きその運用・維持管理の対応をお願いします。
	◇対応する場合の課題 運用者と維持管理者が異なることから、保守を行う上で情報共有や意思決定等に時間を要し、有事の際に機器が機能しない恐れがある。

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	医療局
------	-----

瀬谷区		福祉保健課	
担当者名	古角	TEL	367-5702
共通区	9区(神奈川区、西区、保土ヶ谷区、磯子区、港北区(一部賛同)、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区)		

継続年数	新規
------	----

提案種別	制度関連
------	------

番号	項目
----	----

6	震災時における負傷者等の搬送調整に係る様式の変更、マニュアル化、搬送手段の確保
---	-----------------------------------------

◇地域の課題、基礎データ等

1 転院搬送要請書の様式について
 転院搬送の調整にあたっては、「転院搬送要請書」が市の共通様式として定められており、区内の医療機関が収容能力を超えるなど、負傷者等の搬送先が確保できない場合、病院から区、区から市に送付することになっていますが、当該様式には「患者情報詳細」が病院による自由記入の形式となっているため、患者情報が不足し、区から要請元の病院に電話して、患者の基本情報、症状等を確認する必要があるなど現場での混乱が予想されます。

2 医療調整の内容・手順等
 医療調整班の「医療調整」の内容・手順等がマニュアル化されておらず、市・区・医療機関等の中で共有されています。本件提案にあたり医療局に確認したところ、搬送前に市・区が個別の患者情報を病院に連絡することは想定しておらず、搬送先の病院が患者情報を全て現場で確認し、受入れの可否を判断することを想定しているとのことでした。
 しかし、瀬谷区がこれまで毎年医療機関等と連絡会や研修を重ねる中では、医療側の負担を軽減するため、また搬送した重症患者等を現場で病院が受け入れられないという結果にならないよう、区が個々の患者情報を受入先の病院に事前に連絡したうえで、受入れの可否を確認する手順が望ましいと医療機関等から言われており、区としても実際にその必要があると考えています。市・区が搬送前に病院とどこまで調整できるかは震災後の状況やフェーズによる部分もありますが、限られた医療資源を有効に活用するためにも、最低限、要請元の医療機関でのトリアージ等により得られた情報を区として把握し、受入先の病院や搬送を行う者に伝達できるようにしておくべきと考えます。
 市・区・医療機関等の中でこういった点について震災後の実際の状況を想像し、よく議論した上で、「医療調整」の内容・手順等について、マニュアル化すべきと考えます。

3 搬送手段について
 市防災計画では、震災時の搬送手段について、市民の共助も含め、考え得る全ての手段を講じて行うこととされていますが、特に医療機関から要請があった場合で、救急車等の搬送手段が不足する場合の重症・中等症患者の搬送手段の確保について検討しておく必要があります。同様の提案が、令和元年度に金沢区からありましたが、進展がみられません。
 また、検討にあたっては、医療機関への搬送に加えて、病床確保のため、退院等による医療機関からの搬送手段の確保も考慮に入れる必要があります。
 搬送手段の確保については、民間車両の協力を得ることも想定されますが、緊急通行車両、燃料の優先供給、補償、依頼する場合の手順、様式等についての整理が必要となります。

【瀬谷区データ】
 被害想定：負傷者548人(元禄型関東地震(震度6強～6弱))、災害拠点病院1、災害時救急病院5、一般診療所86、訪問看護ステーション14、医療救護隊が巡回する地域防災拠点15

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他(瀬谷区災害時医療ロールプレイ研修)

◇区民からの具体的な要望

瀬谷区では毎年、区医師会、区薬剤師会、訪問看護ステーション等と合同で「災害医療ロールプレイ研修」を実施しており、そこでの課題として、負傷者情報の正確な伝達、搬送手段の不足が挙げられています。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

災害医療連絡会や災害医療ロールプレイ研修等で、医療救護隊の初動、搬送調整について検証を重ねて区のマニュアルを整備してきました。
 搬送手段については、平成29年度に、医療機関及び一部の福祉施設に協力可能な車両、課題等についてヒアリング・アンケートを実施するとともに、休日急患診療所及び災害救急病院のうち3病院の車両計10台について、緊急通行車両の事前届出を瀬谷区独自に実施しました。

◇提案内容・概算額等	
1	<p>搬送要請書様式の見直し 震災時に医療機関等から区に搬送要請を行う場合に、区が搬送に必要な情報を正確・迅速に把握し、搬送先の病院や搬送する者に伝達できる様式に見直すことを提案します。 【様式の項目例】個人の情報（氏名、性別、年齢等）、歩行可否、意識・呼吸・脈の有無、SpO2、外傷の部位、搬送元、搬送手段など。</p>
2	<p>医療調整のマニュアル化 市・区・医療機関等の中で発災後の実際の状況を想像し、よく議論した上で、「医療調整」の内容・手順等について、マニュアル化・共有化することを提案します。特に、医療機関等（病院のほか、災害医療拠点、医療救護隊、訪問看護ステーション等含む）から搬送要請があった場合の対応について整理・共有が必要です。</p>
3	<p>搬送手段の確保 医療機関等から搬送の要請があった場合（退院時を含む）で、市の救急車等の搬送手段が不足する場合に、民間救急車、タクシー、福祉車両、運転手等の協力が速やかに得られるよう、事前に協力協定を締結するとともに、災害時に協力を依頼する場合の手順、様式等を整理することを提案します。 【検討の具体例】 ・緊急通行車両は特定のガソリンスタンドで燃料の優先供給が受けられることを念頭に、緊急通行車両の事前届出を行うこと、事故等あった場合の補償の考え方等について整理し、医療局が協定書のひな形を作成します。 ・民間救急、タクシーなど市域で協力が得られる相手方の場合は医療局が、区域等の場合は区が実情に応じて協定を締結できるようにします。 ・震災時搬送の協力を依頼する場合の手順を定めるとともに、搬送対象の負傷者等の情報を民間救急車などの搬送者に伝達するための様式を定めます。</p>
◇参考：区執行体制上の課題	
<p>現行の体制で対応</p>	
◇所管局	
所管局課	医療局医療政策課

◆局回答内容

医療局		医療政策課	
担当者名	山本	TEL	671-3932

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>救助・救命期においては、区は地域防災拠点等における負傷者数等の把握や、診療可能医療機関の情報提供などとなっています。こういった区からの情報をもとに、医療資源が不足する地域防災拠点や医療機関に、医療救護隊やDMATチームなどの派遣を医療調整チームがおこないます。そのため、患者さん個々の状況把握よりは、全体把握が必要となっています。 上記体制を遂行する、様式の見直しやマニュアルの作成について、令和4年度実施予定の医療調整に関するプロジェクトチームでの議論の中で、検討していきます。 搬送手段については、発災直後は負傷者が、緊急度・重症度に応じて、医療機関を受診する体制となっています。また、搬送された医療機関での診療により、症状の安定した患者さんから順次、自衛隊やDMAT、緊急消防援助隊等と協力し、県外など被災地外に広域搬送を行うことで、病院の医療機能を確保しています。 なお、救助・救命期以外でのフェーズについては、民間事業者等からの協力が見込まれる場合には、協定締結も有効だと考えていますので、引き続き、協力依頼をしていきます。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	環境創造局
------	-------

瀬谷区		福祉保健課	
担当者名	上本	TEL	367-5758
共通区	緑区		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
7	農福連携の事業化に向けた検討の推進

◇地域の課題、基礎データ等

- ・瀬谷区は、18区の中でも3障害（身体・知的・精神）の手帳交付率が高く（瀬谷区：6.08%、横浜市：4.62%）、福祉的な支援が必要な人が多く暮らしている。
- ・瀬谷区は、18区の中で7番目に農地面積（瀬谷区：225.1ha）が大きいですが、区面積の比率でいうと市内2番目に高く、他区と比べて農業が身近にある。
- ・令和3年度に環境創造局が行った福祉施設に対する農福連携に関するアンケート（「横浜市農福連携調査業務委託報告書」）によると、農に関わる事業への関心度合いについて「参入したいが難しいと感じている」「参入を検討したが見送った」「今後の参入を予定している」と回答した施設が3割近くあり、農福連携に興味・関心を持つ福祉施設が一定数いることがわかった。
- ・「新たな中期計画の基本的方向」の「めざす未来の具体像」で、農福連携が「特定のテーマでのつながりや、身近な地域課題の解決に向けた活動への参加など、自分の力を生かせる場」として例示され、市としても推進すべき取組としている。また、市内の未利用地等の活用についても農福連携と絡めて検討の余地があると考えられる。

◇地域ニーズ等の収集手段

1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等

5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望

8 その他（福祉施設へのアンケート、福祉施設へのヒアリング）

◇区民からの具体的な要望

局実施の福祉施設へのアンケートや区実施の福祉施設へのヒアリングの結果、福祉施設から通える範囲内で農業を行うことができる農地を紹介することや農福連携に関する情報を提供することが求められている。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- ・農福連携を行っている福祉施設への視察を通じて、農福連携への考え方や取組姿勢をヒアリング（2施設）
- ・農福連携に興味・関心がある福祉施設等への訪問し、今後の農福連携の意向や進捗についてヒアリング（4施設）
- ・JAに訪問し、瀬谷区の農業や農家に関する情報をヒアリング
- ・区内福祉施設との勉強会を通じて、準備・農作業での課題や必要な支援等を調査・把握
- ・区内未利用地等の活用について検討

◇提案内容・概算額等

「横浜市農福連携調査業務委託報告書」の結果を踏まえ、農福連携の検討を引き続き進めていただきたい。

【取組例】

- ・農福連携に興味・関心がある農家・農地所有者及び福祉施設からの相談対応
- ・農地を探している福祉施設への農地の紹介や情報提供及び農地所有者との調整等

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局課	環境創造局農政推進課
------	------------

◆局回答内容

環境創造局		農政推進課	
担当者名	加部	TEL	671-2949

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 現在、健康福祉局障害自立支援課と農福連携の取組について連携して検討を行っている。既存事業の活用による対応等、今後も引き続き、検討を推進する。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局
------	---------

瀬谷区		こども家庭支援課	
担当者名	松浦	TEL	367-5697
共通区	2区(西区、南区(一部のみ))		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項	目
8	寄り添い型生活支援事業での支援メニューの充実	

◇地域の課題、基礎データ等

当区では貧困や障害などの複数の課題を抱えている家庭や、保護者の養育力が弱い家庭が多いため、支援が必要な子どもたちが多くいます。そのような地域課題を受けて、寄り添い型生活支援事業の前身となる事業を平成21年度から他区に先駆けてモデル実施しました。その後、平成24年度から全市的に事業の必要性が認められたことから、瀬谷区での実施内容をベースとして、こども青少年局の事業として実施されてきました。

その中で当区では地域課題の解決に向け、区独自の事業として区づくり推進費を活用し「生活体験事業(平成25年度から)」及び「アフターフォロー事業(令和3年度から)」を実施し、生活リズムの改善や生活体験を通じた利用者の成長や中学校卒業後の生活の自立に努めています。

当区ではこの2つの取組による成果が見られており、他区でも展開することで同様の効果が見込まれることから支援メニューの充実について局予算化を提案します。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他()

◇区民からの具体的な要望

- ・生活リズムを整える為の更なる取組を進めたい。(運営事業者から)
- ・卒所生のその後の生活確認ができないか、困っている子がいないか心配。(運営事業者から)

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

瀬谷区運営方針「子ども・青少年の育成」施策として、「青少年の心豊かな成長の支援」を位置付けています。また、下記2事業について区の独自事業として実施しています。

- 1 生活体験事業(平成25年度から個性ある区づくり推進費で対応)
生活リズムの改善や様々な生活体験を通じた利用者の成長を目的として、夏休み期間中、連続した日程で、長時間、集中的に生活体験や外出企画・保健師からの指導など、放課後の運営時間だけでは体験できない活動を実施しています。効果として、長時間の集団生活を通じて自宅では習得しづらい生活リズムを体得することができることも、各種体験を通じてルールやマナーなどの生活の基礎知識を学ぶことができ、利用児童・生徒の成長が図られています。
- 【R3実績】※R元以前は原則宿泊で実施、R2からは新型コロナウイルス流行により日帰りで実施
<竹村の丘> <KURUMI>
参加人数：16人(小学生11人/中学生5人) 参加人数：12人(小学生11人/中学生1人)
- 【具体例】
・昼夜逆転していた児童が数日間集中的に規則正しい生活リズムで過ごすことで、生活リズムの改善が見られた。
・電車やバス等公共交通機関を利用して目的地に向かう体験を通して、利用方法や道の聞きかた、公の場でのマナーを体得することができた。
・外部講師を招いて「生活リズムの話」「衛生面の話」「SNSの使い方」等の講義を実施し、効果的に必要な知識を学ばせることができた。
- 2 アフターフォロー事業(令和3年度から個性ある区づくり推進費で対応)
中学校卒業後の生徒について、生活状況を年に1回程度把握し、必要に応じて適切な支援につなぐことを目的に実施しています。効果として、社会性が身につけている様子を確認できると共に、困難な状況が把握された際は適切な支援につなぐようにしています。
- 【R3実績】
<竹村の丘>
連絡実施人数 23人
面談実施人数 7人
- 【具体例】
・卒所した生徒の高校生活や就労状況を知ることで社会性が身につけている様子を確認できる。
・定期的に連絡することで、見守ってくれる大人がいるという安心感を与え、つながりを持ち続けることで困った時に相談しやすい環境を作ることができた。

◇提案内容・概算額等	
【提案内容】	
1 生活体験事業	
○対象：寄り添い型生活支援事業を利用している小・中学生	
○期間：夏休み等長期休業期間を利用した長時間（宿泊・日帰りで4日程度）	
○目的：生活リズムの改善や様々な体験を通し成長すること	
○事業内容：生活リズムを整え健康管理について学ぶ事業・公の場でのルールやマナーなど社会生活のスキルを学ぶ事業・活動の目標設定や振り返りなど、社会的自立について学ぶ事業	
（概算額）委託費 ■■■ 千円（1事業所あたり）【区委託実績による】	
2 アフターフォロー事業	
○対象：中学校卒業後から20歳までの卒所・退所者	
○目的：高校中退の未然防止や就労の継続など自立した生活が送れるように現在の生活状況を確認する。また、必要に応じて適切な支援につなぐ。	
○事業内容：対象者に電話や面談、OB・OG会等でアプローチし、生活状況を把握する。また、必要に応じて支援につなぐ。	
※なお、健康福祉局所管「寄り添い型学習支援事業」において、高校生年齢に対するアフターフォローは既に位置付けられており、本事業についても実施すべきと考えます。	
（概算額）委託費 ■■■ 千円（1事業所あたり）【区委託実績による】	
◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	こども青少年局 青少年育成課

◆局回答内容

こども青少年局		青少年育成課	
担当者名	石丸・松田	TEL	671-2324

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容
	夏休み期間中の生活リズムの維持・改善及び卒所生の生活状況の把握等については、本事業の趣旨とも合致しており、子ども達の自立支援に資する取組であると考えます。しかし、他区において同様の取組を実施する体制が整っていないこと、また事業の実施手法についても検討を要することから、令和6年度以降の実施について今後検討・調整を進めることとします。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

<table border="1"> <tr><td>所管局名</td><td>こども青少年局</td></tr> </table>		所管局名	こども青少年局	<table border="1"> <tr><td colspan="2">瀬谷区</td><td colspan="2">こども家庭支援課</td></tr> <tr><td>担当者名</td><td>岡島</td><td>TEL</td><td>367-5608</td></tr> <tr><td>共通区</td><td colspan="3">5区(西区(一部のみ)、南区、旭区、磯子区、都筑区)</td></tr> </table>		瀬谷区		こども家庭支援課		担当者名	岡島	TEL	367-5608	共通区	5区(西区(一部のみ)、南区、旭区、磯子区、都筑区)		
		所管局名	こども青少年局														
瀬谷区		こども家庭支援課															
担当者名	岡島	TEL	367-5608														
共通区	5区(西区(一部のみ)、南区、旭区、磯子区、都筑区)																
		<table border="1"> <tr><td>継続年数</td><td>新規</td></tr> </table>		継続年数	新規												
継続年数	新規																
<table border="1"> <tr><td>提案種別</td><td colspan="3">予算関連</td></tr> </table>				提案種別	予算関連												
提案種別	予算関連																
<table border="1"> <tr><td>番号</td><td colspan="3">項目</td></tr> <tr><td>9</td><td colspan="3">スーパーバイザー派遣事業の回数増</td></tr> </table>				番号	項目			9	スーパーバイザー派遣事業の回数増								
番号	項目																
9	スーパーバイザー派遣事業の回数増																
<p>◇地域の課題、基礎データ等</p> <p>1 本事業は、各区こども家庭支援課の職員が虐待対応力の向上を図ることを目的に、児童福祉の専門家が助言指導を行うためのスーパーバイザーを区に派遣する事業です(局事業)。現状年2回の派遣とされており、適宜助言を受けるためには回数が不足しています。またスーパーバイザーは児童福祉学識経験者のみとなっており、法律的な視点で適切な対応が検討することができていません。</p> <p>2 瀬谷区での支援が必要なこどものいる世帯の背景は、生活保護率が市内3位となっているほか、母子世帯割合が市内1位、人口比あたりの3障害手帳交付数が市内1位であるなど複雑化しています。支援が難しいケースも多く、職員が適切に支援をしていくためには、状況の変化にあわせて支援内容を評価をするなど長期的な関わりが必要です。</p> <p>3 令和3年10月のこども家庭総合支援拠点開始にあたり、児童虐待対応が専従化され、こども支援員(会計年度任用職員)が新たに配置されました。</p> <p>4 児童虐待対応は、対応や判断を誤ると虐待死につながるリスクが常にある業務です。瀬谷区は児童人口比に対する虐待相談対応件数の割合が高くなっており、より適切な児童虐待対応が必要です。児童虐待対応経験の浅いこども支援員が虐待対応を行っており、人材育成が課題となっているため、経験に合わせて、定期的なスキルアップを図ることが必要です。</p> <p>5 児童虐待対応にあたり、不適切養育の状況を目の当たりにしたり、養育者の自死や自殺未遂などの対応にあたるなどストレスも高く、状況に応じた助言を受けることができ、適切な支援方針を決定することができるよう、適宜スーパーバイズを受けられる体制を整える必要があります。</p>																	
<p>◇地域ニーズ等の収集手段</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()</p>																	
<p>◇区民からの具体的な要望</p> <p>児童虐待相談の対応状況(18区役所) 令和元年度 3,947件 令和2年度3,701件 令和3年度3,821件 個別ケース検討会議実施回数(瀬谷区) 令和3年度100件 所内検討会議実施回数(瀬谷区) 令和3年度43回 スーパーバイザーの助言を受け、区の対応が法的に問題ないことがわかり安心して支援できた、初期対応でリスクを逃がさず検討できたなど、効果がありました。また同じスーパーバイザーが担当することで、職員のスキルに合わせたスーパーバイズを受けられるため、効果が見込まれます。</p>																	
<p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。</p> <p>瀬谷区区政運営方針 施策1 こども青少年の育成 「児童虐待防止事業」 1 令和3年度個性ある区づくり推進費児童虐待防止啓発事業にて、個別支援検討会報償費として弁護士4回分(H19年度開始)計上。 2 令和3年度実績 弁護士は法的助言が必要なケース1回あたり1~2ケース検討 4回実施 児童福祉学識経験者は、新規・継続ケースに対する助言 1回実施 5ケース 3 令和4年度予定(予算) 弁護士4回 社会福祉学識経験者 8回</p>																	
<p>◇提案内容・概算額等</p> <p>1 提案内容 局より年2回スーパーバイザーが派遣されているが、毎月助言を受ける機会を確保するため、スーパーバイザー派遣回数を10回増とし合計12回派遣する。 2 状況に応じたスーパーバイザーを呼べるよう、候補を区でも選択できる仕組みに変更。 3 概算額 報償費(1区あたり) ・児童福祉学識経験者 〇〇千円(こども青少年局職員研修講師謝金支払基準)×3時間×8回= 〇〇千円 ・弁護士 〇〇千円(こども青少年局職員研修講師謝金支払基準)×2時間×4回= 〇〇千円</p>																	
<p>◇参考：区執行体制上の課題</p> <p>現在の体制で対応</p>																	
<p>◇所管局</p> <table border="1"> <tr><td>所管局課</td><td>こども青少年局こどもの権利擁護課</td></tr> </table>				所管局課	こども青少年局こどもの権利擁護課												
所管局課	こども青少年局こどもの権利擁護課																

◆局回答内容

こども青少年局		こどもの権利擁護課	
担当者名	三橋、三浦(こどもの権利擁護課)	TEL	671-4288

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>現在実施している事業を拡充し、区におけるケース対応や職員のメンタルケア等に関する専門家からの助言をよりタイムリーに受けられる体制を構築します。また、従来から行っている要保護児童対策地域協議会調整担当者機能強化向けスーパーバイザー派遣等の回数を増やします。</p>
	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>
対応しない場合	